鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請書

２０２６年１１月６日

京 成 電 鉄 株 式 会 社

[redacted]

京成２０２６第２５８号
２０２６年１１月６日

国　土　交　通　大　臣
井　林　　辰　憲　　殿

千葉県市川市八幡三丁目３番１号
京　成　電　鉄　株　式　会　社
代表取締役社長　天野　貴[redacted]

鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請書

当社では、このたび標記の旅客運賃上限を別紙のとおり変更いたしたく、鉄道事業法第１６条第１項の規定に基づき、関係書類を添付の上申請いたします。

関東運輸局
鉄監
受 -8.11.-6 付
第 27 号

別　　紙

１．氏名又は名称及び住所

千葉県市川市八幡三丁目３番１号

京 成 電 鉄 株 式 会 社

代表取締役社長　天野　貴夫

２．変更しようとする運賃の上限を適用する路線

京成上野～成田空港	（京成本線）	６９．３ｋｍ
京成成田～東　成　田	（東成田線）	７．１ｋｍ
押　　上～青　　砥	（押　上　線）	５．７ｋｍ
京成高砂～京成金町	（金　町　線）	２．５ｋｍ
京成津田沼～千葉中央	（千　葉　線）	１２．９ｋｍ
千葉中央～ちはら台	（千　原　線）	１０．９ｋｍ
京成高砂～成田空港	（成田空港線）	５１．４ｋｍ
京成津田沼～松　　戸	（松　戸　線）	２６．５ｋｍ

３．変更しようとする運賃の上限の種類、額及び適用方法

別添１、２、３及び４のとおり。

なお、すべての運賃は消費税を含んだ額である。税抜の運賃は２０２６年１１月６日時点の税率で算出した申請運賃に１１０分の１０を乗じ、算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）の１円未満のは数を１円単位に切り上げた額とする。

４．変更を必要とする理由

別添５のとおり。

以　　上

別添１

変更しようとする旅客運賃の種類、額及び適用方法（京成本線、東成田線、押上線、金町線、千葉線）

申　　請	現　　行（参考）
第１　運賃計算方法	第１　運賃計算方法
１．普通旅客運賃 (1)～(2) 略 (3) 運賃計算上使用するキロ程 線路が同一方向に連続する限りこれを通算する。ただし、旅客の乗車経路が折返しとなるときは、その折返しとなる駅において打切って計算する。また、京成電鉄京成本線、東成田線、押上線、金町線、千葉線、千原線、松戸線（以下「京成電鉄線」という。）と京成電鉄成田空港線（以下「空港線」という。）を乗り継いで利用する場合はその接続駅または接続点（京成成田駅～空港第２ビル駅間：京成上野起点６７．８キロ）で、それぞれ打切って計算する。	１．普通旅客運賃 (1)～(2) 略 (3) 運賃計算上使用するキロ程 線路が同一方向に連続する限りこれを通算する。ただし、旅客の乗車経路が折返しとなるときは、その折返しとなる駅において打切って計算する。また、京成電鉄京成本線、東成田線、押上線、金町線、千葉線（以下「京成電鉄線」という。）と京成電鉄成田空港線（以下「空港線」という。）を乗り継いで利用する場合はその接続駅または接続点（京成成田駅～空港第２ビル駅間：京成上野起点６７．８キロ）で、京成電鉄線と京成電鉄千原線（以下「千原線」という。）、京成電鉄線と京成電鉄松戸線（以下「松戸線」という。）を乗り継いで利用する場合はその接続駅で、それぞれ打切って計算する。
(4) 略 (5) 運賃計算方 イ　１円単位運賃 ３キロメートルまで　１６７円 ３キロメートルを超え ５キロメートルまで　１９６円 ５キロメートルを超え １０キロメートルまで　２２９円 １０キロメートルを超え １５キロメートルまで　３１４円 １５キロメートルを超え ２０キロメートルまで　３８７円 ２０キロメートルを超え ２５キロメートルまで　４４９円	(4) 略 (5) 運賃計算方 イ　１円単位運賃 ３キロメートルまで　１３６円 ３キロメートルを超え ５キロメートルまで　１５７円 ５キロメートルを超え １０キロメートルまで　１８９円 １０キロメートルを超え １５キロメートルまで　２６２円 １５キロメートルを超え ２０キロメートルまで　３２５円 ２０キロメートルを超え ２５キロメートルまで　３７７円

２５キロメートルを超え	
３０キロメートルまで	５２０円
３０キロメートルを超え	
３５キロメートルまで	５８５円
３５キロメートルを超え	
４０キロメートルまで	６４９円
４０キロメートルを超え	
４５キロメートルまで	７２０円
４５キロメートルを超え	
５０キロメートルまで	８０１円
５０キロメートルを超え	
５５キロメートルまで	８７５円
５５キロメートルを超え	
６０キロメートルまで	９３９円
６０キロメートルを超え	
６５キロメートルまで	１，０１０円
６５キロメートルを超え	
７０キロメートルまで	１，０８１円
ロ　１０円単位運賃	
３キロメートルまで	１７０円
３キロメートルを超え	
５キロメートルまで	２００円
５キロメートルを超え	
１０キロメートルまで	２３０円
１０キロメートルを超え	
１５キロメートルまで	３２０円
１５キロメートルを超え	
２０キロメートルまで	３９０円
２０キロメートルを超え	
２５キロメートルまで	４５０円
２５キロメートルを超え	
３０キロメートルまで	５２０円
３０キロメートルを超え	
３５キロメートルまで	５９０円
３５キロメートルを超え	
４０キロメートルまで	６５０円

２５キロメートルを超え	
３０キロメートルまで	４４０円
３０キロメートルを超え	
３５キロメートルまで	４９２円
３５キロメートルを超え	
４０キロメートルまで	５４５円
４０キロメートルを超え	
４５キロメートルまで	６０８円
４５キロメートルを超え	
５０キロメートルまで	６７１円
５０キロメートルを超え	
５５キロメートルまで	７３３円
５５キロメートルを超え	
６０キロメートルまで	７８６円
６０キロメートルを超え	
６５キロメートルまで	８４９円
６５キロメートルを超え	
７０キロメートルまで	９０２円
ロ　１０円単位運賃	
３キロメートルまで	１４０円
３キロメートルを超え	
５キロメートルまで	１６０円
５キロメートルを超え	
１０キロメートルまで	１９０円
１０キロメートルを超え	
１５キロメートルまで	２７０円
１５キロメートルを超え	
２０キロメートルまで	３３０円
２０キロメートルを超え	
２５キロメートルまで	３８０円
２５キロメートルを超え	
３０キロメートルまで	４４０円
３０キロメートルを超え	
３５キロメートルまで	５００円
３５キロメートルを超え	
４０キロメートルまで	５５０円

４０キロメートルを超え ４５キロメートルまで	７２０円
４５キロメートルを超え ５０キロメートルまで	８１０円
５０キロメートルを超え ５５キロメートルまで	８８０円
５５キロメートルを超え ６０キロメートルまで	９４０円
６０キロメートルを超え ６５キロメートルまで	１，０１０円
６５キロメートルを超え ７０キロメートルまで	１，０９０円

ハ～ト　略

２．定期旅客運賃

(1)～(2) 略

(3) 運賃計算方（１か月）

イ　通勤定期旅客運賃

５キロメートルまで	６，３５０円
５キロメートルを超え １０キロメートルまで	９，４２０円
１０キロメートルを超え １５キロメートルまで	１２，５００円
１５キロメートルを超え ２０キロメートルまで	１５，１８０円
２０キロメートルを超え ２５キロメートルまで	１７，８５０円
２５キロメートルを超え ３０キロメートルまで	２０，１２０円
３０キロメートルを超え ３１キロメートルまで	２１，６６０円
３１キロメートルを超え ３２キロメートルまで	２２，４００円
３２キロメートルを超え ３３キロメートルまで	２３，０４０円

４０キロメートルを超え ４５キロメートルまで	６１０円
４５キロメートルを超え ５０キロメートルまで	６８０円
５０キロメートルを超え ５５キロメートルまで	７４０円
５５キロメートルを超え ６０キロメートルまで	７９０円
６０キロメートルを超え ６５キロメートルまで	８５０円
６５キロメートルを超え ７０キロメートルまで	９１０円

ハ～ト　略

２．定期旅客運賃

(1)～(2) 略

(3) 運賃計算方（１か月）

イ　通勤定期旅客運賃

５キロメートルまで	５，３００円
５キロメートルを超え １０キロメートルまで	７，８６０円
１０キロメートルを超え １５キロメートルまで	１０，４３０円
１５キロメートルを超え ２０キロメートルまで	１２，６７０円
２０キロメートルを超え ２５キロメートルまで	１４，９２０円
２５キロメートルを超え ３０キロメートルまで	１６，８４０円
３０キロメートルを超え ３１キロメートルまで	１８，１３０円
３１キロメートルを超え ３２キロメートルまで	１８，７６０円
３２キロメートルを超え ３３キロメートルまで	１９，３００円

３３キロメートルを超え ３４キロメートルまで	２３，５２０円
３４キロメートルを超え ３５キロメートルまで	２３，８８０円
３５キロメートルを超え ３６キロメートルまで	２４，０２０円
３６キロメートルを超え ３７キロメートルまで	２４，１４０円
３７キロメートルを超え ３８キロメートルまで	２４，２８０円
３８キロメートルを超え ３９キロメートルまで	２４，３８０円
３９キロメートルを超え ４０キロメートルまで	２４，５００円
４０キロメートルを超え ４１キロメートルまで	２４，６４０円
４１キロメートルを超え ４２キロメートルまで	２４，７６０円
４２キロメートルを超え ４３キロメートルまで	２４，９００円
４３キロメートルを超え ４４キロメートルまで	２５，０２０円
４４キロメートルを超え ４５キロメートルまで	２５，１４０円
４５キロメートルを超え ４６キロメートルまで	２５，２８０円
４６キロメートルを超え ４７キロメートルまで	２５，４００円
４７キロメートルを超え ４８キロメートルまで	２５，５４０円
４８キロメートルを超え ４９キロメートルまで	２５，６４０円
４９キロメートルを超え ５０キロメートルまで	２５，７６０円

３３キロメートルを超え ３４キロメートルまで	１９，７２０円
３４キロメートルを超え ３５キロメートルまで	２０，０４０円
３５キロメートルを超え ３６キロメートルまで	２０，１５０円
３６キロメートルを超え ３７キロメートルまで	２０，２５０円
３７キロメートルを超え ３８キロメートルまで	２０，３７０円
３８キロメートルを超え ４０キロメートルまでの部分	１キロメートルまでを増すごとに１００円加算
４０キロメートルを超え ４１キロメートルまで	２０，６９０円
４１キロメートルを超え ４２キロメートルまで	２０，７９０円
４２キロメートルを超え ４３キロメートルまで	２０，９００円
４３キロメートルを超え ４４キロメートルまで	２１，０００円
４４キロメートルを超え ４６キロメートルまでの部分	１キロメートルまでを増すごとに１１０円加算
４６キロメートルを超え ４７キロメートルまで	２１，３２０円
４７キロメートルを超え ４８キロメートルまで	２１，４４０円
４８キロメートルを超え ５０キロメートルまでの部分	１キロメートルまでを増すごとに１００円加算

５０キロメートルを超え ５１キロメートルまで　２５，８８０円 ５１キロメートルを超え ５２キロメートルまで　２６，０２０円 ５２キロメートルを超え ５３キロメートルまで　２６，１２０円 ５３キロメートルを超え ５４キロメートルまで　２６，２４０円 ５４キロメートルを超え ５５キロメートルまで　２６，３８０円 ５５キロメートルを超え ５６キロメートルまで　２６，４９０円 ５６キロメートルを超え ５７キロメートルまで　２６，５９０円 ５７キロメートルを超え ５８キロメートルまで　２６，７００円 ５８キロメートルを超え ５９キロメートルまで　２６，８２０円 ５９キロメートルを超え ６０キロメートルまで　２６，９４０円 ６０キロメートルを超え ６１キロメートルまで　２７，０６０円 ６１キロメートルを超え ６２キロメートルまで　２７，２００円 ６２キロメートルを超え ６３キロメートルまで　２７，３２０円 ６３キロメートルを超え ６４キロメートルまで　２７，４４０円 ６４キロメートルを超え ６５キロメートルまで　２７，５５０円 ６５キロメートルを超え ６６キロメートルまで　２７，６５０円 ６６キロメートルを超え ６７キロメートルまで　２７，７８０円 ６７キロメートルを超え ６８キロメートルまで　２７，８８０円	５０キロメートルを超え ５２キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに１１０円加算 ５２キロメートルを超え ５３キロメートルまで　２１，９６０円 ５３キロメートルを超え ５６キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに１１０円加算 ５６キロメートルを超え ５８キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに１００円加算 ５８キロメートルを超え ５９キロメートルまで　２２，６１０円 ５９キロメートルを超え ６１キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに１００円加算 ６１キロメートルを超え ６２キロメートルまで　２２，９３０円 ６２キロメートルを超え ６３キロメートルまで　２３，０３０円 ６３キロメートルを超え ６５キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに１１０円加算 ６５キロメートルを超え ６６キロメートルまで　２３，３５０円 ６６キロメートルを超え ６７キロメートルまで　２３，４６０円 ６７キロメートルを超え ６８キロメートルまで　２３，５６０円

６８キロメートルを超え ６９キロメートルまで　　２８，０２０円 ６９キロメートルを超え ７０キロメートルまで　　２８，１４０円 ロ～ヘ　略	６８キロメートルを超え ６９キロメートルまで　　２３，６８０円 ６９キロメートルを超え ７０キロメートルまで　　２３，７８０円 ロ～ヘ　略

別表１

申　請

普通旅客運賃

キロ程	１円単位運賃	１０円単位運賃
1	167 円	170 円
2	167	170
3	167	170
4	196	200
5	196	200
6	229	230
7	229	230
8	229	230
9	229	230
10	229	230
11	314	320
12	314	320
13	314	320
14	314	320
15	314	320
16	387	390
17	387	390
18	387	390
19	387	390
20	387	390
21	449	450
22	449	450
23	449	450
24	449	450
25	449	450
26	520	520
27	520	520
28	520	520
29	520	520
30	520	520
31	585	590
32	585	590
33	585	590
34	585	590
35	585	590
36	649	650
37	649	650
38	649	650
39	649	650
40	649	650
41	720	720
42	720	720
43	720	720
44	720	720
45	720	720
46	801	810
47	801	810
48	801	810
49	801	810
50	801	810

税抜運賃(参考)※

キロ程	税抜運賃
1	152 円
2	152
3	152
4	179
5	179
6	209
7	209
8	209
9	209
10	209
11	286
12	286
13	286
14	286
15	286
16	352
17	352
18	352
19	352
20	352
21	409
22	409
23	409
24	409
25	409
26	473
27	473
28	473
29	473
30	473
31	532
32	532
33	532
34	532
35	532
36	590
37	590
38	590
39	590
40	590
41	655
42	655
43	655
44	655
45	655
46	729
47	729
48	729
49	729
50	729

現　行（参考）

普通旅客運賃

キロ程	１円単位運賃	１０円単位運賃
1	136 円	140 円
2	136	140
3	136	140
4	157	160
5	157	160
6	189	190
7	189	190
8	189	190
9	189	190
10	189	190
11	262	270
12	262	270
13	262	270
14	262	270
15	262	270
16	325	330
17	325	330
18	325	330
19	325	330
20	325	330
21	377	380
22	377	380
23	377	380
24	377	380
25	377	380
26	440	440
27	440	440
28	440	440
29	440	440
30	440	440
31	492	500
32	492	500
33	492	500
34	492	500
35	492	500
36	545	550
37	545	550
38	545	550
39	545	550
40	545	550
41	608	610
42	608	610
43	608	610
44	608	610
45	608	610
46	671	680
47	671	680
48	671	680
49	671	680
50	671	680

税抜運賃(参考)※

キロ程	税抜運賃
1	124 円
2	124
3	124
4	143
5	143
6	172
7	172
8	172
9	172
10	172
11	239
12	239
13	239
14	239
15	239
16	296
17	296
18	296
19	296
20	296
21	343
22	343
23	343
24	343
25	343
26	400
27	400
28	400
29	400
30	400
31	448
32	448
33	448
34	448
35	448
36	496
37	496
38	496
39	496
40	496
41	553
42	553
43	553
44	553
45	553
46	610
47	610
48	610
49	610
50	610

別表１つづき

申　請

キロ程	１円単位運賃	１０円単位運賃
51	875	880
52	875	880
53	875	880
54	875	880
55	875	880
56	939	940
57	939	940
58	939	940
59	939	940
60	939	940
61	1,010	1,010
62	1,010	1,010
63	1,010	1,010
64	1,010	1,010
65	1,010	1,010
66	1,081	1,090
67	1,081	1,090
68	1,081	1,090
69	1,081	1,090
70	1,081	1,090

キロ程	税抜運賃
51	796
52	796
53	796
54	796
55	796
56	854
57	854
58	854
59	854
60	854
61	919
62	919
63	919
64	919
65	919
66	983
67	983
68	983
69	983
70	983

ただし、京成成田駅・東成田駅間又は同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合及び東成田駅・成田空港駅間内の各駅相互間を乗車する場合は、７０円、京成成田駅・空港第２ビル駅間又は京成成田駅・成田空港駅間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、１４０円を加算する。

※参考として表示した「税抜運賃」とは、２０２６年１１月６日時点の税率で算出した申請運賃に１１０分の１０を乗じ、算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）の１円未満のは数を１円単位に切り上げた額とする。

現　行（参考）

キロ程	１円単位運賃	１０円単位運賃
51	733	740
52	733	740
53	733	740
54	733	740
55	733	740
56	786	790
57	786	790
58	786	790
59	786	790
60	786	790
61	849	850
62	849	850
63	849	850
64	849	850
65	849	850
66	902	910
67	902	910
68	902	910
69	902	910
70	902	910

キロ程	税抜運賃
51	667
52	667
53	667
54	667
55	667
56	715
57	715
58	715
59	715
60	715
61	772
62	772
63	772
64	772
65	772
66	820
67	820
68	820
69	820
70	820

ただし、京成成田駅・東成田駅間又は同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合及び東成田駅・成田空港駅間内の各駅相互間を乗車する場合は、７０円、京成成田駅・空港第２ビル駅間又は京成成田駅・成田空港駅間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、１４０円を加算する。

※参考として表示した「税抜運賃」とは、２０１４年３月３１日時点の税込普通旅客運賃に１０５分の５を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）をいう。

別表２

申　請

定期旅客運賃（１か月）
通勤定期旅客運賃

キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃
1	6,350 円	25	17,850 円	49	25,640 円
2	6,350	26	20,120	50	25,760
3	6,350	27	20,120	51	25,880
4	6,350	28	20,120	52	26,020
5	6,350	29	20,120	53	26,120
6	9,420	30	20,120	54	26,240
7	9,420	31	21,660	55	26,380
8	9,420	32	22,400	56	26,490
9	9,420	33	23,040	57	26,590
10	9,420	34	23,520	58	26,700
11	12,500	35	23,880	59	26,820
12	12,500	36	24,020	60	26,940
13	12,500	37	24,140	61	27,060
14	12,500	38	24,280	62	27,200
15	12,500	39	24,380	63	27,320
16	15,180	40	24,500	64	27,440
17	15,180	41	24,640	65	27,550
18	15,180	42	24,760	66	27,650
19	15,180	43	24,900	67	27,780
20	15,180	44	25,020	68	27,880
21	17,850	45	25,140	69	28,020
22	17,850	46	25,280	70	28,140
23	17,850	47	25,400		
24	17,850	48	25,540		

ただし、京成成田駅・東成田駅間又は同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合及び東成田駅・成田空港駅間内の各駅相互間を乗車する場合は、３，２４０円、京成成田駅・空港第２ビル駅間又は京成成田駅・成田空港駅間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、６，２８０円を加算する。

現　行（参考）

定期旅客運賃（１か月）
通勤定期旅客運賃

キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃
1	5,300 円	25	14,920 円	49	21,540 円
2	5,300	26	16,840	50	21,640
3	5,300	27	16,840	51	21,750
4	5,300	28	16,840	52	21,860
5	5,300	29	16,840	53	21,960
6	7,860	30	16,840	54	22,070
7	7,860	31	18,130	55	22,180
8	7,860	32	18,760	56	22,290
9	7,860	33	19,300	57	22,390
10	7,860	34	19,720	58	22,490
11	10,430	35	20,040	59	22,610
12	10,430	36	20,150	60	22,710
13	10,430	37	20,250	61	22,810
14	10,430	38	20,370	62	22,930
15	10,430	39	20,470	63	23,030
16	12,670	40	20,570	64	23,140
17	12,670	41	20,690	65	23,250
18	12,670	42	20,790	66	23,350
19	12,670	43	20,900	67	23,460
20	12,670	44	21,000	68	23,560
21	14,920	45	21,110	69	23,680
22	14,920	46	21,220	70	23,780
23	14,920	47	21,320		
24	14,920	48	21,440		

ただし、京成成田駅・東成田駅間又は同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合及び東成田駅・成田空港駅間内の各駅相互間を乗車する場合は、３，２４０円、京成成田駅・空港第２ビル駅間又は京成成田駅・成田空港駅間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、６，２８０円を加算する。

別表２つづき

申　　請	現　　行（参考）
定期旅客運賃（１か月） 通学定期旅客運賃 略	定期旅客運賃（１か月） 通学定期旅客運賃

ｷﾛ程	運賃	ｷﾛ程	運賃	ｷﾛ程	運賃
1	1,070 円	25	4,880 円	49	5,410 円
2	1,350	26	4,910	50	5,430
3	1,640	27	4,950	51	5,450
4	1,890	28	4,970	52	5,470
5	2,140	29	4,990	53	5,500
6	2,390	30	5,010	54	5,520
7	2,620	31	5,030	55	5,540
8	2,850	32	5,050	56	5,560
9	3,050	33	5,080	57	5,580
10	3,260	34	5,100	58	5,600
11	3,470	35	5,120	59	5,620
12	3,640	36	5,140	60	5,630
13	3,790	37	5,160	61	5,670
14	3,950	38	5,180	62	5,690
15	4,080	39	5,200	63	5,710
16	4,220	40	5,220	64	5,730
17	4,330	41	5,240	65	5,750
18	4,440	42	5,260	66	5,770
19	4,530	43	5,280	67	5,790
20	4,620	44	5,310	68	5,810
21	4,700	45	5,330	69	5,830
22	4,760	46	5,350	70	5,850
23	4,810	47	5,370		
24	4,850	48	5,390		

ただし、京成成田駅・東成田駅間又は同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合及び東成田駅・成田空港駅間内の各駅相互間を乗車する場合は、１，１６０円、京成成田駅・空港第２ビル駅間又は京成成田駅・成田空港駅間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、２，５５０円を加算する。

第３　乗継運賃	第３　乗継運賃
１．京成電鉄線と都営地下鉄浅草線（以下「都営浅草線」という。）、東武鉄道伊勢崎線（以下「東武伊勢崎線」という。）、東京地下鉄千代田線（以下「千代田線」という。）、東京地下鉄日比谷線（以下「日比谷線」という。）又は東京地下鉄半蔵門線（以下「半蔵門線」という。）及び北総鉄道北総線（以下「北総線」という。）との一部区間にかかる連絡普通旅客の取扱い	１．京成電鉄線と松戸線、都営地下鉄浅草線（以下「都営浅草線」という。）、東武鉄道伊勢崎線（以下「東武伊勢崎線」という。）、東京地下鉄千代田線（以下「千代田線」という。）、東京地下鉄日比谷線（以下「日比谷線」という。）又は東京地下鉄半蔵門線（以下「半蔵門線」という。）及び北総鉄道北総線（以下「北総線」という。）との一部区間にかかる連絡普通旅客の取扱い
京成電鉄押上線（以下「押上線」という。）と都営浅草線又は半蔵門線との間を相互に乗り継いで利用する場合、京成電鉄本線（以下「京成本線」という。）と東武伊勢崎線との間を相互に乗り継いで利用する場合、京成本線と千代田線又は日比谷線との間を相互に乗り継いで利用する場合及び京成本線、押上線又は京成電鉄金町線（以下「金町線」という。）と北総線との間を相互に乗り継いで利用する場合の連絡普通旅客運賃の計算方法及び適用方法は、次のとおりとする。	京成電鉄押上線（以下「押上線」という。）と都営浅草線又は半蔵門線との間を相互に乗り継いで利用する場合、京成電鉄本線（以下「京成本線」という。）又は京成電鉄千葉線（以下「千葉線」という。）と松戸線との間を相互に乗り継いで利用する場合、京成本線と東武伊勢崎線との間を相互に乗り継いで利用する場合、京成本線と千代田線又は日比谷線との間を相互に乗り継いで利用する場合及び京成本線、押上線又は京成電鉄金町線（以下「金町線」という。）と北総線との間を相互に乗り継いで利用する場合の連絡普通旅客運賃の計算方法及び適用方法は、次のとおりとする。
(1)適用区間	(1) 適用区間
イ～ロ 略	イ～ロ　略
	ハ　京成本線「実籾」、「京成大久保」、「谷津」若しくは「船橋競馬場」各駅又は千葉線「京成幕張本郷」、「京成幕張」若しくは「検見川」各駅と京成津田沼接続松戸線「習志野」、「新津田沼」間各駅相互間。

ハ　京成本線「お花茶屋」、「堀切菖蒲園」、「千住大橋」若しくは「町屋」各駅と京成関屋（東武伊勢崎線は牛田）接続東武伊勢崎線「五反野」、「北千住」間各駅又は「堀切」、「曳舟」間各駅相互間。 ニ　京成本線「お花茶屋」、「青砥」、「京成小岩」若しくは「江戸川」、押上線「京成立石」、金町線「柴又」、「京成金町」各駅と京成高砂接続北総線「新柴又」駅間各駅相互間。 ホ　京成本線「日暮里」、「新三河島」、「千住大橋」若しくは「京成関屋」各駅と町屋接続千代田線「千駄木」、「西日暮里」、「北千住」若しくは「綾瀬」又は日比谷線「南千住」各駅相互間。 (2)～(3)　略	ニ　京成本線「お花茶屋」、「堀切菖蒲園」、「千住大橋」若しくは「町屋」各駅と京成関屋（東武伊勢崎線は牛田）接続東武伊勢崎線「五反野」、「北千住」間各駅又は「堀切」、「曳舟」間各駅相互間。 ホ　京成本線「お花茶屋」、「青砥」、「京成小岩」若しくは「江戸川」、押上線「京成立石」、金町線「柴又」、「京成金町」各駅と京成高砂接続北総線「新柴又」駅間各駅相互間。 ヘ　京成本線「日暮里」、「新三河島」、「千住大橋」若しくは「京成関屋」各駅と町屋接続千代田線「千駄木」、「西日暮里」、「北千住」若しくは「綾瀬」又は日比谷線「南千住」各駅相互間。 (2)～(3)　略

別添２

変更しようとする旅客運賃の種類、額及び適用方法（千原線）

申　　請	現　　行（参考）
（削除）	第１　運賃計算方法 以下に記した額を最高額として別途定める額 １．普通旅客運賃 (1) 対キロ区間制 別表１のとおり。 (2) キロ程のは数計算方 旅客運賃を計算する場合の１キロメートル未満のは数は、これを１キロメートルに切り上げる。 (3) 運賃計算上使用するキロ程 線路が同一方向に連続する限りこれを通算する。ただし、旅客の乗車経路が折返しとなるときは、その折返しとなる駅において打切って計算する。また、京成電鉄千原線と京成電鉄京成本線、東成田線、押上線、金町線、千葉線、成田空港線、松戸線を乗り継いで利用する場合は、その接続駅で打切って計算する。 (4) １円単位運賃及び１０円単位運賃 イ　１円単位運賃 普通旅客運賃のうち、ＩＣカードを用いて直接自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のＩＣカードにより自動改札機等による改札を受けて出場する場合に適用する運賃をいう。 ロ　１０円単位運賃 係員又は乗車券類発売機により乗車券類を購入する場合等、上記以外の場合に適用する運賃をいう。 (5) 運賃計算方 イ　１円単位運賃 ３キロメートルまで　　１８９円

	３キロメートルを超え ５キロメートルまで　２５１円 ５キロメートルを超え ６キロメートルまで　２７２円 ６キロメートルを超え ７キロメートルまで　２９３円 ７キロメートルを超え ８キロメートルまで　３１４円 ８キロメートルを超え ９キロメートルまで　３２５円 ９キロメートルを超え １０キロメートルまで　３４６円 １０キロメートルを超え １１キロメートルまで　３６７円 ロ　１０円単位運賃 ３キロメートルまで　１９０円 ３キロメートルを超え ５キロメートルまで　２６０円 ５キロメートルを超え ８キロメートルまで １キロメートルまでを 増すごとに２０円加算 ８キロメートルを超え ９キロメートルまで　３３０円 ９キロメートルを超え １１キロメートルまで １キロメートルまでを 増すごとに２０円加算 ハ　往復旅客運賃は片道旅客運賃の２倍とする。 (6) 小児、幼児及び乳児の運賃計算方 イ　①円単位の小児の片道普通旅客運賃は、１円単位の大人の片道普通旅客運賃を折半し、１円未満のは数を切り捨てた額とする。

	ロ　１０円単位の小児の片道普通旅客運賃は、１０円単位の大人片道普通旅客運賃を折半し、１０円未満のは数を１０円単位に切り上げた額とする。 ハ　幼児及び乳児の旅客運賃は、これを小児とみなして取扱う場合を除き無賃とする。 (7) 割引運賃 割引の大人片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃から割引額を差し引き、割引の小児片道普通旅客運賃は、小児片道普通旅客運賃から割引額を差し引いて次の各号によっては数を計算（以下このは数の計算方法を「は数計算」という。）した額とする。 イ　割引の大人旅客運賃にあっては、１０円未満のは数を円位において切り上げて１０円単位とする。 ロ　割引の小児旅客運賃にあっては、１０円未満のは数を円位において切り上げて１０円単位とする。 ２．定期旅客運賃 (1) 表　定　制 別表２のとおり。 (2) キロ程のは数計算方及び運賃計算上使用するキロ程 普通旅客運賃計算の場合と同様とする。 (3) 運賃計算方（１か月） 通勤定期旅客運賃 ３キロメートルまで　７，４７０円 ３キロメートルを超え ５キロメートルまで　９，５５０円 ５キロメートルを超え ６キロメートルまで　１０，３８０円 ６キロメートルを超え ７キロメートルまで　１１，２２０円

	７キロメートルを超え ８キロメートルまで　　１２，０５０円 ８キロメートルを超え ９キロメートルまで　　１２，８８０円 ９キロメートルを超え １０キロメートルまで　１３，７１０円 １０キロメートルを超え １１キロメートルまで　１４，５５０円 通学定期旅客運賃 ３キロメートルまで　　５，７００円 ３キロメートルを超え ５キロメートルまで　　７，３００円 ５キロメートルを超え ６キロメートルまで　　７，９５０円 ６キロメートルを超え ７キロメートルまで　　８，６００円 ７キロメートルを超え ８キロメートルまで　　９，２３０円 ８キロメートルを超え ９キロメートルまで　　９，８７０円 ９キロメートルを超え １０キロメートルまで　１０，５１０円 １０キロメートルを超え １１キロメートルまで　１１，１５０円 (4)　３か月定期旅客運賃 １か月定期旅客運賃を３倍し、これを５分引して、は数計算した額とする。 (5)　６か月定期旅客運賃 １か月定期旅客運賃を６倍し、これを１割引して、は数計算した額とする。 (6)　小児定期旅客運賃の計算方 大人定期旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。

	(7) 割引運賃 割引の大人定期旅客運賃は、大人定期旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。割引の小児定期旅客運賃は、小児定期旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。 ３．回数旅客運賃 (1) 運賃計算方 無記名式 １１券片綴りとし、発着区間の１０円単位普通旅客運賃を基準に、次によって計算したものに割引額を差し引いては数計算した額とする。 大人運賃計算方：旅客の乗車する区間の大人片道普通旅客運賃を１０倍した額 小児運賃計算方：旅客の乗車する区間の小児片道普通旅客運賃を１０倍した額 放送大学通学用　２割引 通信制高等学校通学用　５割引 ４．団体旅客運賃 １０円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。 (1) 運賃計算方 イ　大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する１人当り大人普通旅客運賃から下記割引額を差し引いた額をは数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。 ロ　小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する１人当り小児普通旅客運賃から下記割引額を差し引いた額をは数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

	ハ　大人と小児が混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児、各別に前各号によって算出した額を合算したものとする。 (2) (1)の規定によって１人当りの普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を計算する場合に適用する割引率は、無賃輸送の取扱いをする人員を含めた団体総人員に対する割引率による。 (3) 無賃扱人員 イ　学生団体 ５０人までは内１人、５１人以上は５０人までを増すごとに内１人を加える。 ロ　訪日観光団体 ２５人以上１００人までは内１人、１０１人以上は１００人までを増すごとに内１人を加える。ただし、無賃の取扱いをする者は、当該団体旅客に同行する旅行業者（ガイドを含む。）に限る。 ハ　普通団体 １００人までは内１人、１０１人以上は１００人までを増すごとに内１人を加える。 (4) 団体旅客運賃割引率 学生団体 ２６人以上　２割引 １００人以上　３割引 ３００人以上　４割引 訪日観光団体 １５人以上　１割引 １００人以上　２割引 ３００人以上　３割引 普通団体 ２５人以上　１割引 １００人以上　２割引 ３００人以上　３割引

	(ﾛ) 精神障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線を通じて片道１０１キロメートル以上で、所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときは、普通旅客運賃の割引をする。 ﾛ　精神障害者及びその介護者 (ｲ) 精神障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときは、精神障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。 この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が精神障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。 精神障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (ﾛ) 精神障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線の各駅相互間で、精神障害者が、第１種精神障害者又は定期乗車券を使用する１２才未満の第２種精神障害者であるとき、所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときは精神障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃（１２才未満の第２種精神障害者を除く。）・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）（１２才未満の第２種精神障害者を除く。）を適用する。この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が

	精神障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。精神障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (5) 戦没者遺族割引 靖国神社に合祀された戦没者１人について、２人の遺族が靖国神社に参拝するため往復乗車する場合で、所定の割引証を差し出したときに適用する。

別添３

変更しようとする旅客運賃の種類、額及び適用方法（成田空港線）

申　　請	現　　行（参考）
第１　運賃計算方法	第１　運賃計算方法
１．普通旅客運賃	１．普通旅客運賃
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) 運賃計算方	(5) 運賃計算方
イ　１円単位運賃	イ　１円単位運賃
３キロメートルまで　２２９円	３キロメートルまで　２１０円
３キロメートルを超え５キロメートルまで　３４４円	３キロメートルを超え５キロメートルまで　３１４円
５キロメートルを超え７キロメートルまで　４２５円	５キロメートルを超え７キロメートルまで　３８８円
７キロメートルを超え９キロメートルまで　５１１円	７キロメートルを超え９キロメートルまで　４６２円
９キロメートルを超え１１キロメートルまで　５８３円	９キロメートルを超え１１キロメートルまで　５２４円
１１キロメートルを超え１４キロメートルまで　６６７円	１１キロメートルを超え１４キロメートルまで　５９７円
１４キロメートルを超え１７キロメートルまで　７３９円	１４キロメートルを超え１７キロメートルまで　６６０円
１７キロメートルを超え２０キロメートルまで　８０３円	１７キロメートルを超え２０キロメートルまで　７１２円
２０キロメートルを超え２３キロメートルまで　８６５円	２０キロメートルを超え２３キロメートルまで　７６５円
２３キロメートルを超え２６キロメートルまで　９０７円	２３キロメートルを超え２６キロメートルまで　７９６円
２６キロメートルを超え２９キロメートルまで　９４６円	２６キロメートルを超え２９キロメートルまで　８２８円
２９キロメートルを超え３３キロメートルまで　９９０円	２９キロメートルを超え３３キロメートルまで　８５９円
３３キロメートルを超え３７キロメートルまで　１，０３１円	３３キロメートルを超え３７キロメートルまで　８９１円

３７キロメートルを超え	
４１キロメートルまで	１，０８１円
４１キロメートルを超え	
４５キロメートルまで	１，１２３円
４５キロメートルを超え	
４９キロメートルまで	１，１４４円
４９キロメートルを超え	
５２キロメートルまで	１，１８０円
ロ　略	
ハ　１０円単位運賃	
３キロメートルまで	２３０円
３キロメートルを超え	
５キロメートルまで	３５０円
５キロメートルを超え	
７キロメートルまで	４３０円
７キロメートルを超え	
９キロメートルまで	５２０円
９キロメートルを超え	
１１キロメートルまで	５９０円
１１キロメートルを超え	
１４キロメートルまで	６７０円
１４キロメートルを超え	
１７キロメートルまで	７４０円
１７キロメートルを超え	
２０キロメートルまで	８１０円
２０キロメートルを超え	
２３キロメートルまで	８７０円
２３キロメートルを超え	
２６キロメートルまで	９１０円
２６キロメートルを超え	
２９キロメートルまで	９５０円
２９キロメートルを超え	
３３キロメートルまで	９９０円
３３キロメートルを超え	
３７キロメートルまで	１，０４０円

３７キロメートルを超え	
４１キロメートルまで	９２２円
４１キロメートルを超え	
４５キロメートルまで	９５３円
４５キロメートルを超え	
４９キロメートルまで	９７４円
４９キロメートルを超え	
５２キロメートルまで	９９５円
ロ　略	
ハ　１０円単位運賃	
３キロメートルまで	２１０円
３キロメートルを超え	
５キロメートルまで	３２０円
５キロメートルを超え	
７キロメートルまで	３９０円
７キロメートルを超え	
９キロメートルまで	４７０円
９キロメートルを超え	
１１キロメートルまで	５３０円
１１キロメートルを超え	
１４キロメートルまで	６００円
１４キロメートルを超え	
１７キロメートルまで	６６０円
１７キロメートルを超え	
２０キロメートルまで	７２０円
２０キロメートルを超え	
２３キロメートルまで	７７０円
２３キロメートルを超え	
２９キロメートルまでの部分	
３キロメートルまでを	
増すごとに３０円加算	
２９キロメートルを超え	
３３キロメートルまで	８６０円
３３キロメートルを超え	
３７キロメートルまで	９００円

３７キロメートルを超え ４１キロメートルまで　１，０９０円 ４１キロメートルを超え ４５キロメートルまで　１，１３０円 ４５キロメートルを超え ４９キロメートルまで　１，１５０円 ４９キロメートルを超え ５２キロメートルまで　１，１８０円 ニ～ヘ　略 (6)～(7)　略	３７キロメートルを超え ４５キロメートルまでの部分 ４キロメートルまでを 増すごとに３０円加算 ４５キロメートルを超え ４９キロメートルまで　９８０円 ４９キロメートルを超え ５２キロメートルまで　１，０００円 ニ～ヘ　略 (6)～(7)　略
２．定期旅客運賃 (1)～(2)　略 (3)　運賃計算方（１か月） イ　通勤定期旅客運賃 ３キロメートルまで　９，４９０円 ３キロメートルを超え ５キロメートルまで　１４，３００円 ５キロメートルを超え ７キロメートルまで　１７，６４０円 ７キロメートルを超え ９キロメートルまで　２１，１８０円 ９キロメートルを超え １１キロメートルまで　２４，２２０円 １１キロメートルを超え １４キロメートルまで　２７，７００円 １４キロメートルを超え １７キロメートルまで　３０，７００円 １７キロメートルを超え ２０キロメートルまで　３３，３６０円 ２０キロメートルを超え ２３キロメートルまで　３５，９２０円	２．定期旅客運賃 (1)～(2)　略 (3)　運賃計算方（１か月） イ　通勤定期旅客運賃 ３キロメートルまで　８，７８０円 ３キロメートルを超え ５キロメートルまで　１３，１７０円 ５キロメートルを超え ７キロメートルまで　１６，２５０円 ７キロメートルを超え ９キロメートルまで　１９，３２０円 ９キロメートルを超え １１キロメートルまで　２１，９６０円 １１キロメートルを超え １４キロメートルまで　２５，０２０円 １４キロメートルを超え １７キロメートルまで　２７，６６０円 １７キロメートルを超え ２０キロメートルまで　２９，８５０円 ２０キロメートルを超え ２３キロメートルまで　３２，０５０円

２３キロメートルを超え ２６キロメートルまで　３７，７００円 ２６キロメートルを超え ２９キロメートルまで　３９，３００円 ２９キロメートルを超え ３３キロメートルまで　４１，１４０円 ３３キロメートルを超え ３７キロメートルまで　４２，８００円 ３７キロメートルを超え ４１キロメートルまで　４４，９２０円 ４１キロメートルを超え ４５キロメートルまで　４６，６８０円 ４５キロメートルを超え ４９キロメートルまで　４７，５６０円 ４９キロメートルを超え ５２キロメートルまで　４９，０８０円 ロ～ニ　略 (4)～(7)　略	２３キロメートルを超え ２９キロメートルまでの部分 ３キロメートルまでを 増すごとに１，３２０円加算 ２９キロメートルを超え ３３キロメートルまで　３６，０１０円 ３３キロメートルを超え ３７キロメートルまで　３７，３２０円 ３７キロメートルを超え ４５キロメートルまでの部分 ４キロメートルまでを 増すごとに１，３２０円加算 ４５キロメートルを超え ５２キロメートルまでの部分 ４キロメートルまでを 増すごとに８８０円加算 ロ～ニ　略 (4)～(7)　略

別表１

申　請

普通旅客運賃

キロ程	１円単位運賃	１０円単位運賃
1	229 円	230 円
2	229	230
3	229	230
4	344	350
5	344	350
6	425	430
7	425	430
8	511	520
9	511	520
10	583	590
11	583	590
12	667	670
13	667	670
14	667	670
15	739	740
16	739	740
17	739	740
18	803	810
19	803	810
20	803	810
21	865	870
22	865	870
23	865	870
24	907	910
25	907	910
26	907	910
27	946	950
28	946	950
29	946	950
30	990	990
31	990	990
32	990	990
33	990	990
34	1,031	1,040
35	1,031	1,040
36	1,031	1,040
37	1,031	1,040
38	1,081	1,090
39	1,081	1,090
40	1,081	1,090
41	1,081	1,090
42	1,123	1,130
43	1,123	1,130
44	1,123	1,130
45	1,123	1,130
46	1,144	1,150
47	1,144	1,150
48	1,144	1,150
49	1,144	1,150
50	1,180	1,180
51	1,180	1,180
52	1,180	1,180

税抜運賃（参考）※

キロ程	税抜運賃
1	209 円
2	209
3	209
4	313
5	313
6	387
7	387
8	465
9	465
10	530
11	530
12	607
13	607
14	607
15	672
16	672
17	672
18	730
19	730
20	730
21	787
22	787
23	787
24	825
25	825
26	825
27	860
28	860
29	860
30	900
31	900
32	900
33	900
34	938
35	938
36	938
37	938
38	983
39	983
40	983
41	983
42	1,021
43	1,021
44	1,021
45	1,021
46	1,040
47	1,040
48	1,040
49	1,040
50	1,073
51	1,073
52	1,073

※参考として表示した「税抜運賃」とは、２０２６年１１月６日時点の税率で算出した申請運賃に１１０分の１０を乗じ、算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）の１円未満のは数を１円単位に切り上げた額とする。

現　行（参考）

普通旅客運賃

キロ程	１円単位運賃	１０円単位運賃
1	210 円	210 円
2	210	210
3	210	210
4	314	320
5	314	320
6	388	390
7	388	390
8	462	470
9	462	470
10	524	530
11	524	530
12	597	600
13	597	600
14	597	600
15	660	660
16	660	660
17	660	660
18	712	720
19	712	720
20	712	720
21	765	770
22	765	770
23	765	770
24	796	800
25	796	800
26	796	800
27	828	830
28	828	830
29	828	830
30	859	860
31	859	860
32	859	860
33	859	860
34	891	900
35	891	900
36	891	900
37	891	900
38	922	930
39	922	930
40	922	930
41	922	930
42	953	960
43	953	960
44	953	960
45	953	960
46	974	980
47	974	980
48	974	980
49	974	980
50	995	1,000
51	995	1,000
52	995	1,000

税抜運賃（参考）※

キロ程	税抜運賃
1	191 円
2	191
3	191
4	286
5	286
6	353
7	353
8	420
9	420
10	477
11	477
12	543
13	543
14	543
15	600
16	600
17	600
18	648
19	648
20	648
21	696
22	696
23	696
24	724
25	724
26	724
27	753
28	753
29	753
30	781
31	781
32	781
33	781
34	810
35	810
36	810
37	810
38	839
39	839
40	839
41	839
42	867
43	867
44	867
45	867
46	886
47	886
48	886
49	886
50	905
51	905
52	905

※参考として表示した「税抜運賃」とは、２０１４年３月３１日時点の税込普通旅客運賃に１０５分の５を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）をいう。

別表２

申　請				現　行（参考）			
定期旅客運賃（１か月） 通勤定期旅客運賃				定期旅客運賃（１か月） 通勤定期旅客運賃			
ｷﾛ程	運賃	ｷﾛ程	運賃	ｷﾛ程	運賃	ｷﾛ程	運賃
1	9,490 円	27	39,300 円	1	8,780 円	27	34,690 円
2	9,490	28	39,300	2	8,780	28	34,690
3	9,490	29	39,300	3	8,780	29	34,690
4	14,300	30	41,140	4	13,170	30	36,010
5	14,300	31	41,140	5	13,170	31	36,010
6	17,640	32	41,140	6	16,250	32	36,010
7	17,640	33	41,140	7	16,250	33	36,010
8	21,180	34	42,800	8	19,320	34	37,320
9	21,180	35	42,800	9	19,320	35	37,320
10	24,220	36	42,800	10	21,960	36	37,320
11	24,220	37	42,800	11	21,960	37	37,320
12	27,700	38	44,920	12	25,020	38	38,640
13	27,700	39	44,920	13	25,020	39	38,640
14	27,700	40	44,920	14	25,020	40	38,640
15	30,700	41	44,920	15	27,660	41	38,640
16	30,700	42	46,680	16	27,660	42	39,960
17	30,700	43	46,680	17	27,660	43	39,960
18	33,360	44	46,680	18	29,850	44	39,960
19	33,360	45	46,680	19	29,850	45	39,960
20	33,360	46	47,560	20	29,850	46	40,840
21	35,920	47	47,560	21	32,050	47	40,840
22	35,920	48	47,560	22	32,050	48	40,840
23	35,920	49	47,560	23	32,050	49	40,840
24	37,700	50	49,080	24	33,370	50	41,720
25	37,700	51	49,080	25	33,370	51	41,720
26	37,700	52	49,080	26	33,370	52	41,720

別表２つづき

<table>
<tr><th>申　　請</th><th>現　　行（参考）</th></tr>
<tr><td>定期旅客運賃（１か月）
通学定期旅客運賃
略</td><td>定期旅客運賃（１か月）
通学定期旅客運賃
<table>
<tr><th>キロ程</th><th>運賃</th><th>キロ程</th><th>運賃</th></tr>
<tr><td>1</td><td>5,520 円</td><td>27</td><td>21,800 円</td></tr>
<tr><td>2</td><td>5,520</td><td>28</td><td>21,800</td></tr>
<tr><td>3</td><td>5,520</td><td>29</td><td>21,800</td></tr>
<tr><td>4</td><td>8,280</td><td>30</td><td>22,630</td></tr>
<tr><td>5</td><td>8,280</td><td>31</td><td>22,630</td></tr>
<tr><td>6</td><td>10,210</td><td>32</td><td>22,630</td></tr>
<tr><td>7</td><td>10,210</td><td>33</td><td>22,630</td></tr>
<tr><td>8</td><td>12,140</td><td>34</td><td>23,450</td></tr>
<tr><td>9</td><td>12,140</td><td>35</td><td>23,450</td></tr>
<tr><td>10</td><td>13,800</td><td>36</td><td>23,450</td></tr>
<tr><td>11</td><td>13,800</td><td>37</td><td>23,450</td></tr>
<tr><td>12</td><td>15,730</td><td>38</td><td>24,280</td></tr>
<tr><td>13</td><td>15,730</td><td>39</td><td>24,280</td></tr>
<tr><td>14</td><td>15,730</td><td>40</td><td>24,280</td></tr>
<tr><td>15</td><td>17,390</td><td>41</td><td>24,280</td></tr>
<tr><td>16</td><td>17,390</td><td>42</td><td>25,120</td></tr>
<tr><td>17</td><td>17,390</td><td>43</td><td>25,120</td></tr>
<tr><td>18</td><td>18,780</td><td>44</td><td>25,120</td></tr>
<tr><td>19</td><td>18,780</td><td>45</td><td>25,120</td></tr>
<tr><td>20</td><td>18,780</td><td>46</td><td>25,670</td></tr>
<tr><td>21</td><td>20,150</td><td>47</td><td>25,670</td></tr>
<tr><td>22</td><td>20,150</td><td>48</td><td>25,670</td></tr>
<tr><td>23</td><td>20,150</td><td>49</td><td>25,670</td></tr>
<tr><td>24</td><td>20,980</td><td>50</td><td>26,220</td></tr>
<tr><td>25</td><td>20,980</td><td>51</td><td>26,220</td></tr>
<tr><td>26</td><td>20,980</td><td>52</td><td>26,220</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

別添４

変更しようとする旅客運賃の種類、額及び適用方法（松戸線）

申　　請	現　　行（参考）
（削除）	第１　旅客運賃の種類 １．旅客運賃の種類は次のとおりとする。 (1) 普通旅客運賃 イ　１円単位運賃 ロ　１０円単位運賃 (2) 定期旅客運賃 イ　通勤定期旅客運賃 ロ　通学定期旅客運賃 (3) 団体旅客運賃 (4) 貸切旅客運賃 (5) 特殊割引旅客運賃 (6) 乗継割引旅客運賃 ２．小児旅客運賃の種類は次のとおりとする。 (1) 普通旅客運賃 イ　１円単位運賃 ロ　１０円単位運賃 (2) 定期旅客運賃 イ　通勤定期旅客運賃 ロ　通学定期旅客運賃 (3) 団体旅客運賃 (4) 貸切旅客運賃 (5) 特殊割引旅客運賃 (6) 乗継割引旅客運賃 ３．普通旅客運賃のうち、１円単位運賃および１０円単位運賃は次のとおりとする。 (1) １円単位運賃 旅客がＩＣカードより改札機等の改札を受けて入場し、同一のＩＣカードにより改札機等の改

	札を受けて出場した場合の運賃（以下「１円単位運賃」という。）をいう。 (2) １０円単位運賃 旅客が駅において係員または乗車券類発売機により乗車券を購入した場合等、前項以外の場合に適用される運賃（以下「１０円単位運賃」という。）をいう。 第２　旅客運賃の適用 １．乗車券の種類 (1) 乗車券の種類は次のとおりとする。 イ　普通乗車券 ロ　定期乗車券 (ｲ) 通勤定期乗車券（１か月、３か月、６か月） (ﾛ) 通学定期乗車券（１か月、３か月、６か月） ハ　団体乗車券 ニ　貸切乗車券 ホ　特殊割引乗車券 ヘ　乗継割引乗車券 (2) 小児乗車券の種類は次のとおりとする。 イ　普通乗車券 ロ　定期乗車券 (ｲ) 通勤定期乗車券（１か月、３か月、６か月） (ﾛ) 通学定期乗車券（１か月、３か月、６か月） ハ　団体乗車券 ニ　貸切乗車券 ホ　特殊割引乗車券 ヘ　乗継割引乗車券 ２．旅客の年齢 (1) 大人・小児・幼児及び乳児の別 イ　大人　１２歳以上の者 ロ　小児　６歳以上１２歳未満の者 ハ　幼児　１歳以上６歳未満の者

	ニ　乳児　１歳未満の者 (2) 大人を小児とみなして取扱う場合 イ　乗車券の通用期間中に、その使用旅客の年齢が１２歳に達した場合でもその期間中は小児とみなして取扱う。 ロ　小学児童によって構成された団体旅客中に１２歳以上の児童がある場合は、その児童は小児とみなして取扱う。 (3) 幼児を小児とみなして取扱う場合 イ　幼児が単独で旅行するとき。 ロ　幼児が乗車券を所持する６歳以上の旅客（団体旅客を除く）に随伴されて旅行するとき２人を超えた者だけを小児とみなす。 ハ　幼児が団体旅客として旅行するとき、または団体旅客に随伴されて旅行するとき。 ３．発売条件 (1) 普通乗車券の発売条件 旅客が旅客車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券、往復乗車券、連続乗車券を発売する。 イ　片道乗車券 普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道１回乗車する場合に発売する。 ロ　往復乗車券 往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間、経路を同じくして往復１回乗車する場合に発売する。 ハ　連続乗車券 片道又は往復乗車券にて発売できない区間（当該区間が２区間のものに限る。）をそれぞれ１回乗車する場合に発売する。

	(2) 定期乗車券の発売条件 イ　通勤定期乗車券 一定区間及び経路を同じくして乗車する旅客が定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合に発売する。 ロ　通学定期乗車券 指定学校の学生、生徒、児童又は幼児が通学のため、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、かつ指定学校が必要事項を記入して発行した通学証明書及び定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したとき、旅客の居住地最寄りの駅と在籍指定学校最寄りの駅との相互間について発売する。 (注) 指定学校とは、学校教育法第１条に定める学校とし、放送大学を除く。 ハ　指定学校の学生・生徒もしくは児童が実習のため実習場等まで乗車する場合で社が必要と認めるときに限り前項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。 ニ　前項以外の学校で会社が指定したもの。 (3) 団体乗車券の発売条件 旅客が区間及び経路を同じくして一団となって旅行する場合であって、予め輸送計画に必要な事項を申出、会社の承認を受けたときは、普通旅客運賃の割引をした団体乗車券を発売する。 イ　学生団体 (ｲ) 次の一つに該当する学校等の学生等が２５人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ）又はこれと同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和２９年法律第１４３号）第２条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が２５

	人未満であってもこの取扱をする。 ①学校教育法第１条に定める学校とする。 ②児童福祉法第３９条に規定する保育所の児童及び同法第３９条の２に規定する幼保連携型認定こども園（以下、これらを保育所等という。）の児童。 ③前項以外の学生で会社が指定したものの学生。 (ﾛ) 付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の一つに該当する場合に限るものとし、その人員は、その旅客１人につき１人とする。 ①幼稚園の幼児、保育所等の児童又は小学校第３学年以下の児童であるとき。 ②障害又は虚弱のため、会社において付添いを必要と認めるとき。 (ﾊ) 旅行業者は当該団体を構成する人員（旅行業者を含む）が１００人までごとに１人とする。 ロ　訪日観光団体 訪日観光客１５人以上又はこれと同行する旅行業者（ガイドを含む）とによって構成された団体で責任ある代表者が引率するものとする。ただし、訪日観光客は日本国外外交官、入国審査官又は社団法人日本旅行業協会会長において発行した訪日観光団体であることの証明書を所持するものに限る。 ハ　普通団体 前項以外の旅客によって構成された２５人以上の団体で責任のある代表者が引率するもの。また、普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、この団体への参加等の事由により、団体旅客としての取扱を希望する場合は、特別の約束を旅客が承諾したときに限り普通旅客運賃を収受して、団体乗車券を発売することがある。

	ニ　責任人員 (ｲ) 臨時列車の設定又は客車の増結もしくは急行券の購入を必要とする場合等、特別の手配を必要とする団体旅客に対しては、その団体旅客の申込み人員の９割に相当する人員を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても、責任人員に相当する団体旅客運賃・料金を収受することを条件として運送の引受を行なう。 (ﾛ) 団体旅客の運送引受後、団体の引受条件の一部の変更の承諾を行なう場合で、前項の規定による責任人員に異動を生ずるときは、責任人員が増加したときは責任人員を変更し、責任人員が減少したときは責任人員の変更を行なわない。 前項の規定にかかわらず、団体旅客運送の引受後において、社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ第１項の規定による責任人員が減少したときは、責任人員を減ずることがある。 ホ　保証金制度 (ｲ) 団体旅客の申込者は、責任人員を附された場合は、団体旅客運送引受の内容に従って計算した団体旅客運賃・料金の１割に相当する額（１００円未満のは数は１００円単位に切り上げる。）を保証金として社に納付するものとする。 (ﾛ) 前項の規定による保証金は、社において指定した日までに団体乗車券を購入する駅に納付するものとし、申込者がその期日までに保証金を納付しなかったときはその申込が取消されたものとする。 (ﾊ) 証金の納付後において、社の責任に帰さない事由によって申込者がその申込を取消したときは、これを返還しない。

	(ニ) 申込人員の変更の承諾を行ったときは、保証金の納付前の場合にあっては、変更後の人員・行程に対する保証金を納付させ、また保証金の納付後の場合にあっては納付すべき保証金の額と既収の保証金の額とを比較し、不足額があるときはこれを収受し、過剰額は返還しない。 (ホ) 保証金の納付後において、社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ納付すべき団体旅客運賃・料金額が減じたときは、減額分相当の保証金を返還することがある。 (ヘ) 保証金は団体乗車券発売の際、団体旅客運賃・料金の一部に充当し、過剰金があってもその過剰額は返還しない。 (ト) 保証金は社の都合によって解約した場合又は天災事変等の原因によって、団体旅行ができなくなったために解約した場合に限り、その納付額全額の返還を行なう。 (チ) 保証金に対しては利子を附さない。 (4) 貸切乗車券の発売条件 旅客はあらかじめその人員・行程その他、輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅行申込書を提出した場合、会社において運輸上支障がないと認めたときは、貸切旅客運送の引受けをする。また、社が必要と認めるときは、客車の貸切りの申込者から、その貸切旅客運賃の１割以内の額を保証金として収受することがある。この保証金は、申込者がその申込を取消した場合は返付しない。 (5) 特殊割引乗車券の発売条件 イ 被救護者割引 (イ) 被救護者本人 会社の指定した施設から救護又は保護を受ける者が旅行する場合で所定の割引証を提出し

	たときは、その割引証１枚について１人１回に限り、普通旅客運賃の割引をする。 (ﾛ) 被救護者付添人 被救護者が老幼、虚弱もしくは身体に障害のあるため又は逃亡のおそれがあるため会社において、これに付添人を必要と認める場合で被救護者とその付添人とが同時に同一区間の乗車券を購入するときは、被救護者１人について付添人１人に限って前項の規定を準用する ロ　身体障害者割引 (ｲ) 身体障害者本人 ①身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号の一つに該当する身体障害者が単独で当社線を旅行する場合で所定の身体障害者手帳を呈示したときに普通旅客運賃、定期旅客運賃の割引をするほか、区間及び経路を同じくして乗車する場合に当該区間に有効な１１券片綴りの割引回数乗車券を発売する。なお、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 A:視覚に障害がある者。 B:聴覚又は平衡機能に障害がある者。 C:音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害がある者。 D:肢体不自由者。 E:心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能に障害のある者。 ②単独で当社線と連絡運輸区域内他社線を通じて１００キロメートルを超える区間を旅行する場合で所定の身体障害者手帳を呈示したときに普通旅客運賃の割引をする。この場合、身体障害者を次に掲げる第１種身体障害者及び第２種身体障害者に分ける。

	A.「第１種身体障害者」とは、次に掲げる者及び障害度がこれよりも重い者をいう。 （ａ）視力の良い方の眼の視力が０．１以下の者。 （ｂ）周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ８０度以下かつ両眼中心視野角度がそれぞれ５６度以下の者。 （ｃ）両眼開放視認点数が７０点以下かつ両眼中心視野視認点数が４０点以下の者。 （ｄ）両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を理解し得ない者。 （ｅ）両上肢を中手指関節以上で又は両下肢をショパー関節以上で失った者。 （ｆ）両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者。 （ｇ）体幹の機能障害により起居、移動の困難な者。 （ｈ）心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者。 （ｉ）ぼうこうまたは直腸の機能の障害により、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者。 （ｊ）（ａ）から（ｉ）の障害の種類を２以上有し、その障害の総合の程度が（ａ）から（ｉ）に準ずる者。 B.「第２種身体障害者」とは、A以外の者をいう。 (ﾛ) 身体障害者及びその介護者 ①当社線を身体障害者がその介護者と旅行する場合で、乗車区間及び通用期間を同一にして乗車するとき、所定の身体障害者手帳を呈示することにより普通旅客運賃、定期旅客運賃の割引をするほか、区間及び経路を同じくして乗車する場合に当該区間に有効な１１券片

	綴りの割引回数乗車券を発売する。ただし介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限る。小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。 ②当社線と連絡運輸区域内他社線を旅行する場合は身体障害者が第１種身体障害者又は定期乗車券を使用する１２歳未満の第２種身体障害者であるときは、身体障害者１人に対して、鉄道係員により介護能力があると認められる１人の介護者をつけることができる。この場合の旅客運賃の割引は、①のとおりとする。 ハ　知的障害者割引 (ｲ) 知的障害者本人 ①療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者で知的障害者が単独で当社線を旅行する場合で所定の知的障害者療育手帳を呈示したときに普通旅客運賃、定期旅客運賃の割引をするほか、区間及び経路を同じくして乗車する場合に当該区間に有効な１１券片綴りの割引回数乗車券を発売する。なお、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 ②単独で当社線と連絡運輸区域内他社線を通じて１００キロメートルを超える区間を旅行する場合で所定の知的障害者療育手帳を呈示したときに普通旅客運賃の割引をする。この場合、知的障害者を次に揚げる第１種知的障害者及び第２種知的障害者に分ける。 Ａ.「第１種知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれより重い者をいう。 （ａ）知能指数がおおむね３５以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。

	（注）日常生活において常時介護を要する程度の者とは、次のいずれかに該当する者であることとされている。 ・日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって個別的指導及び介助を必要とする者。 ・失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とする者。 （ｂ）肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね５０以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。 （注）知能指数が５０以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害者の程度は身体障害者福祉法に基づく障害等級が１級、２級又は３級に該当するものとされている。 Ｂ．「第２種知的障害者」とは、Ａ以外の者をう。 （ﾛ）知的障害者及びその介護者 ①当社線を知的障害者がその介護者と旅行する場合で、乗車区間及び通用期間を同一にして乗車するとき、所定の知的障害者療育手帳を呈示することにより普通旅客運賃、定期旅客運賃の割引をするほか、区間及び経路を同じくして乗車する場合に当該区間に有効な１１券片綴りの割引回数乗車券を発売する。ただし介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限る。小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。 ②当社線と連絡運輸区域内他社線を旅行する場合は知的障害者が第１種知的障害者または定期乗車券を使用する１２歳未満の第２種知的障害者であるときは、知的障害者１人に対し

	て、鉄道係員により介護能力があると認められる１人の介護者をつけることができる。この場合の旅客運賃の割引は、①のとおりとする。 ニ　精神障害者割引 (ｲ) 精神障害者本人 ①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神障害者が単独で当社線を旅行する場合で所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときに普通旅客運賃、定期旅客運賃の割引をするほか、区間及び経路を同じくして乗車する場合に当該区間に有効な１１券片綴りの割引回数乗車券を発売する。なお、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 ②単独で当社線と連絡運輸区域内他社線を通じて１００キロメートルを超える区間を旅行する場合で所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときに普通旅客運賃の割引をする。この場合、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成７年９月１２日健医発第１１３３号厚生省保健医療局長通知）の障害等級に基づき、精神障害者を次に揚げる第１種精神障害者及び第２種精神障害者に分ける。 Ａ.「第１種精神障害者」とは、精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者をいう。 （注）日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の精神障害とは、他人の援助を受けなければ自分の用を弁ずることを出来ず、常時援助を必要とするものとされている。

	Ｂ．「第２種精神障害者」とは、Ａ以外の者をいう。 (ﾛ) 精神障害者及びその介護者 ①当社線を精神障害者がその介護者と旅行する場合で、乗車区間及び通用期間を同一にして乗車するとき、所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示することにより普通旅客運賃、定期旅客運賃の割引をするほか、区間及び経路を同じくして乗車する場合に当該区間に有効な１１券片綴りの割引回数乗車券を発売する。精神障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 ②当社線と連絡運輸区域内他社線を旅行する場合は精神障害者が第１種精神障害者又は定期乗車券を使用する１２才未満の第２種精神障害者であるときは、精神障害者１人に対して、鉄道係員により介護能力があると認められる１人の介護者をつけることができる。この場合の旅客運賃の割引は、①のとおりとする。 ホ　戦没者遺族割引 靖国神社に合祀された戦没者１人について２人の遺族が靖国神社に参拝するため、往復乗車する場合で所定の割引証を提出したときは、普通旅客運賃の割引をする。 ヘ　放送大学通学用割引 放送大学学園法第４条の規定により設置された放送大学の学生（全科履修生）が授業の出席及び学校行事等への参加等直接教育と関連のため区間を同じくして順路によって乗車する際、その在籍する指定学校の代表者において発行した放送大学生旅客運賃割引証を提出

	した場合に１１券片綴りの放送大学通学用割引回数乗車券を発売する。 ト　通信制高等学校通学用割引 指定学校のうち通信教育を行う高等学校の生徒が、面接授業又は試験を受けるため居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のため区間及び経路を同じくして順路によって乗車する際、その在籍する指定学校の代表者において発行した放送大学生旅客運賃割引証を提出した場合に１１券片綴りの通信制高等学校通学用割引回数乗車券を発売する。 チ　乗継割引 松戸線と京成本線又は千葉線とを相互に乗り継いで利用する場合、松戸線「習志野」、「新津田沼」間各駅と京成津田沼接続本線「谷津」、「船橋競馬場」各駅もしくは「京成大久保」、「実籾」各駅もしくは、千葉線「京成幕張本郷」、「京成幕張」、「検見川」各駅相互間を乗車する場合普通旅客運賃の割引をする。 リ　その他 乗車券の割引については重複して適用しない。 ４．通用期間 (1) 通用期間の起算日と初日の時間 通用期間の初日は時間の長短にかかわらず１日として計算し、かつ通用開始日を特に指定して発売したもののほか、乗車券を発売した当日から起算する。 (2) 普通乗車券の通用期間 イ　片道乗車券 通用期間を指定した場合のほか、発売当日限りとする。

	ロ　往復乗車券 往復乗車券は通用期間を指定した場合のほか、発売当日を含め２日とする。 ハ　連続乗車券 連続乗車券は片道乗車券の計算方法によって計算した有効期間を合計した期間とする。 (3) 定期乗車券の通用期間 定期乗車券の通用期間は券面表示期間のとおりとする。 (4) 団体乗車券の通用期間 団体乗車券の通用期間は、その都度定める。 (5) 貸切乗車券の通用期間 貸切乗車券の通用期間は、その都度定める。 (6) 特殊割引乗車券の通用期間 特殊割引乗車券の通用期間は普通乗車券、定期乗車券に準ずる。 割引回数乗車券の通用期間は発売当日から３か月とする。 ５．途中下車 (1) 普通乗車券の途中下車 途中下車の取扱をしない。 (2) 定期乗車券の途中下車 制限しない。 (3) 団体乗車券の途中下車 途中下車はその都度定める。 (4) 貸切乗車券の途中下車 途中下車はその都度定める。 (5) 特殊割引乗車券の途中下車 途中下車は普通乗車券、定期乗車券に準ずる。 割引回数乗車券は途中下車の取扱をしない。

	６．１円単位運賃の適用条件 (1) 適用条件 株式会社パスモが発行するＩＣカード「ＰＡＳＭＯ」及び株式会社パスモと相互利用を行うＩＣカードを所持する旅客がＩＣカードにより改札機等の改札を受けて入場し、同一のＩＣカードにより改札機等の改札を受けて出場した場合に適用する。 (2) 適用範囲 当社線の各駅相互間及び当社線と「ＰＡＳＭＯ」取扱鉄道事業者との各駅相互間、当社線と東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Ｓｕｉｃａ」又は東京モノレール株式会社が発行する「モノレールＳｕｉｃａ」又は東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいＳｕｉｃａ」の各取扱鉄道事業者との各駅相互間（首都圏エリアに限る）とする。 第３ 旅客運賃の計算方法 １．キロ程の計算方（キロ程のは数計算） (1) 旅客運賃を計算する場合のキロ程は、発着区間の営業キロ程による。 (2) １キロメートル未満のは数は、これを１キロメートルに切上げる。 (3) 運賃計算上使用するキロ程は、線路が同一方向に連続する限りこれを通算する。ただし、旅客の乗車経路が折返しとなるときは、その折返しとなる駅において打切って計算する。また、松戸線と京成電鉄京成本線、押上線、金町線、千葉線、千原線、東成田線、成田空港線を乗り継いで利用する場合は、その接続駅で打切って計算する。

	２．運賃のは数計算 運賃計算上１０円未満のは数が生じたときは、これを１０円単位に切り上げる。（以下このは数の計算方法を「は数計算」という。但し、１円単位運賃計算は除く。） ３．普通旅客運賃計算方 (1) １円単位運賃 次の区分の額とし、これを最高額として別紙１に定める額とする。 対キロ区間制 ５キロまで　１６７円 ５キロを超え９キロまで　１９８円 ９キロを超え１３キロまで　２１９円 １３キロを超え１７キロまで　２４０円 １７キロを超え２２キロまで　２６２円 ２２キロを超え２７キロまで　２８２円 (2) １０円単位運賃 次の区分の額とし、これを最高額として別紙１に定める額とする。 対キロ区間制 ５キロまで　１７０円 ５キロを超え９キロまで　２００円 ９キロを超え１３キロまで　２２０円 １３キロを超え１７キロまで　２４０円 １７キロを超え２２キロまで　２７０円 ２２キロを超え２７キロまで　２９０円 往復運賃は、片道運賃の２倍とする。 (3) 小児の旅客運賃計算方 イ　１円単位の小児の普通旅客運賃は、１円単位の普通旅客運賃を折半し、１円未満のは数を切り捨てた額とする。

	ロ　１０円単位の小児の普通旅客運賃は、１０円単位の普通旅客運賃を折半し、１０円未満の端数を１０円単位に切り上げた額とする。 (4) 幼児および乳児の旅客運賃計算方 幼児および乳児の普通旅客運賃は、これを小児とみなして取り扱う場合を除き無賃とする。 ４．定期旅客運賃計算方 次の区分の額とし、これを最高額として別紙１に定める額とする。 表定制 (1) １か月定期旅客運賃 イ　通勤定期旅客運賃 ５キロまで　６，２４０円 ５キロを超え９キロまで　７，３５０円 ９キロを超え１３キロまで　８，０８０円 １３キロを超え １７キロまで　８，８２０円 １７キロを超え ２２キロまで　９，９２０円 ２２キロを超え ２７キロまで　１０，６５０円 ロ　通学定期旅客運賃 ５キロまで　３，２９０円 ５キロを超え９キロまで　３，８８０円 ９キロを超え１３キロまで　４，２７０円 １３キロを超え１７キロまで ４，６５０円 １７キロを超え２２キロまで ５，２４０円 ２２キロを超え２７キロまで ５，６２０円 (2) ３か月定期旅客運賃 １か月定期旅客運賃を３倍し、これを５パーセント割引きしては数計算した額とする。

	(3) ６か月定期旅客運賃 １か月定期旅客運賃を６倍し、これを１０パーセント割引きしては数計算した額とする。 (4) 小児の定期旅客運賃の計算方 小児の定期旅客運賃は、通勤、通学の１か月、３か月及び６か月の大人定期旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。 ５．団体旅客運賃計算方 １０円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。 (1) 大人の場合 全行程に対する１人当り普通旅客運賃から次の割引率により計算した割引額を差し引いた額をは数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。 ・割引率 イ　学生団体 ２６人以上　２０パーセント １００人以上　３０パーセント ３００人以上　４０パーセント ロ　訪日観光団体 １５人以上　１０パーセント １００人以上　２０パーセント ３００人以上　３０パーセント ハ　普通団体 ２５人以上　１０パーセント １００人以上　２０パーセント ３００人以上　３０パーセント (2) 小児の場合 全行程に対する１人当り小児普通旅客運賃から上記割引率により計算した割引額を差し引いた額をは数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

	(3) 大人、小児混乗の場合 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に算出した額を合計したものとする。 (4) 無賃扱人員 イ 学生団体においてその構成人員が２６人以上５０人までのときはうち１人、５１人以上のときは５０人までを増すごとに１人を加える。 ロ 訪日観光団体においてその構成員が２５人以上１００人までは内１人、１０１人以上は１００人までを増すごとに内１人を加える。ただし、無賃の取扱をする者は、当該団体旅客に同行する旅行業者（ガイドを含む。）に限る。 ハ 普通団体においてその構成人員が２５人以上１００人までのときはうち１人、１０１人以上のときは１００人までを増すごとに１人を加える。 ６．貸切旅客運賃計算方 １０円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。 (1) １両につき１４０人に相当する普通旅客運賃を収受する。 (2) 貸切旅客運賃の最低額 全貸切区間の旅客運賃が１０キロ分に満たないときであっても１０キロ分の旅客運賃を収受する。 (3) 定員超過の場合の取扱方 実際乗車人員がその旅客運賃収受定員を超過するときは、実際乗車人員に相当する普通旅客運賃を収受する。

	７．特殊割引旅客運賃計算方 (1) 普通旅客運賃（１０円単位運賃)、定期旅客運賃 特殊割引旅客運賃は、所定の普通旅客運賃又は所定の定期旅客運賃から次の割引率により計算された割引額を控除した額をは数計算した額とする。 なお、割引回数旅客運賃は、発着区間の普通旅客運賃を１０倍した額から次の割引率により計算された割引額を控除した額をは数計算した額とする。 ・割引率 イ　被救護者及び付添人割引　５０パーセント ロ　身体障害者（介護付のもの）及び介護者割引　５０パーセント ハ　身体障害者（単独用）割引　５０パーセント ニ　知的障害者（介護付のもの）及び介護者割引　５０パーセント ホ　知的障害者（単独用）割引　５０パーセント ヘ　精神障害者（介護付のもの）及び介護者割引　５０パーセント ト　精神障害者（単独用）割引　５０パーセント チ　戦没者遺族割引　５０パーセント リ　放送大学通学用割引　２０パーセント ヌ　通信制高等学校通学用割引　５０パーセント (2) 普通旅客運賃（１円単位運賃） 特殊割引旅客運賃は、所定の普通旅客運賃から次の割引率による割引額を差し引いて、１円未満の端数を切り捨てた額とする。 ・割引率 イ　身体障害者（介護付のもの）及び介護者割引　５０パーセント ロ　身体障害者（単独用）割引　５０パーセント ハ　知的障害者（介護付のもの）及び介護者割引　５０パーセント ニ　知的障害者（単独用）割引　５０パーセント

	ホ　精神障害者（介護付のもの）及び介護者割引 ５０パーセント ヘ　精神障害者（単独用）割引　５０パーセント ８．乗継割引旅客運賃計算方 乗継割引旅客運賃は、所定の普通旅客運賃（１円単位運賃、１０円単位運賃）から次の割引額を差し引いた額とする。 ・割引額 イ　大人 普通旅客運賃から１０円を差し引いた額。 ロ　小児 小児旅客運賃から５円を差し引いた額。

（削除）	別紙１ １．普通旅客運賃 （１）１円単位運賃 対キロ区間制 ５キロまで　１６７円 ５キロを超え９キロまで　１８８円 ９キロを超え１３キロまで　２０９円 １３キロを超え１７キロまで　２３０円 １７キロを超え２２キロまで　２５２円 ２２キロを超え２７キロまで　２７２円 （２）１０円単位運賃 対キロ区間制 ５キロまで　１７０円 ５キロを超え９キロまで　１９０円 ９キロを超え１３キロまで　２１０円 １３キロを超え１７キロまで　２３０円 １７キロを超え２２キロまで　２６０円 ２２キロを超え２７キロまで　２８０円 ２．定期旅客運賃 表定制 （１）１か月定期旅客運賃 イ．通勤定期旅客運賃 ５キロまで　６，２４０円 ５キロを超え９キロまで　７，０７０円 ９キロを超え１３キロまで　７，８１０円 １３キロを超え１７キロまで　８，５６０円 １７キロを超え２２キロまで　９，６７０円 ２２キロを超え２７キロまで　１０，４２０円 ロ．通学定期旅客運賃 ５キロまで　３，２９０円 ５キロを超え９キロまで　３，７６０円

	９キロを超え１３キロまで ４，１６０円 １３キロを超え１７キロまで ４，５６０円 １７キロを超え２２キロまで ５，１５０円 ２２キロを超え２７キロまで ５，５５０円

別添５

変更を必要とする理由

当社はこれまで、「安全・安心」を第一に、東京都東部・千葉県で輸送サービスを提供し沿線の皆様の暮らしを支えるとともに、成田空港輸送を担い、生活と社会経済活動に欠かせない公共交通機関として事業を運営してまいりました。事業を運営していく中で、1998 年には千葉急行電鉄（現在の千原線）から鉄道事業を譲り受け、2010 年には空港アクセス新線として成田空港線を開業させたほか、2025 年には新京成電鉄（現在の松戸線）と合併する等、地域輸送の維持、成田空港輸送の強化に努めてまいりました。

引き続き、安全・安心な輸送サービスをお客様に提供するために、駅・線路等の鉄道諸施設や車両の維持管理、安全性向上を計画的に実施するとともに、エレベーター・エスカレーター設置やホームドア整備の加速等、バリアフリー化を含めたお客様サービスの向上に積極的に取り組んでまいります。さらに、各行政機関と連携して、京成本線荒川橋梁及び綾瀬川橋梁架替、葛飾区内の連続立体化といった災害対策や交通渋滞対策等の社会的ニーズに対応した大規模工事を実施するとともに、新京成電鉄との合併に伴い、松戸線と千葉線の直通時間帯の拡大や松戸線～千原線の直通運転を実施してお客様の利便性の向上を図ってまいります。

一方で、テレワークなどの新たな生活様式の定着による社会構造の変化でのお客様の減少、近年の物価上昇に伴い人件費・電力料・経費など各費用の増加、直近では中東紛争等による費用の更なる増加等、今後も厳しい経営環境が想定されます。

このような状況の中、安全・安心な輸送サービスをお客様に提供するためには、多額の設備投資が必要となることに加えて、現在進められている成田空港の機能強化に伴う空港アクセス強化に対応するためには、新型有料特急の導入や車両基地の拡充等の国や空港会社の取組に対応した中長期的な大規模投資を行う必要があります。

つきましては、安定的に鉄道事業を運営し、お客様に喜ばれる良質な商品・サービスを安全・快適に提供するため、当社の経営努力を前提としたうえで、不足する費用の一部についてご利用されるお客様にご負担をお願いいたしたく、鉄道旅客運賃の上限変更認可申請を行うものです。

併せて、新京成電鉄との合併を踏まえて、運賃制度の異なる京成本線等と千原線、松戸線の運賃制度の統合を実施し、千原線及び松戸線と京成本線等を乗り継ぐ場合の併算を廃止する等、お客様にわかりやすい運賃制度に改めることで、お客様のニーズに応えてまいります。

添　付　書　類

１．収入原価総括表

１．収入原価総括表

（単位：百万円）

科目		令和７年度（実績）	令和８年度（推計）	令和９年度（推計）	平年度３年間合計（令和10～12年度）（推計）		増収額 c	増収率 d
					現行 a	申請 b	b-a	c÷a ×100
収入	旅客運賃収入	80,068	80,730	81,854	252,707	283,471	30,764	12.2
	定期外	53,991	54,703	55,879	175,074	197,108	22,034	12.6
	定　期	26,076	26,026	25,975	77,633	86,363	8,730	11.2
	特別急行料金等	10,194	10,254	12,443	42,632	42,632	—	—
	運輸雑収等	2,872	2,952	3,047	9,721	9,721	—	—
	小　計	93,135	93,937	97,345	305,061	335,825	30,764	10.1
	雑収入	204	204	204	613	613	—	—
	合　計	93,340	94,141	97,550	305,675	336,439	30,764	10.1
原価	適正コスト	33,623	39,147	40,719	133,914	133,914	—	—
	車両使用料収入等に係る人件費、経費	380	391	403	1,284	1,284	—	—
	その他の運輸雑収等に係る人件費、経費	6,413	6,652	8,030	25,934	25,934	—	—
	車両使用料等に係る減価償却費等	7,812	7,823	7,876	23,762	23,762	—	—
	動力費等	4,747	5,824	6,079	20,456	20,456	—	—
	賃借料	426	434	443	1,384	1,384	—	—
	固定資産除却費	1,992	2,888	3,022	7,540	7,540	—	—
	諸税	3,759	3,835	4,079	15,991	15,991	—	—
	減価償却費	17,315	18,151	20,255	82,518	82,518	—	—
	小　計	76,472	85,148	90,910	312,786	312,786	—	—
	雑支出	163	163	163	490	490	—	—
	法人税等	2,918	3,314	3,627	12,829	12,829	—	—
	事業報酬	7,442	8,578	9,570	34,877	34,877	—	—
	合　計	86,996	97,205	104,272	360,983	360,983	—	—
差引損益		6,343	-3,063	-6,722	-55,308	-24,544	—	—
収支率		107.3%	96.8%	93.6%	84.7%	93.2%	—	—

※端数処理のため、各項目の合計と合計が一致しない場合がある

参　考　書　類

１．実測換算中心キロ程表

２．営業キロ程表

３．申請普通旅客運賃表（１円単位運賃、１０円単位運賃）

４．旅客運賃の計算方法、適用方法及び乗継運賃現行・申請対照表

（１）京成本線、東成田線、押上線、金町線、千葉線

（２）千原線

（３）成田空港線

（４）松戸線

５．設備投資計画

６．申請内容

（１）現行・申請運賃一覧表

（２）定期運賃平均割引率・改定率・増収率

（３）主要区間・対抗区間運賃比較

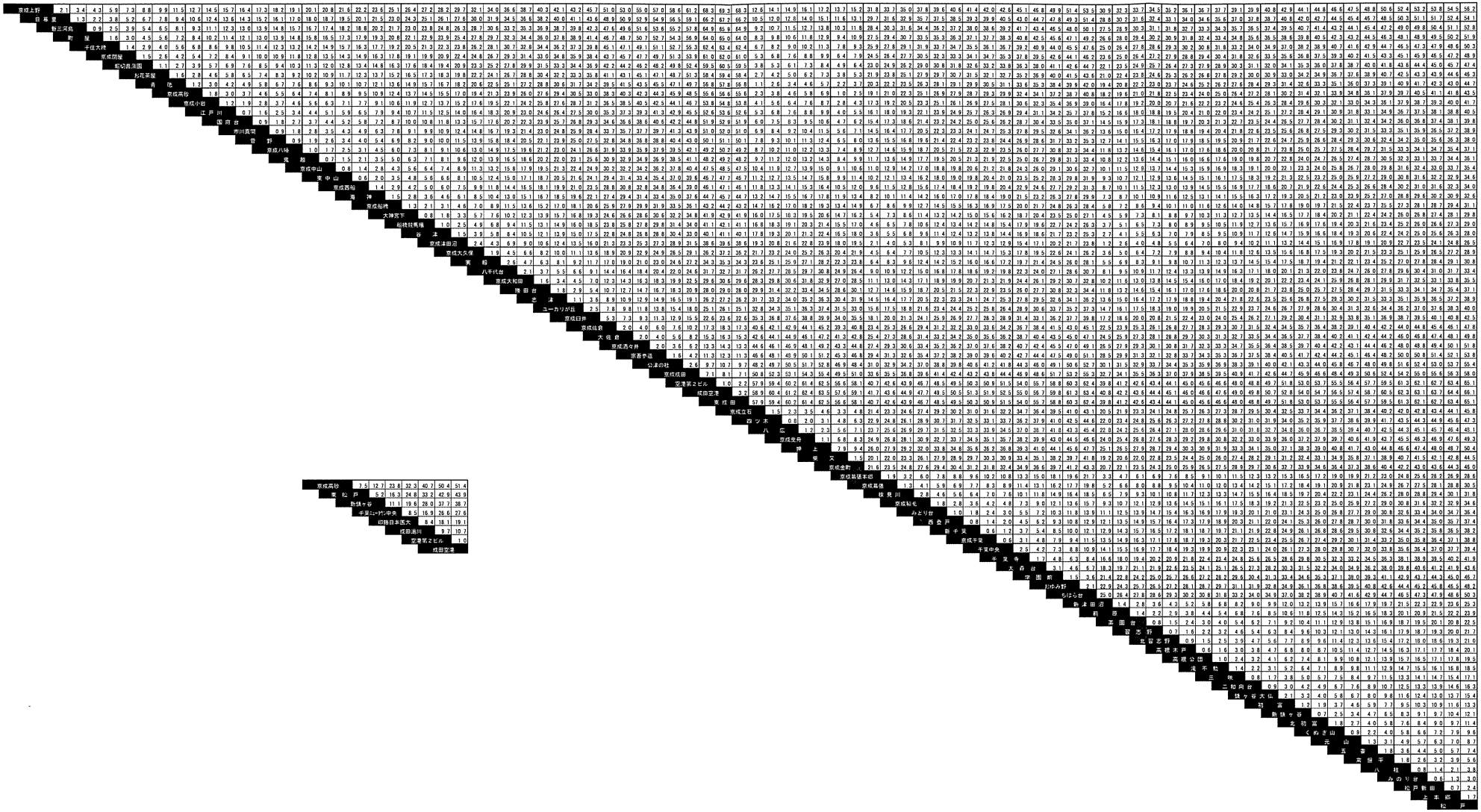
1. 実測換算中心キロ程表

駅名		実測換算中心キロ	摘要
本線(京成上野起点)			
京成上野	けいせいうえの	0.010	東京都台東区上野公園1番60号
日暮里	にっぽり	2.120	〃 荒川区西日暮里2丁目19番1号
新三河島	しんみかわしま	3.420	〃 〃 〃 6丁目2番1号
町屋	まちや	4.320	〃 〃 荒川7丁目40番1号
千住大橋	せんじゅおおはし	5.880	〃 足立区千住橋戸町11番地1号
京成関屋	けいせいせきや	7.270	〃 〃 千住曙町2番2号
堀切菖蒲園	ほりきりしょうぶえん	8.770	〃 葛飾区堀切5丁目1番1号
お花茶屋	おはなぢゃや	9.900	〃 〃 宝町2丁目37番1号
青砥	あおと	11.510	〃 〃 青戸3丁目36番1号
京成高砂	けいせいたかさご	12.660	〃 〃 高砂5丁目28番1号
京成小岩	けいせいこいわ	14.510	〃 江戸川区北小岩2丁目10番9号
江戸川	えどがわ	15.720	〃 〃 〃 3丁目24番15号
国府台	こうのだい	16.430	千葉県市川市市川3丁目30番1号
市川真間	いちかわまま	17.354	〃 〃 真間1丁目11番1号
菅野	すがの	18.180	〃 〃 菅野2丁目7番1号
京成八幡	けいせいやわた	19.080	〃 〃 八幡3丁目2番1号
鬼越	おにごえ	20.090	〃 〃 鬼越1丁目4番5号
京成中山	けいせいなかやま	20.810	〃 船橋市本中山1丁目9番1号
東中山	ひがしなかやま	21.600	〃 〃 東中山2丁目2番22号
京成西船	けいせいにしふな	22.210	〃 〃 西船4丁目15番27号
海神	かいじん	23.630	〃 〃 海神5丁目1番22号
京成船橋	けいせいふなばし	25.100	〃 〃 本町1丁目5番1号
大神宮下	だいじんぐうした	26.380	〃 〃 宮本2丁目9番8号
船橋競馬場	ふなばしけいばじょう	27.175	〃 〃 〃 8丁目42番1号
谷津	やつ	28.190	〃 習志野市谷津5丁目4番5号
京成津田沼	けいせいつだぬま	29.710	〃 〃 津田沼3丁目1番1号
京成大久保	けいせいおおくぼ	32.130	〃 〃 本大久保3丁目10番1号
実籾	みもみ	33.960	〃 〃 実籾1丁目1番1号
八千代台	やちよだい	36.640	〃 八千代市八千代台北1丁目0番地
京成大和田	けいせいおおわだ	38.680	〃 〃 大和田字小板橋308番地
勝田台	かつただい	40.324	〃 〃 勝田台1丁目8番地1号
志津	しづ	42.100	〃 佐倉市上志津1669番地
ユーカリが丘	ゆーかりがおか	43.180	〃 〃 ユーカリが丘4丁目8番2号
京成臼井	けいせいうすい	45.660	〃 〃 王子台3丁目30番地3号
京成佐倉	けいせいさくら	51.020	〃 〃 栄町1001番地5号
大佐倉	おおさくら	53.033	〃 〃 大佐倉松山277番地
京成酒々井	けいせいしすい	55.013	〃 印旛郡酒々井町中川560番地の1
宗吾参道	そうごさんどう	56.993	〃 〃 〃 下岩橋字仲田432番地の3
公津の杜	こうづのもり	58.577	〃 成田市公津の杜4丁目11番地2
京成成田	けいせいなりた	61.180	〃 〃 花崎町814番地
駒井野分岐点	こまいのぶんきてん	67.162	〃 〃 駒井野字台ノ田1961
空港第2ビル	くうこうだいにびる	68.311	〃 〃 古込字古込1番地の1
成田空港	なりたくうこう	69.261	〃 〃 三里塚御料牧場1番地の1

駅名		実測換算中心キロ	摘要
東成田線(京成成田起点)			
京成成田	けいせいなりた	0.000	千葉県成田市花崎町814番地
東成田	ひがしなりた	7.117	〃　〃　古込字込前124番地
押上線(押上起点)			
押上	おしあげ	0.010	東京都墨田区押上1丁目8番21号
京成曳舟	けいせいひきふね	1.120	〃　〃　京島1丁目39番1号
八広	やひろ	2.330	〃　〃　八広6丁目25番20号
四ツ木	よつぎ	3.110	〃　葛飾区四つ木1丁目1番1号
京成立石	けいせいたていし	4.600	〃　〃　立石4丁目24番1号
青砥	あおと	5.726	〃　〃　青戸3丁目36番1号
金町線(京成高砂起点)			
京成高砂	けいせいたかさご	0.000	東京都葛飾区高砂5丁目28番1号
柴又	しばまた	1.010	〃　〃　柴又4丁目8番14号
京成金町	けいせいかなまち	2.480	〃　〃　金町5丁目37番9号
千葉線(京成津田沼起点)			
京成津田沼	けいせいつだぬま	0.000	千葉県習志野市津田沼3丁目1番1号
京成幕張本郷	けいせいまくはりほんごう	2.070	〃　千葉市花見川区幕張本郷1丁目1番地3号
京成幕張	けいせいまくはり	3.950	〃　〃　〃　幕張町4丁目601番地
検見川	けみがわ	5.300	〃　〃　〃　検見川町1丁目791番地
京成稲毛	けいせいいなげ	8.120	〃　〃　稲毛区稲毛3丁目1番17号
みどり台	みどりだい	9.940	〃　〃　〃　緑町1丁目7番1号
西登戸	にしのぶと	10.880	〃　〃　中央区登戸町4丁目9番1号
新千葉	しんちば	11.710	〃　〃　〃　〃　2丁目10番15号
京成千葉	けいせいちば	12.260	〃　〃　〃　新町250番地の3
千葉中央	ちばちゅうおう	12.860	〃　〃　〃　本千葉町15番1号
千原線(千葉中央起点)			
千葉中央	ちばちゅうおう	0.000	千葉県千葉市中央区本千葉町15番1号
千葉寺	ちばでら	2.460	〃　〃　〃　千葉寺町912番地1
大森台	おおもりだい	4.200	〃　〃　〃　大森町463番地3
学園前	がくえんまえ	7.260	〃　〃　緑区おゆみ野中央1丁目14番2号
おゆみ野	おゆみの	8.830	〃　〃　〃　おゆみ野南3丁目27番地1号
ちはら台	ちはらだい	10.910	〃　市原市ちはら台西1丁目1番地
成田空港線(京成高砂起点)			
京成高砂	けいせいたかさご	0.000	東京都葛飾区高砂5丁目28番1号
東松戸	ひがしまつど	7.460	千葉県松戸市東松戸2－158
新鎌ヶ谷	しんかまがや	12.680	〃　鎌ヶ谷市新鎌ケ谷1－13－1
千葉ニュータウン中央	ちばにゅーたうんちゅうおう	23.801	〃　印西市中央南1－1390－1
印旛日本医大	いんばにほんいだい	32.251	〃　〃　若萩1丁目1番地
成田湯川	なりたゆかわ	40.681	〃　成田市松崎1620－1番地
接続点	せつぞくてん	49.911	〃　〃　古込字古込
空港第2ビル	くうこうだいにびる	50.400	〃　〃　古込字古込1番地の1
成田空港	なりたくうこう	51.350	〃　〃　三里塚御料牧場1番地の1

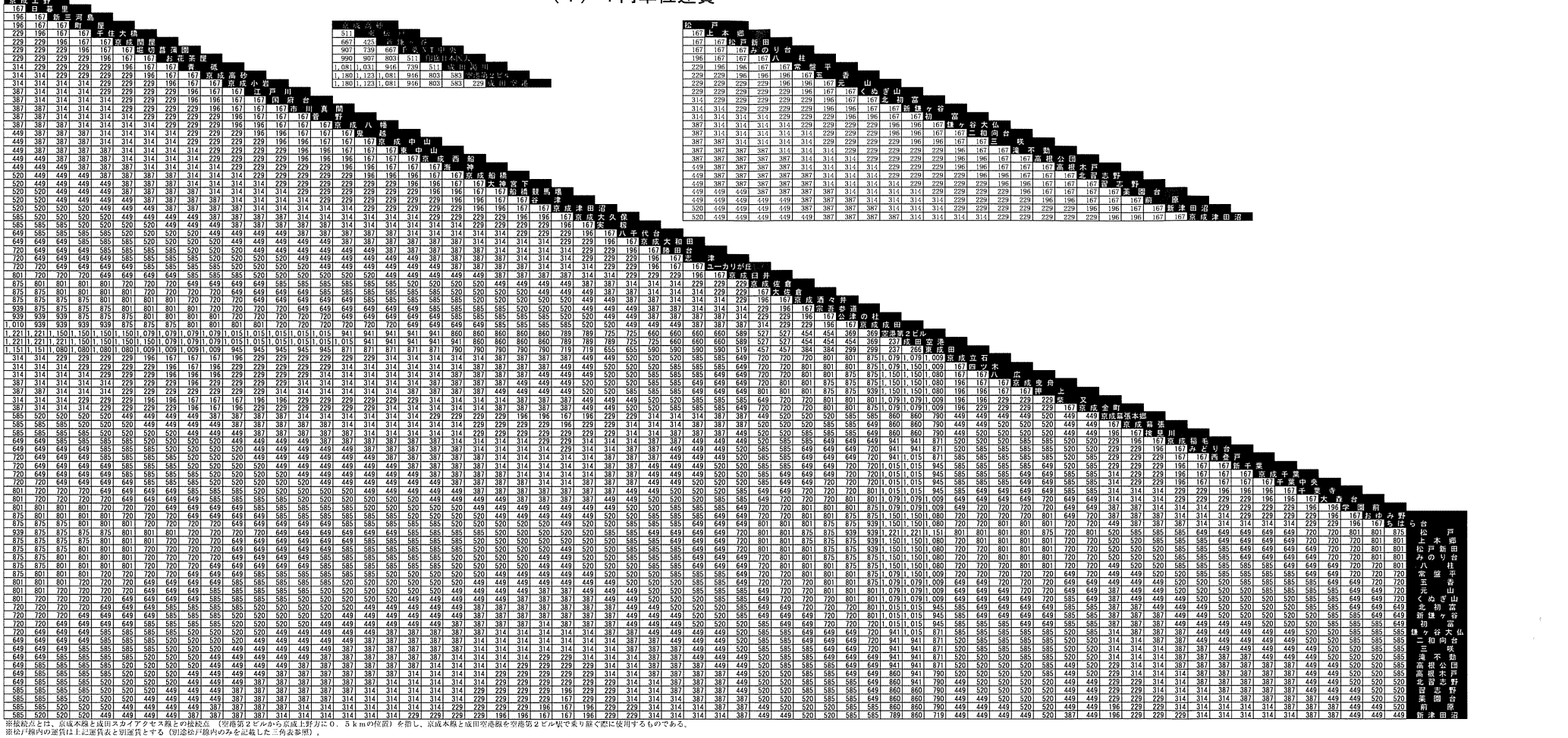
駅名		実測換算中心キロ	摘要
松戸線(新津田沼起点)			
京成津田沼	けいせいつだぬま	-1.237	千葉県習志野市津田沼3丁目1番1号
新津田沼	しんつだぬま	0.000	〃　〃　〃　一丁目10番35号
前原	まえばら	1.443	千葉県船橋市前原西七丁目17番21号
薬園台	やくえんだい	2.843	〃　〃　薬円台六丁目1番1号
習志野	ならしの	3.574	〃　〃　習志野台四丁目1番9号
北習志野	きたならしの	4.288	〃　〃　〃　三丁目1番1号
高根木戸	たかねきど	5.170	〃　〃　〃　一丁目1番3号
高根公団	たかねこうだん	5.792	〃　〃　高根台一丁目6番1号
滝不動	たきふどう	6.817	〃　〃　南三咲三丁目23番1号
三咲	みさき	8.170	〃　〃　三咲二丁目2番1号
二和向台	ふたわむこうだい	8.951	〃　〃　二和東五丁目38番1号
鎌ヶ谷大仏	かまがやだいぶつ	9.929	千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷一丁目8番1号
初富	はつとみ	12.018	〃　〃　中央一丁目2番19号
新鎌ヶ谷	しんかまがや	13.178	〃　〃　新鎌ケ谷一丁目13番1号
北初富	きたはつとみ	13.878	〃　〃　初富321番地3
くぬぎ山	くぬぎやま	15.698	〃　〃　くぬぎ山五丁目1番6号
元山	もとやま	16.638	千葉県松戸市五香南一丁目5番地の1
五香	ごこう	17.873	〃　〃　金ケ作408番地の8
常盤平	ときわだいら	19.693	〃　〃　常盤平一丁目29番地
八柱	やばしら	21.473	〃　〃　日暮一丁目1番地の16
みのり台	みのりだい	22.325	〃　〃　松戸新田575番地の19
松戸新田	まつどしんでん	22.925	〃　〃　〃　264番地の2
上本郷	かみほんごう	23.590	〃　〃　上本郷2648番地の11
松戸	まつど	25.316	〃　〃　松戸一丁目1181番地

2．営　業　キ　ロ　程　表


京成上野
日暮里
新三河島
町屋
千住大橋
京成関屋
堀切菖蒲園
お花茶屋
青砥
京成高砂
京成小岩
江戸川
国府台
市川真間
菅野
京成八幡
鬼越
京成中山
東中山
京成西船
海神
京成船橋
大神宮下
船橋競馬場
谷津
京成津田沼
京成大久保
実籾
八千代台
京成大和田
勝田台
志津
ユーカリが丘
京成佐倉
京成臼井
大佐倉
京成酒々井
滑河
京成佐倉
公津の杜
京成成田
空港第２ビル
成田空港
京成高砂
京成立石
西ヶ木
八広
京成曳舟
押上
曳舟
京成船橋
京成高根木戸
京成小岩
京成佐倉
京成成田
空港第２ビル
成田空港

3. 申請普通旅客運賃表

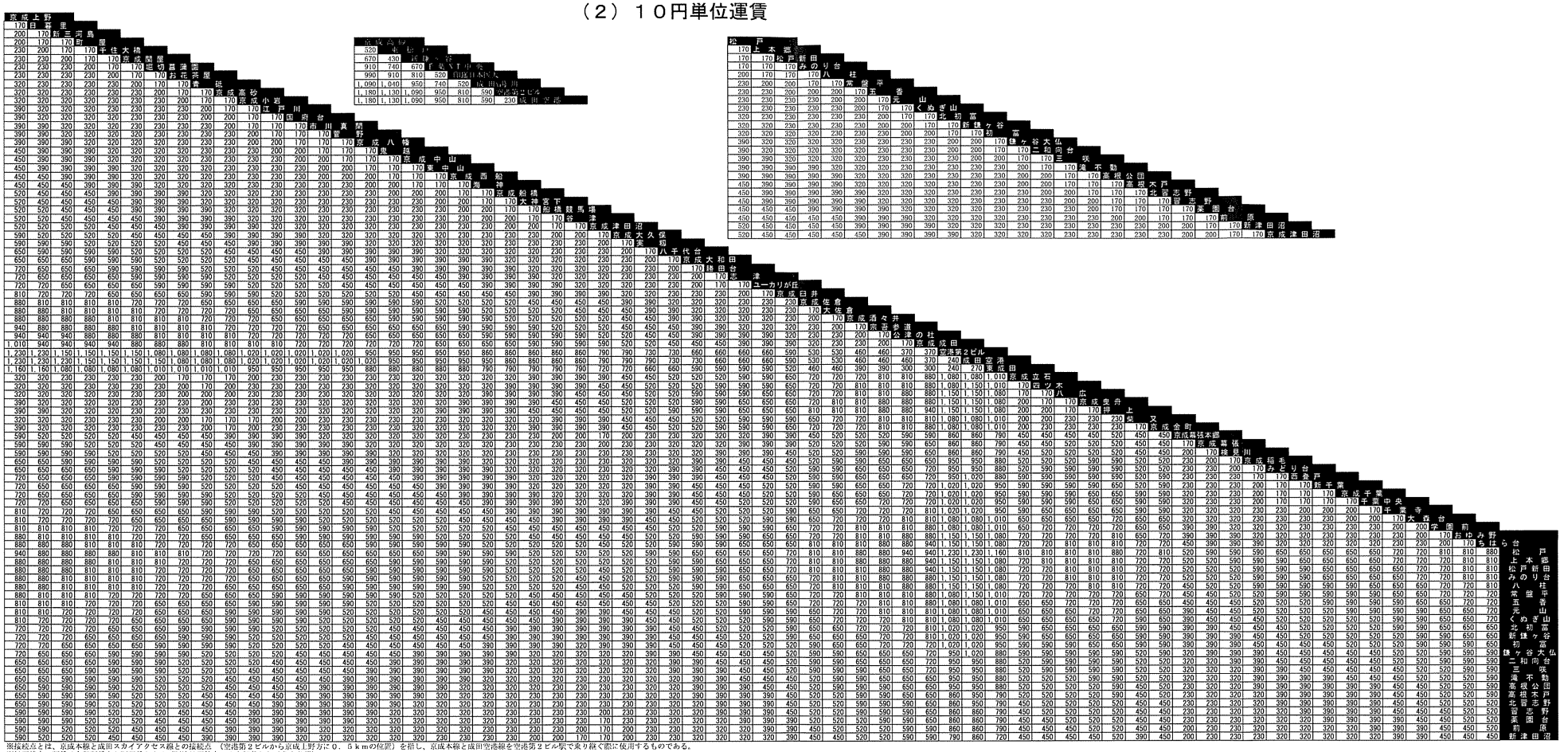
（1）1円単位運賃



※接続点とは、京成本線と成田スカイアクセス線との接続点（空港第２ビルから京成上野方に０．５ｋｍの位置）を指し、京成本線と成田空港線を空港第２ビル駅で乗り継ぐ際に使用するものである。
※佐倉線内の運賃は上記運賃表と別運賃とする（別途佐倉線内のみを記載した三角表参照）。

3．申請普通旅客運賃表

（2）１０円単位運賃



※接続点とは、京成本線と成田スカイアクセス線との接続点（空港第２ビルから京成上野方に０．５ｋｍの位置）を指し、京成本線と成田空港線を空港第２ビル駅で乗り継ぐ際に使用するものである。
※松戸線内の運賃は上記運賃表と別運賃とする（別途松戸線内のみを記載した三角表参照）。

4．旅客運賃の計算方法、適用方法及び乗継運賃現行・申請対照表

（1）京成本線、東成田線、押上線、金町線、千葉線

現　　行	申　　請
第1　運賃計算方法	第1　運賃計算方法
1．普通旅客運賃 (1) 対キロ区間制 別表1のとおり。 (2) キロ程のは数計算方 旅客運賃を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、これを1キロメートルに切り上げる。 (3) 運賃計算上使用するキロ程 線路が同一方向に連続する限りこれを通算する。ただし、旅客の乗車経路が折返しとなるときは、その折返しとなる駅において打切って計算する。また、京成電鉄京成本線、東成田線、押上線、金町線、千葉線（以下「京成電鉄線」という。）と京成電鉄成田空港線（以下「空港線」という。）を乗り継いで利用する場合はその接続駅または接続点（京成成田駅～空港第2ビル駅間：京成上野起点67．8キロ）で、京成電鉄線と京成電鉄千原線（以下「千原線」という。）、京成電鉄線と京成電鉄松戸線（以下「松戸線」という。）を乗り継いで利用する場合はその接続駅で、それぞれ打切って計算する。 (4) 1円単位運賃及び10円単位運賃 イ　1円単位運賃 普通旅客運賃のうち、ＩＣカードを用いて直接自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のＩＣカードにより自動改札機等による改札を受けて出場する場合に適用する運賃をいう。	1．普通旅客運賃 (1)、(2) 略 (3) 運賃計算上使用するキロ程 線路が同一方向に連続する限りこれを通算する。ただし、旅客の乗車経路が折返しとなるときは、その折返しとなる駅において打切って計算する。また、京成電鉄京成本線、東成田線、押上線、金町線、千葉線、千原線、松戸線（以下「京成電鉄線」という。）と京成電鉄成田空港線（以下「空港線」という。）を乗り継いで利用する場合はその接続駅または接続点（京成成田駅～空港第2ビル駅間：京成上野起点67．8キロ）で、それぞれ打切って計算する。 (4) 略

ロ　１０円単位運賃 係員又は乗車券類発売機により乗車券類を購入する場合等、上記以外の場合に適用する運賃をいう。	ロ　略
(5) 運賃計算方	(5) 運賃計算方
イ　１円単位運賃	イ　１円単位運賃
３キロメートルまで　１３６円 ３キロメートルを超え ５キロメートルまで　１５７円 ５キロメートルを超え １０キロメートルまで　１８９円 １０キロメートルを超え １５キロメートルまで　２６２円 １５キロメートルを超え ２０キロメートルまで　３２５円 ２０キロメートルを超え ２５キロメートルまで　３７７円 ２５キロメートルを超え ３０キロメートルまで　４４０円 ３０キロメートルを超え ３５キロメートルまで　４９２円 ３５キロメートルを超え ４０キロメートルまで　５４５円 ４０キロメートルを超え ４５キロメートルまで　６０８円 ４５キロメートルを超え ５０キロメートルまで　６７１円 ５０キロメートルを超え ５５キロメートルまで　７３３円 ５５キロメートルを超え ６０キロメートルまで　７８６円 ６０キロメートルを超え ６５キロメートルまで　８４９円 ６５キロメートルを超え ７０キロメートルまで　９０２円	３キロメートルまで　１６７円 ３キロメートルを超え ５キロメートルまで　１９６円 ５キロメートルを超え １０キロメートルまで　２２９円 １０キロメートルを超え １５キロメートルまで　３１４円 １５キロメートルを超え ２０キロメートルまで　３８７円 ２０キロメートルを超え ２５キロメートルまで　４４９円 ２５キロメートルを超え ３０キロメートルまで　５２０円 ３０キロメートルを超え ３５キロメートルまで　５８５円 ３５キロメートルを超え ４０キロメートルまで　６４９円 ４０キロメートルを超え ４５キロメートルまで　７２０円 ４５キロメートルを超え ５０キロメートルまで　８０１円 ５０キロメートルを超え ５５キロメートルまで　８７５円 ５５キロメートルを超え ６０キロメートルまで　９３９円 ６０キロメートルを超え ６５キロメートルまで　１，０１０円 ６５キロメートルを超え ７０キロメートルまで　１，０８１円

ロ　１０円単位運賃	
３キロメートルまで	１４０円
３キロメートルを超え５キロメートルまで	１６０円
５キロメートルを超え１０キロメートルまで	１９０円
１０キロメートルを超え１５キロメートルまで	２７０円
１５キロメートルを超え２０キロメートルまで	３３０円
２０キロメートルを超え２５キロメートルまで	３８０円
２５キロメートルを超え３０キロメートルまで	４４０円
３０キロメートルを超え３５キロメートルまで	５００円
３５キロメートルを超え４０キロメートルまで	５５０円
４０キロメートルを超え４５キロメートルまで	６１０円
４５キロメートルを超え５０キロメートルまで	６８０円
５０キロメートルを超え５５キロメートルまで	７４０円
５５キロメートルを超え６０キロメートルまで	７９０円
６０キロメートルを超え６５キロメートルまで	８５０円
６５キロメートルを超え７０キロメートルまで	９１０円
ハ　京成成田駅・東成田駅間又は同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合及び東成田駅・成田空港駅間内の各駅相互間を乗車する場合は、イまたはロによる運賃に７０円を加算する。	

ロ　１０円単位運賃	
３キロメートルまで	１７０円
３キロメートルを超え５キロメートルまで	２００円
５キロメートルを超え１０キロメートルまで	２３０円
１０キロメートルを超え１５キロメートルまで	３２０円
１５キロメートルを超え２０キロメートルまで	３９０円
２０キロメートルを超え２５キロメートルまで	４５０円
２５キロメートルを超え３０キロメートルまで	５２０円
３０キロメートルを超え３５キロメートルまで	５９０円
３５キロメートルを超え４０キロメートルまで	６５０円
４０キロメートルを超え４５キロメートルまで	７２０円
４５キロメートルを超え５０キロメートルまで	８１０円
５０キロメートルを超え５５キロメートルまで	８８０円
５５キロメートルを超え６０キロメートルまで	９４０円
６０キロメートルを超え６５キロメートルまで	１，０１０円
６５キロメートルを超え７０キロメートルまで	１，０９０円
ハ～ホ　略	

ニ　京成成田駅・空港第２ビル駅間又は京成成田駅・成田空港駅間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、イまたはロによる運賃に１４０円を加算する。	
ホ　ハ及びニにかかわらず、乗車経路に京成成田駅・(空港第２ビル駅経由)・空港線成田湯川駅間を含む場合はこれらを加算しない。	
ヘ　イ・ロ・ハ・ニ・ホにかかわらず 京成成田・成田空港間は １円単位運賃　２６２円 １０円単位運賃　２７０円 京成成田・空港第２ビル間は １円単位運賃　２６２円 １０円単位運賃　２７０円 空港第２ビル・成田空港間は １円単位運賃　１４７円 １０円単位運賃　１５０円 京成幕張本郷・京成千葉間は １円単位運賃　２３１円 １０円単位運賃　２４０円 京成幕張本郷・千葉中央間は １円単位運賃　２３１円 １０円単位運賃　２４０円 八広・菅野間は １円単位運賃　１８９円 １０円単位運賃　１９０円 八広・谷津間は １円単位運賃　３２５円 １０円単位運賃　３３０円 八広・ユーカリが丘間は １円単位運賃　４９２円 １０円単位運賃　５００円	ヘ　イ・ロ・ハ・ニ・ホにかかわらず 空港第２ビル・成田空港間は １円単位運賃　１６７円 １０円単位運賃　１７０円 届出運賃 ト　イ・ロ・ハ・ニ・ホ・へにかかわらず 松戸線内利用は別表３の運賃とする。

ト　往復旅客運賃は片道旅客運賃の２倍とする。 ２．定期旅客運賃 (1) 表　定　制 別表２のとおり。 (2) キロ程のは数計算方及び運賃計算上使用するキロ程 普通旅客運賃計算の場合と同様とする。 (3) 運賃計算方（１か月） イ　通勤定期旅客運賃 ５キロメートルまで　５，３００円 ５キロメートルを超え １０キロメートルまで　７，８６０円 １０キロメートルを超え １５キロメートルまで　１０，４３０円 １５キロメートルを超え ２０キロメートルまで　１２，６７０円 ２０キロメートルを超え ２５キロメートルまで　１４，９２０円 ２５キロメートルを超え ３０キロメートルまで　１６，８４０円 ３０キロメートルを超え ３１キロメートルまで　１８，１３０円 ３１キロメートルを超え ３２キロメートルまで　１８，７６０円 ３２キロメートルを超え ３３キロメートルまで　１９，３００円 ３３キロメートルを超え ３４キロメートルまで　１９，７２０円 ３４キロメートルを超え ３５キロメートルまで　２０，０４０円 ３５キロメートルを超え ３６キロメートルまで　２０，１５０円 ３６キロメートルを超え ３７キロメートルまで　２０，２５０円	チ　往復旅客運賃は片道旅客運賃の２倍とする。 ２．定期旅客運賃 (1)～(2) 略 (3) 運賃計算方（１か月） イ　通勤定期旅客運賃 ５キロメートルまで　６，３５０円 ５キロメートルを超え １０キロメートルまで　９，４２０円 １０キロメートルを超え １５キロメートルまで　１２，５００円 １５キロメートルを超え ２０キロメートルまで　１５，１８０円 ２０キロメートルを超え ２５キロメートルまで　１７，８５０円 ２５キロメートルを超え ３０キロメートルまで　２０，１２０円 ３０キロメートルを超え ３１キロメートルまで　２１，６６０円 ３１キロメートルを超え ３２キロメートルまで　２２，４００円 ３２キロメートルを超え ３３キロメートルまで　２３，０４０円 ３３キロメートルを超え ３４キロメートルまで　２３，５２０円 ３４キロメートルを超え ３５キロメートルまで　２３，８８０円 ３５キロメートルを超え ３６キロメートルまで　２４，０２０円 ３６キロメートルを超え ３７キロメートルまで　２４，１４０円

３７キロメートルを超え ３８キロメートルまで　　２０，３７０円 ３８キロメートルを超え ４０キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに１００円加算 ４０キロメートルを超え ４１キロメートルまで　　２０，６９０円 ４１キロメートルを超え ４２キロメートルまで　　２０，７９０円 ４２キロメートルを超え ４３キロメートルまで　　２０，９００円 ４３キロメートルを超え ４４キロメートルまで　　２１，０００円 ４４キロメートルを超え ４６キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに１１０円加算 ４６キロメートルを超え ４７キロメートルまで　　２１，３２０円 ４７キロメートルを超え ４８キロメートルまで　　２１，４４０円 ４８キロメートルを超え ５０キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに１００円加算 ５０キロメートルを超え ５２キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに１１０円加算 ５２キロメートルを超え ５３キロメートルまで　　２１，９６０円 ５３キロメートルを超え ５６キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに１１０円加算	３７キロメートルを超え ３８キロメートルまで　　２４，２８０円 ３８キロメートルを超え ３９キロメートルまで　　２４，３８０円 ３９キロメートルを超え ４０キロメートルまで　　２４，５００円 ４０キロメートルを超え ４１キロメートルまで　　２４，６４０円 ４１キロメートルを超え ４２キロメートルまで　　２４，７６０円 ４２キロメートルを超え ４３キロメートルまで　　２４，９００円 ４３キロメートルを超え ４４キロメートルまで　　２５，０２０円 ４４キロメートルを超え ４５キロメートルまで　　２５，１４０円 ４５キロメートルを超え ４６キロメートルまで　　２５，２８０円 ４６キロメートルを超え ４７キロメートルまで　　２５，４００円 ４７キロメートルを超え ４８キロメートルまで　　２５，５４０円 ４８キロメートルを超え ４９キロメートルまで　　２５，６４０円 ４９キロメートルを超え ５０キロメートルまで　　２５，７６０円 ５０キロメートルを超え ５１キロメートルまで　　２５，８８０円 ５１キロメートルを超え ５２キロメートルまで　　２６，０２０円 ５２キロメートルを超え ５３キロメートルまで　　２６，１２０円 ５３キロメートルを超え ５４キロメートルまで　　２６，２４０円 ５４キロメートルを超え ５５キロメートルまで　　２６，３８０円

５６キロメートルを超え
５８キロメートルまでの部分
１キロメートルまでを
増すごとに１００円加算
５８キロメートルを超え
５９キロメートルまで　２２，６１０円
５９キロメートルを超え
６１キロメートルまでの部分
１キロメートルまでを
増すごとに１００円加算
６１キロメートルを超え
６２キロメートルまで　２２，９３０円
６２キロメートルを超え
６３キロメートルまで　２３，０３０円
６３キロメートルを超え
６５キロメートルまでの部分
１キロメートルまでを
増すごとに１１０円加算
６５キロメートルを超え
６６キロメートルまで　２３，３５０円
６６キロメートルを超え
６７キロメートルまで　２３，４６０円
６７キロメートルを超え
６８キロメートルまで　２３，５６０円
６８キロメートルを超え
６９キロメートルまで　２３，６８０円
６９キロメートルを超え
７０キロメートルまで　２３，７８０円

ロ　通学定期旅客運賃

１キロメートルまで　１，０７０円
１キロメートルを超え
２キロメートルまで　１，３５０円
２キロメートルを超え
３キロメートルまで　１，６４０円
５５キロメートルを超え
５６キロメートルまで　２６，４９０円
５６キロメートルを超え
５７キロメートルまで　２６，５９０円
５７キロメートルを超え
５８キロメートルまで　２６，７００円
５８キロメートルを超え
５９キロメートルまで　２６，８２０円
５９キロメートルを超え
６０キロメートルまで　２６，９４０円
６０キロメートルを超え
６１キロメートルまで　２７，０６０円
６１キロメートルを超え
６２キロメートルまで　２７，２００円
６２キロメートルを超え
６３キロメートルまで　２７，３２０円
６３キロメートルを超え
６４キロメートルまで　２７，４４０円
６４キロメートルを超え
６５キロメートルまで　２７，５５０円
６５キロメートルを超え
６６キロメートルまで　２７，６５０円
６６キロメートルを超え
６７キロメートルまで　２７，７８０円
６７キロメートルを超え
６８キロメートルまで　２７，８８０円
６８キロメートルを超え
６９キロメートルまで　２８，０２０円
６９キロメートルを超え
７０キロメートルまで　２８，１４０円

ロ～ホ　略

３キロメートルを超え ６キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに２５０円加算 ６キロメートルを超え ８キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに２３０円加算 ８キロメートルを超え ９キロメートルまで　３，０５０円 ９キロメートルを超え １１キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに２１０円加算 １１キロメートルを超え １２キロメートルまで　３，６４０円 １２キロメートルを超え １３キロメートルまで　３，７９０円 １３キロメートルを超え １４キロメートルまで　３，９５０円 １４キロメートルを超え １５キロメートルまで　４，０８０円 １５キロメートルを超え １６キロメートルまで　４，２２０円 １６キロメートルを超え １８キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに１１０円加算 １８キロメートルを超え ２０キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに９０円加算 ２０キロメートルを超え ２１キロメートルまで　４，７００円 ２１キロメートルを超え ２２キロメートルまで　４，７６０円	

２２キロメートルを超え ２３キロメートルまで　　４，８１０円 ２３キロメートルを超え ２４キロメートルまで　　４，８５０円 ２４キロメートルを超え ２６キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに３０円加算 ２６キロメートルを超え ２７キロメートルまで　　４，９５０円 ２７キロメートルを超え ３２キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに２０円加算 ３２キロメートルを超え ３３キロメートルまで　　５，０８０円 ３３キロメートルを超え ４３キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに２０円加算 ４３キロメートルを超え ４４キロメートルまで　　５，３１０円 ４４キロメートルを超え ５２キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに２０円加算 ５２キロメートルを超え ５３キロメートルまで　　５，５００円 ５３キロメートルを超え ５９キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに２０円加算 ５９キロメートルを超え ６０キロメートルまで　　５，６３０円 ６０キロメートルを超え ６１キロメートルまで　　５，６７０円	

６１キロメートルを超え ７０キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに２０円加算 ハ　京成成田駅・東成田駅間又は同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合及び東成田駅・成田空港駅間内の各駅相互間を乗車する場合は、通勤定期においては３，２４０円、通学定期においては１，１６０円を加算する。 ニ　京成成田駅・空港第２ビル駅間又は京成成田駅・成田空港駅間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、通勤定期においては６，２８０円、通学定期においては２，５５０円を加算する。 ホ　ハ及びニにかかわらず、乗車経路に京成成田駅・(空港第２ビル駅経由)・空港線成田湯川駅間を含む場合はこれらを加算しない。 ヘ　イ・ロ・ハ・ニ・ホにかかわらず 京成成田・成田空港間は 通勤定期　１０，６２０円 京成成田・空港第２ビル間は 通勤定期　１０，６２０円 空港第２ビル・成田空港間は 通勤定期　５，６１０円 京成幕張本郷・京成千葉間は 通勤定期　９，４６０円 京成幕張本郷・千葉中央間は 通勤定期　９，４６０円 八広・堀切菖蒲園間は 通学定期　２，３９０円 八広・菅野間は 通勤定期　７，８６０円 通学定期　３，２６０円 八広・京成西船間は 通学定期　３，９５０円	ヘ　イ・ロ・ハ・ニ・ホにかかわらず 届出運賃 空港第２ビル・成田空港間は 通勤定期　６，３５０円

八広・船橋競馬場間は 通学定期　４，５３０円 八広・谷津間は 通勤定期　１２，６７０円 通学定期　４，６２０円 八広・ユーカリが丘間は 通勤定期　２０，０４０円 通学定期　５，１２０円 八広・京成成田間は 通勤定期　２１，９６０円 通学定期　５，５００円 八広・京成金町間は 通学定期　２，６２０円	届出運賃 ト　イ・ロ・ハ・ニ・ホ・へにかかわらず通勤定期の松戸線内利用は別表４の運賃とする。
(4)　３か月定期旅客運賃 １か月定期旅客運賃を３倍し、これを５分引して、は数計算した額とする。 (5)　６か月定期旅客運賃 １か月定期旅客運賃を６倍し、これを１割引して、は数計算した額とする。 (6)　小児定期旅客運賃の計算方 大人定期旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。 (7)　割引運賃 割引の大人定期旅客運賃は、大人定期旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。割引の小児定期旅客運賃は、小児定期旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。	(4)、(5)、(6)、(7)　略
３．回数旅客運賃 (1)　運賃計算方 無記名式 １１券片綴りとし、発着区間の１０円単位普	３．略

通旅客運賃を基準に、次によって計算したものに割引額を差し引いては数計算した額とする。 大人運賃計算方：旅客の乗車する区間の大人片道普通旅客運賃を１０倍した額 小児運賃計算方：旅客の乗車する区間の小児片道普通旅客運賃を１０倍した額 放送大学通学用　２割引 通信制高等学校通学用　５割引	
４．団体旅客運賃 １０円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。 (1) 運賃計算方 イ　大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する１人当り大人普通旅客運賃から下記割引額を差し引いた額をは数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。 ロ　小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する１人当り小児普通旅客運賃から下記割引額を差し引いた額をは数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。 ハ　大人と小児が混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児、各別に前各号によって算出した額を合算したものとする。 (2) (1)の規定によって１人当りの普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を計算する場合に適用する割引率は、無賃輸送の取扱いをする人員を含めた団体総人員に対する割引率による。 (3) 無賃扱人員 イ　学生団体 ５０人までは内１人、５１人以上は５０人までを増すごとに内１人を加える。	４．略

ロ　訪日観光団体 ２５人以上１００人までは内１人、１０１人以上は１００人までを増すごとに内１人を加える。ただし、無賃の取扱いをする者は、当該団体旅客に同行する旅行業者（ガイドを含む。）に限る。 ハ　普通団体 １００人までは内１人、１０１人以上は１００人までを増すごとに内１人を加える。 (4) 団体旅客運賃割引率 学生団体 ２６人以上　２割引 １００人以上　３割引 ３００人以上　４割引 訪日観光団体 １５人以上　１割引 １００人以上　２割引 ３００人以上　３割引 普通団体 ２５人以上　１割引 １００人以上　２割引 ３００人以上　３割引	
５．貸切旅客運賃 １０円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。 (1) 運賃計算方 下記に掲げる旅客運賃収受人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。 普通客車　１両につき　１４０人分 特別客車　その車両の定員に相当する人員分 (2) 貸切旅客運賃の最低額 全貸切区間の旅客運賃が３０キロメートル分に満たないときであっても３０キロメートル分の運賃を収受する。	５．略

(3) 定員超過の場合の取扱方 実際乗車人員が、その旅客運賃収受定員を超過するときは、実際乗車人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。	
6．特殊割引旅客運賃 (1) 運賃計算方 イ　普通旅客運賃（１０円単位運賃） (ｲ) 被救護者 普通旅客運賃から下記の割引率による割引額を差し引いては数計算した額とする。 被救護者（付添人を必要とするときは付添人を含む。）　５割 (ﾛ) 戦没者遺族 普通旅客運賃から５割を差し引いては数計算した額とする。ただし、往復に限る。 (ﾊ) 身体障害者、知的障害者、精神障害者及びその介護者 普通旅客運賃から５割を差し引いては数計算した額とする。 ロ　普通旅客運賃（１円単位運賃） (ｲ) 身体障害者、知的障害者、精神障害者及びその介護者 普通旅客運賃から５割を差し引いて１円未満のは数を切り捨てた額とする。 ハ　定期旅客運賃 (ｲ) 身体障害者、知的障害者、精神障害者及びその介護者 定期旅客運賃から５割を差し引いては数計算した額とする。 ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。	6．略

ニ　回数旅客運賃 (イ)　身体障害者、知的障害者、精神障害者及びその介護者 第１の３(1)で計算したものに５割を差し引いては数計算した額とする。	

別表１

現　行

普通旅客運賃

キロ程	１円単位運賃	１０円単位運賃
1	136 円	140 円
2	136	140
3	136	140
4	157	160
5	157	160
6	189	190
7	189	190
8	189	190
9	189	190
10	189	190
11	262	270
12	262	270
13	262	270
14	262	270
15	262	270
16	325	330
17	325	330
18	325	330
19	325	330
20	325	330
21	377	380
22	377	380
23	377	380
24	377	380
25	377	380
26	440	440
27	440	440
28	440	440
29	440	440
30	440	440
31	492	500
32	492	500
33	492	500
34	492	500
35	492	500
36	545	550
37	545	550
38	545	550
39	545	550
40	545	550
41	608	610
42	608	610
43	608	610
44	608	610
45	608	610
46	671	680
47	671	680
48	671	680
49	671	680
50	671	680

税抜運賃(参考)※

キロ程	税抜運賃
1	124 円
2	124
3	124
4	143
5	143
6	172
7	172
8	172
9	172
10	172
11	239
12	239
13	239
14	239
15	239
16	296
17	296
18	296
19	296
20	296
21	343
22	343
23	343
24	343
25	343
26	400
27	400
28	400
29	400
30	400
31	448
32	448
33	448
34	448
35	448
36	496
37	496
38	496
39	496
40	496
41	553
42	553
43	553
44	553
45	553
46	610
47	610
48	610
49	610
50	610

申　請

普通旅客運賃

キロ程	１円単位運賃	１０円単位運賃
1	167 円	170 円
2	167	170
3	167	170
4	196	200
5	196	200
6	229	230
7	229	230
8	229	230
9	229	230
10	229	230
11	314	320
12	314	320
13	314	320
14	314	320
15	314	320
16	387	390
17	387	390
18	387	390
19	387	390
20	387	390
21	449	450
22	449	450
23	449	450
24	449	450
25	449	450
26	520	520
27	520	520
28	520	520
29	520	520
30	520	520
31	585	590
32	585	590
33	585	590
34	585	590
35	585	590
36	649	650
37	649	650
38	649	650
39	649	650
40	649	650
41	720	720
42	720	720
43	720	720
44	720	720
45	720	720
46	801	810
47	801	810
48	801	810
49	801	810
50	801	810

税抜運賃(参考)※

キロ程	税抜運賃
1	152 円
2	152
3	152
4	179
5	179
6	209
7	209
8	209
9	209
10	209
11	286
12	286
13	286
14	286
15	286
16	352
17	352
18	352
19	352
20	352
21	409
22	409
23	409
24	409
25	409
26	473
27	473
28	473
29	473
30	473
31	532
32	532
33	532
34	532
35	532
36	590
37	590
38	590
39	590
40	590
41	655
42	655
43	655
44	655
45	655
46	729
47	729
48	729
49	729
50	729

別表１つづき

現　行

キロ程	１円単位運賃	１０円単位運賃
51	733	740
52	733	740
53	733	740
54	733	740
55	733	740
56	786	790
57	786	790
58	786	790
59	786	790
60	786	790
61	849	850
62	849	850
63	849	850
64	849	850
65	849	850
66	902	910
67	902	910
68	902	910
69	902	910
70	902	910

キロ程	税抜運賃
51	667
52	667
53	667
54	667
55	667
56	715
57	715
58	715
59	715
60	715
61	772
62	772
63	772
64	772
65	772
66	820
67	820
68	820
69	820
70	820

ただし、京成成田駅・東成田駅間又は同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合及び東成田駅・成田空港駅間内の各駅相互間を乗車する場合は、７０円、京成成田駅・空港第２ビル駅間又は京成成田駅・成田空港駅間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、１４０円を加算する。

本表の制度によらず

京成成田・成田空港間は　１円単位運賃　２６２円
１０円単位運賃　２７０円

京成成田・空港第２ビル間は　１円単位運賃　２６２円
１０円単位運賃　２７０円

空港第２ビル・成田空港間は　１円単位運賃　１４７円
１０円単位運賃　１５０円

京成幕張本郷・京成千葉間は　１円単位運賃　２３１円
１０円単位運賃　２４０円

京成幕張本郷・千葉中央間は　１円単位運賃　２３１円
１０円単位運賃　２４０円

八広・菅野間は　１円単位運賃　１８９円
１０円単位運賃　１９０円

八広・谷津間は　１円単位運賃　３２５円
１０円単位運賃　３３０円

八広・ユーカリが丘間は　１円単位運賃　４９２円
１０円単位運賃　５００円

※参考として表示した「税抜運賃」とは、２０１４年３月３１日時点の税込普通旅客運賃に１０５分の５を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）をいう。

申　請

キロ程	１円単位運賃	１０円単位運賃
51	875	880
52	875	880
53	875	880
54	875	880
55	875	880
56	939	940
57	939	940
58	939	940
59	939	940
60	939	940
61	1,010	1,010
62	1,010	1,010
63	1,010	1,010
64	1,010	1,010
65	1,010	1,010
66	1,081	1,090
67	1,081	1,090
68	1,081	1,090
69	1,081	1,090
70	1,081	1,090

キロ程	税抜運賃
51	796
52	796
53	796
54	796
55	796
56	854
57	854
58	854
59	854
60	854
61	919
62	919
63	919
64	919
65	919
66	983
67	983
68	983
69	983
70	983

ただし、京成成田駅・東成田駅間又は同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合及び東成田駅・成田空港駅間内の各駅相互間を乗車する場合は、７０円、京成成田駅・空港第２ビル駅間又は京成成田駅・成田空港駅間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、１４０円を加算する。

本表の制度によらず

空港第２ビル・成田空港間は　１円単位運賃　１６７円
１０円単位運賃　１７０円

※参考として表示した「税抜運賃」とは、２０２６年１１月６日時点の税率で算出した申請運賃に１１０分の１０を乗じ、算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）の１円未満のは数を１円単位に切り上げた額とする。

別表２

現　行

定期旅客運賃（１か月）

通勤定期旅客運賃（１か月）

ｷﾛ程	運賃	ｷﾛ程	運賃	ｷﾛ程	運賃
1	5,300 円	25	14,920 円	49	21,540 円
2	5,300	26	16,840	50	21,640
3	5,300	27	16,840	51	21,750
4	5,300	28	16,840	52	21,860
5	5,300	29	16,840	53	21,960
6	7,860	30	16,840	54	22,070
7	7,860	31	18,130	55	22,180
8	7,860	32	18,760	56	22,290
9	7,860	33	19,300	57	22,390
10	7,860	34	19,720	58	22,490
11	10,430	35	20,040	59	22,610
12	10,430	36	20,150	60	22,710
13	10,430	37	20,250	61	22,810
14	10,430	38	20,370	62	22,930
15	10,430	39	20,470	63	23,030
16	12,670	40	20,570	64	23,140
17	12,670	41	20,690	65	23,250
18	12,670	42	20,790	66	23,350
19	12,670	43	20,900	67	23,460
20	12,670	44	21,000	68	23,560
21	14,920	45	21,110	69	23,680
22	14,920	46	21,220	70	23,780
23	14,920	47	21,320		
24	14,920	48	21,440		

ただし、京成成田駅・東成田駅間又は同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合及び東成田駅・成田空港駅間内の各駅相互間を乗車する場合は、３，２４０円、京成成田駅・空港第２ビル駅間又は京成成田駅・成田空港駅間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、６，２８０円を加算する。

本表の制度によらず

京成成田・成田空港間は	１０，６２０円
京成成田・空港第２ビル間は	１０，６２０円
空港第２ビル・成田空港間は	５，６１０円
京成幕張本郷・京成千葉間は	９，４６０円
京成幕張本郷・千葉中央間は	９，４６０円
八広・菅野間は	７，８６０円
八広・谷津間は	１２，６７０円
八広・ユーカリが丘間は	２０，０４０円
八広・京成成田間は	２１，９６０円

申　請

定期旅客運賃（１か月）

通勤定期旅客運賃（１か月）

ｷﾛ程	運賃	ｷﾛ程	運賃	ｷﾛ程	運賃
1	6,350 円	25	17,850 円	49	25,640 円
2	6,350	26	20,120	50	25,760
3	6,350	27	20,120	51	25,880
4	6,350	28	20,120	52	26,020
5	6,350	29	20,120	53	26,120
6	9,420	30	20,120	54	26,240
7	9,420	31	21,660	55	26,380
8	9,420	32	22,400	56	26,490
9	9,420	33	23,040	57	26,590
10	9,420	34	23,520	58	26,700
11	12,500	35	23,880	59	26,820
12	12,500	36	24,020	60	26,940
13	12,500	37	24,140	61	27,060
14	12,500	38	24,280	62	27,200
15	12,500	39	24,380	63	27,320
16	15,180	40	24,500	64	27,440
17	15,180	41	24,640	65	27,550
18	15,180	42	24,760	66	27,650
19	15,180	43	24,900	67	27,780
20	15,180	44	25,020	68	27,880
21	17,850	45	25,140	69	28,020
22	17,850	46	25,280	70	28,140
23	17,850	47	25,400		
24	17,850	48	25,540		

ただし、京成成田駅・東成田駅間又は同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合及び東成田駅・成田空港駅間内の各駅相互間を乗車する場合は、３，２４０円、京成成田駅・空港第２ビル駅間又は京成成田駅・成田空港駅間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、６，２８０円を加算する。

本表の制度によらず

空港第２ビル・成田空港間は	６，３５０円

別表２つづき

現　行

定期旅客運賃（１か月）

通学定期旅客運賃（１か月）

キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃
1	1,070 円	25	4,880 円	49	5,410 円
2	1,350	26	4,910	50	5,430
3	1,640	27	4,950	51	5,450
4	1,890	28	4,970	52	5,470
5	2,140	29	4,990	53	5,500
6	2,390	30	5,010	54	5,520
7	2,620	31	5,030	55	5,540
8	2,850	32	5,050	56	5,560
9	3,050	33	5,080	57	5,580
10	3,260	34	5,100	58	5,600
11	3,470	35	5,120	59	5,620
12	3,640	36	5,140	60	5,630
13	3,790	37	5,160	61	5,670
14	3,950	38	5,180	62	5,690
15	4,080	39	5,200	63	5,710
16	4,220	40	5,220	64	5,730
17	4,330	41	5,240	65	5,750
18	4,440	42	5,260	66	5,770
19	4,530	43	5,280	67	5,790
20	4,620	44	5,310	68	5,810
21	4,700	45	5,330	69	5,830
22	4,760	46	5,350	70	5,850
23	4,810	47	5,370		
24	4,850	48	5,390		

ただし、京成成田駅・東成田駅間又は同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合及び東成田駅・成田空港駅間内の各駅相互間を乗車する場合は、１，１６０円、京成成田駅・空港第２ビル駅間又は京成成田駅・成田空港駅間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、２，５５０円を加算する。

本表の制度によらず

八広・堀切菖蒲園間は	２，３９０円
八広・菅野間は	３，２６０円
八広・京成西船間は	３，９５０円
八広・船橋競馬場間は	４，５３０円
八広・谷津間は	４，６２０円
八広・ユーカリが丘間は	５，１２０円
八広・京成成田間は	５，５００円
八広・京成金町間は	２，６２０円

申　請

定期旅客運賃（１か月）

通学定期旅客運賃（１か月）

キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃
1	1,070 円	25	4,880 円	49	5,410 円
2	1,350	26	4,910	50	5,430
3	1,640	27	4,950	51	5,450
4	1,890	28	4,970	52	5,470
5	2,140	29	4,990	53	5,500
6	2,390	30	5,010	54	5,520
7	2,620	31	5,030	55	5,540
8	2,850	32	5,050	56	5,560
9	3,050	33	5,080	57	5,580
10	3,260	34	5,100	58	5,600
11	3,470	35	5,120	59	5,620
12	3,640	36	5,140	60	5,630
13	3,790	37	5,160	61	5,670
14	3,950	38	5,180	62	5,690
15	4,080	39	5,200	63	5,710
16	4,220	40	5,220	64	5,730
17	4,330	41	5,240	65	5,750
18	4,440	42	5,260	66	5,770
19	4,530	43	5,280	67	5,790
20	4,620	44	5,310	68	5,810
21	4,700	45	5,330	69	5,830
22	4,760	46	5,350	70	5,850
23	4,810	47	5,370		
24	4,850	48	5,390		

ただし、京成成田駅・東成田駅間又は同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合及び東成田駅・成田空港駅間内の各駅相互間を乗車する場合は、１，１６０円、京成成田駅・空港第２ビル駅間又は京成成田駅・成田空港駅間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、２，５５０円を加算する。

別表３

現　行	申　請

普通旅客運賃

キロ程	１円単位運賃	１０円単位運賃
1	167 円	170 円
2	167	170
3	167	170
4	196	200
5	196	200
6	218	220
7	218	220
8	218	220
9	218	220
10	218	220
11	249	250
12	249	250
13	249	250
14	249	250
15	249	250
16	270	270
17	270	270
18	270	270
19	270	270
20	270	270
21	301	310
22	301	310
23	301	310
24	301	310
25	301	310
26	321	330
27	321	330

税抜運賃(参考)※

キロ程	税抜運賃
1	152 円
2	152
3	152
4	179
5	179
6	199
7	199
8	199
9	199
10	199
11	227
12	227
13	227
14	227
15	227
16	246
17	246
18	246
19	246
20	246
21	274
22	274
23	274
24	274
25	274
26	292
27	292

※参考として表示した「税抜運賃」とは、２０２６年１１月６日時点の税率で算出した申請運賃に１１０分の１０を乗じ、算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）の１円未満のは数を１円単位に切り上げた額とする。

別表４

現　　行	申　　請
	定期旅客運賃（１か月） 通勤定期旅客運賃

ｷﾛ程	運賃
1	6,350 円
2	6,350
3	6,350
4	6,350
5	6,350
6	8,470
7	8,470
8	8,470
9	8,470
10	8,470
11	9,360
12	9,360
13	9,360
14	9,360
15	9,360
16	10,260
17	10,260
18	10,260
19	10,260
20	10,260
21	11,580
22	11,580
23	11,580
24	11,580
25	11,580
26	12,480
27	12,480

第２　適用方法 １．普通旅客 (1) 旅客の年令 イ　大人、小児、幼児及び乳児の別 (ｲ) 大人　１２才以上の者 (ﾛ) 小児　６才以上、１２才未満の者 (ﾊ) 幼児　１才以上、６才未満の者 (ﾆ) 乳児　１才未満の者 ロ　幼児を小児とみなして取扱う場合 (ｲ) ６才未満の幼児だけで旅行するとき。 (ﾛ) 団体旅客として乗車するとき、又は団体旅客に随伴されるとき。 (ﾊ) 団体乗車券以外の乗車券を使用する６才以上の旅客に随伴されている場合でも２人をこえた者であるとき。 (ﾆ) 割当発売する座席を幼児だけで使用するとき。 ハ　乳児を小児とみなして取扱う場合 割当発売する座席を乳児だけで使用するとき。 (2) 有効期間 イ　片道、往復、連続乗車券 (ｲ) 片道乗車券　１日とする。 (ﾛ) 往復乗車券　片道乗車券の有効期間の２倍とする。 (ﾊ) 連続乗車券　各券片については片道乗車券の計算方法によって計算した有効期間を合計した期間とする。 ロ　有効期間の起算日と初日の時間 有効期間の初日は時間の長短にかかわらず１日として計算することとし、乗車券を発売した当日から起算する。（他の乗車券類も同様とする。）ただし、有効開始日を特に指定して発売したものは当該日から起算する。	第２　適用方法 １．略

(3) 運賃を１円単位で収受する場合 イ　適用条件 ＩＣカードを用いて直接自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のＩＣカードにより自動改札機等による改札を受けて出場する場合に適用する。 ロ　適用範囲 当社線の各駅相互間及び当社線と「ＰＡＳＭＯ」取扱事業者との各駅相互間、当社線と東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Ｓｕｉｃａ」又は東京モノレール株式会社が発行する「モノレールＳｕｉｃａ」又は東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいＳｕｉｃａ」の各取扱事業者との各駅相互間（首都圏エリアに限る）とする。 (4) 運賃を１０円単位で収受する場合 イ　適用条件 係員又は乗車券類発売機により乗車券類を購入する場合等、前項以外の場合に適用する。 ロ　途中下車 途中下車した場合は前途に対し無効とする。	
２．定期旅客（定期乗車券） (1) 旅客の年令 イ　大人、小児及び幼児の別 (ｲ) 大人　１２才以上の者 (ﾛ) 小児　６才以上、１２才未満の者 (ﾊ) 幼児　１才以上、６才未満の者 ロ　幼児を小児とみなして取扱う場合 (ｲ) 幼児が幼児だけで旅行するとき。 (ﾛ) ６才以上の旅客に随伴されている場合でも２人をこえた者であるとき。 ハ　小児用乗車券は、有効期間中にその使用旅客の年令が１２才に達した場合であっても、これを有効として取扱う。	２．略

(2) 発売条件 イ　通勤定期乗車券 次の各号に該当する場合は、１か月・３か月又は６か月有効の通勤定期乗車券を発売する。 (ｲ) 社線を常時区間及び経路を同じくして乗車する場合。 (ﾛ) 旅客が定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合。 ロ　通学定期乗車券 (ｲ) 次の各号に該当する場合は、１か月・３か月又は６か月有効の通学定期乗車券を発売する。 1　指定学校（ただし放送大学を除く。）の学生・生徒・児童又は幼児が居住地もより駅と在籍する指定学校（ただし放送大学を除く。）もより駅との相互間を通学のため乗車する場合 2　区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合 3　在籍する指定学校（ただし放送大学を除く。）の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出した場合、又は通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を呈示し、かつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合 (ﾛ) 指定学校（ただし放送大学を除く。）の学生・生徒若しくは児童が実習のため実習場等まで乗車する場合で社が必要と認めるときに限り第１項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。 (3) 有効期間 イ　各券種別有効期間 通勤及び通学定期乗車券　１か月・３か月又は６か月	

ロ　有効開始日及び発売日 常時発売し、有効開始日を指定して発売したものの外、乗車券を発行した当日より有効を開始する。 (4) 途中下車及び途中乗車 イ　途中下車及び途中乗車は自由とする。 ロ　京成成田以遠の各駅と、成田空港駅又は空港第２ビル駅の間の定期乗車券を所持する旅客は、東成田駅での下車及び乗車を自由とする。 (5) 乗車回数 特に制限しない。	
３．回数旅客（回数乗車券） (1) 旅客の年令 イ　大人、小児等の別 (イ) 大人　１２才以上の者 (ロ) 小児　６才以上、１２才未満の者 (ハ) 幼児　１才以上、６才未満の者 ロ　大人を小児とみなして取扱う場合 小児用乗車券は、有効期間中にその使用旅客の年令が１２才に達した場合であっても、これを有効として取扱う。 (2) 発売条件 イ　放送大学通学用割引回数乗車券 次の各号に該当する旅客に対して発売する。 (イ) 放送大学の学生(全科履修生及び大学院修士全科生)が居住地もより駅と放送大学（各学習センターも含む。）もより駅との相互間を通学のため乗車する場合。 (ロ) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合。 (ハ) 放送大学（各学習センターも含む。）の代表者において必要事項を記入して発行した放送大学学生旅客運賃割引証を提出した場合。	３．略

ロ　通信制高等学校通学用割引回数乗車券 次の各号に該当する旅客に対して発売する。 (イ) 指定学校のうち通信教育を行う高等学校の生徒が、面接授業又は試験を受けるため居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のため乗車する場合。 (ロ) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合。 (ハ) 在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出した場合。 (3) 有効期間 ３か月とする。ただし、通信制高等学校通学用割引回数乗車券については６か月とする。 (4) 途中下車 途中下車した場合は前途に対し無効とする。 ４．団体旅客（団体乗車券） (1) 旅客の年令 イ　大人、小児及び幼児の別 (イ) 大人　１２才以上の者 (ロ) 小児　６才以上、１２才未満の者 (ハ) 幼児　１才以上、６才未満の者 ロ　幼児を小児とみなして取扱う場合 団体旅客として乗車するとき、又は団体旅客に随伴されるとき。 ハ　大人を小児とみなして取扱う場合 小学校児童によって構成された団体中に１２才以上の児童がある場合は、その児童は小児とみなして取扱う。 (2) 適用条件 発着駅を同じくし、かつ次の各号の一に該当する団体旅客で社が運送の引受けをしたものに対しては、旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。	４．略

イ　学生団体 (イ) 次の一に該当する学校等の学生等が２５人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護婦を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和２９年法律第１４３号）第２条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が２５人未満のときであってもこの取扱いをする。 1　指定学校（ただし放送大学を除く。）の学生・生徒・児童又は幼児 2　児童福祉法第３９条に規定する保育所の児童及び同法第３９条の２に規定する幼保連携型認定こども園の児童 (ロ) (イ)の付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の一に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客１人につき１人とする。 1　幼稚園の幼児、保育所及び幼保連携型認定こども園の児童又は小学校第３学年以下の児童であるとき 2　障害又は虚弱のため、社において付添を必要と認めるとき (ハ) (イ)の旅行業者は、当該団体を構成する人員（旅行業者を含む。）が１００人までごとに１人とする。 ロ　訪日観光団体 訪日観光客１５人以上又はこれと同行する旅行業者（ガイドを含む。）とによって構成された団体で責任ある代表者が引率するものとする。 ただし、訪日観光客は日本国在外外交官、入国審査官又は社団法人日本旅行業協会会長に	

おいて発行した訪日観光団体であることの証明書を所持するものに限る。 ハ　普通団体 (ｲ) 前号以外の旅客によって構成された２５人以上の団体で責任ある代表者が引率するもの。 (ﾛ) 普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、前項に規定する団体への参加等の事由により、団体旅客としての取扱を希望する場合は、特別の約束を旅客が承諾したときに限り普通旅客運賃を収受して、団体乗車券を発売することがある。 (3)有効期間及び途中下車 その都度定める。 (4)責任人員 イ　臨時列車の設定又は客車の増結若しくは急行券の購入を必要とする場合等、特別の手配を必要とする団体旅客に対しては、その団体旅客の申込み人員の９割に相当する人員を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても、責任人員に相当する団体旅客運賃・料金を収受することを条件として運送の引受を行なう。 ロ　団体旅客の運送引受後、団体の引受条件の一部の変更の承諾を行なう場合で、前項の規定による責任人員に異動を生ずるときは、責任人員が増加したときは責任人員を変更し、責任人員が減少したときは責任人員の変更を行なわない。 ハ　前項の規定にかかわらず、団体旅客運送の引受後において、社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ第１項の規定による責任人員が減少したときは、責任人員を減ずることがある。	

(5) 保証金制度 イ　団体旅客の申込者は、責任人員を附された場合は、団体旅客運送引受の内容に従って計算した団体旅客運賃・料金の１割に相当する額（１００円未満のは数は１００円単位に切り上げる。）を保証金として社に納付するものとする。 ロ　前項の規定による保証金は、社において指定した日までに団体乗車券を購入する駅に納付するものとし、申込者がその期日までに保証金を納付しなかったときはその申込が取消されたものとする。 ハ　保証金の納付後において、社の責任に帰さない事由によって申込者がその申込を取消したときは、これを返還しない。 ニ　団体申込人員の変更の承諾を行ったときは、保証金の納付前の場合にあっては、変更後の人員・行程に対する保証金を納付させ、また保証金の納付後の場合にあっては納付すべき保証金の額と既収の保証金の額とを比較し、不足額があるときはこれを収受し、過剰額は返還しない。 ホ　保証金の納付後において、社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ納付すべき団体旅客運賃・料金額が減じたときは、減額分相当の保証金を返還することがある。 ヘ　保証金は団体乗車券発売の際、団体旅客運賃・料金の一部に充当し、過剰金があってもその過剰額は返還しない。 ト　保証金は次の各号の一に該当する場合に限り、その納付額全額の返還を行なう。 (ｲ) 社の都合によって解約した場合。 (ﾛ) 天災事変等の原因によって、団体旅行ができなくなったために解約した場合。 チ　保証金に対しては利子を附さない。	

５．貸切旅客（貸切乗車券） (1) 旅客の年令 大人　１２才以上の者 小児　６才以上、１２才未満の者 幼児　１才以上、６才未満の者 ただし、年令の別なく大人扱いとする。 (2) 適用条件 旅客があらかじめその人員・行程その他輸送計画に必要な事項を申し出て社の承認を受けた場合は、客車の貸切りの取扱いをする。 (3) 有効期間 その都度これを定める。 (4) 保証金制度 社が必要と認めるときは、客車の貸切りの申込者から、その貸切旅客運賃の１割以内の額を保証金として収受することがある。前項の保証金は、申込者がその申込を取消した場合は返付しない。	５．略
６．特殊割引旅客（特殊割引乗車券） (1) 被救護者割引 イ　被救護者本人 社の指定した施設から救護又は保護を受ける者が旅行する場合で、所定の割引証を差し出した時に適用する。 ロ　被救護者の付添人 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため、又は逃亡のおそれがあるため、社においてこれに付添人を必要と認めるときは、その付添人に対しても普通旅客運賃の割引をする。 (2) 身体障害者割引 身体障害者とは、身体障害者福祉法第１５条第４項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号の一に該当する者をいう。 (ｲ) 視覚に障害がある者 (ﾛ) 聴覚又は平衡機能に障害がある者	６．略

(ハ) 音声機能又は言語機能又はそしゃく機能に障害がある者 (ニ) 肢体不自由者 (ホ) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫又は肝臓の機能に障害がある者 2　前項の身体障害者を、次に掲げる第１種身体障害者及び第２種身体障害者に分ける。 「第１種身体障害者」とは、次に掲げる者及び障害度がこれよりも重い者をいう。 (イ) 視力の良い方の眼の視力が０．１以下の者 (ロ) 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ８０度以下かつ両眼中心視野角度がそれぞれ５６度以下の者 (ハ) 両眼開放視認点数が７０点以下かつ両眼中心視野視認点数が４０点以下の者 (ニ) 両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を理解し得ない者 (ホ) 両上肢を中手指関節以上で又は両下肢をｼｮﾊﾟｰ関節以上で失った者 (ヘ) 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者 (ト) 体幹の機能障害により起居、移動の困難な者 (チ) 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫又は肝臓の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者 (リ) ぼうこう又は直腸の機能の障害により、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者 (ヌ) 前各号の障害の種類を２以上有し、その障害の総合の程度が前各号に準ずる者 「第２種身体障害者」とは、前号以外の者をいう。	

イ　身体障害者本人 (イ) 身体障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の割引証を差し出したときは、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (ロ) 身体障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線を通じて片道１０１キロメートル以上で、所定の割引証を差し出したときは、普通旅客運賃の割引をする。 ロ　身体障害者及びその介護者 (イ) 身体障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の割引証を差し出したときは、身体障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が身体障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。身体障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (ロ) 身体障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線の各駅相互間で、身体障害者が、第１種身体障害者又は定期乗車券を使用する１２才未満の第２種身体障害者であるとき、所定の割引証を差し出したときは身体障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃（１２才未満の第２種身体障害者を除く。）・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）（１２才未満の第２	

種身体障害者を除く。）を適用する。この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が身体障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。 身体障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (3) 知的障害者割引 知的障害者とは、療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者をいう。 ２　前項の知的障害者を、次に掲げる第１種知的障害者及び第２種知的障害者に分ける。 「第１種知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。 (ｲ) 知能指数がおおむね３５以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者 (ﾛ) 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね５０以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者 「第２種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。 イ　知的障害者本人 (ｲ) 知的障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の割引証を差し出したときは、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (ﾛ) 知的障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線を通じて片道１０１キロ	

メートル以上で、所定の割引証を差し出したときは、普通旅客運賃の割引をする。 ロ　知的障害者及びその介護者 (イ) 知的障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の割引証を差し出したときは、知的障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が知的障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。知的障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (ロ) 知的障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線の各駅相互間で、知的障害者が、第１種知的障害者又は定期乗車券を使用する１２才未満の第２種知的障害者であるとき、所定の割引証を差し出したときは知的障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃（１２才未満の第２種知的障害者を除く。）・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）（１２才未満の第２種知的障害者を除く。）を適用する。この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が知的障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。知的障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。	

また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (4) 精神障害者割引 精神障害者とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。 ２　前項の精神障害者を、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成７年９月１２日健医発第１１３３号厚生省保健医療局長通知）に規定のとおり第１種精神障害者及び第２種精神障害者に分ける。 (ｲ)「第１種精神障害者」とは、障害等級１級（精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者）と判定された者をいう。 （注）日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の精神障害とは、他人の援助を受けなければ自分の用を弁ずることを出来ず、常時援助を必要とするものとされている。 (ﾛ)「第２種精神障害者」とは、(ｲ)以外の者をいう。 イ　精神障害者本人 (ｲ) 精神障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときは、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (ﾛ) 精神障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線を通じて片道１０１キロメートル以上で、所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときは、普通旅客運賃の割引をする。	

ロ　精神障害者及びその介護者 (イ) 精神障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときは、精神障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が精神障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。精神障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (ロ) 精神障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線の各駅相互間で、精神障害者が、第１種精神障害者又は定期乗車券を使用する１２才未満の第２種精神障害者であるとき、所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときは精神障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃（１２才未満の第２種精神障害者を除く。）・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）（１２才未満の第２種精神障害者を除く。）を適用する。この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が精神障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。精神障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。	

また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (5) 戦没者遺族割引 靖国神社に合祀された戦没者１人について、２人の遺族が靖国神社に参拝するため往復乗車する場合で、所定の割引証を差し出したときに適用する。	
第３　乗継運賃	第３　乗継運賃
１．京成電鉄線と松戸線、都営地下鉄浅草線（以下「都営浅草線」という。）、東武鉄道伊勢崎線（以下「東武伊勢崎線」という。）、東京地下鉄千代田線（以下「千代田線」という。）、東京地下鉄日比谷線（以下「日比谷線」という。）又は東京地下鉄半蔵門線（以下「半蔵門線」という。）及び北総鉄道北総線（以下「北総線」という。）との一部区間にかかる連絡普通旅客の取扱い	１．京成電鉄線と都営地下鉄浅草線（以下「都営浅草線」という。）、東武鉄道伊勢崎線（以下「東武伊勢崎線」という。）、東京地下鉄千代田線（以下「千代田線」という。）、東京地下鉄日比谷線（以下「日比谷線」という。）又は東京地下鉄半蔵門線（以下「半蔵門線」という。）及び北総鉄道北総線（以下「北総線」という。）との一部区間にかかる連絡普通旅客の取扱い
京成電鉄押上線（以下「押上線」という。）と都営浅草線又は半蔵門線との間を相互に乗り継いで利用する場合、京成電鉄本線（以下「京成本線」という。）又は京成電鉄千葉線（以下「千葉線」という。）と松戸線との間を相互に乗り継いで利用する場合、京成本線と東武伊勢崎線との間を相互に乗り継いで利用する場合、京成本線と千代田線又は日比谷線との間を相互に乗り継いで利用する場合及び京成本線、押上線又は京成電鉄金町線（以下「金町線」という。）と北総線との間を相互に乗り継いで利用する場合の連絡普通旅客運賃の計算方法及び適用方法は、次のとおりとする。	京成電鉄押上線（以下「押上線」という。）と都営浅草線又は半蔵門線との間を相互に乗り継いで利用する場合、京成電鉄本線（以下「京成本線」という。）と東武伊勢崎線との間を相互に乗り継いで利用する場合、京成本線と千代田線又は日比谷線との間を相互に乗り継いで利用する場合及び京成本線、押上線又は京成電鉄金町線（以下「金町線」という。）と北総線との間を相互に乗り継いで利用する場合の連絡普通旅客運賃の計算方法及び適用方法は、次のとおりとする。

(1) 適用区間 イ　押上線「八広」又は「京成曳舟」各駅と押上接続都営浅草線「本所吾妻橋」又は「浅草」各駅相互間。 ロ　押上線「八広」又は「京成曳舟」各駅と押上接続半蔵門線「錦糸町」又は「住吉」各駅相互間。 ハ　京成本線「実籾」、「京成大久保」、「谷津」若しくは「船橋競馬場」各駅又は千葉線「京成幕張本郷」、「京成幕張」若しくは「検見川」各駅と京成津田沼接続松戸線「習志野」、「新津田沼」間各駅相互間。 ニ　京成本線「お花茶屋」、「堀切菖蒲園」、「千住大橋」若しくは「町屋」各駅と京成関屋（東武伊勢崎線は牛田）接続東武伊勢崎線「五反野」、「北千住」間各駅又は「堀切」、「曳舟」間各駅相互間。 ホ　京成本線「お花茶屋」、「青砥」、「京成小岩」若しくは「江戸川」、押上線「京成立石」、金町線「柴又」、「京成金町」各駅と京成高砂接続北総線「新柴又」駅間各駅相互間。 ヘ　京成本線「日暮里」、「新三河島」、「千住大橋」若しくは「京成関屋」各駅と町屋接続千代田線「千駄木」、「西日暮里」、「北千住」若しくは「綾瀬」又は日比谷線「南千住」各駅相互間。 (2) 運賃の計算方法 イ　大　人 大人普通旅客運賃から１０円を差し引く。 ロ　小　児 小児普通旅客運賃から５円を差し引く。 (3) 適用方法 第２の１のとおり。	(1) 適用区間 イ～ロ　略 ハ　略 ニ　略 ホ　略 (2)、(3) 略

２．京成電鉄線、北総線又は空港線及び都営浅草線とこれに接続する都営地下鉄線の３線連絡にかかる連絡普通旅客及び連絡定期旅客の取扱い 北総線「印旛日本医大」、「新柴又」間各駅又は空港線「東松戸」、「印旛日本医大」間各駅と都営浅草線「本所吾妻橋」、「西馬込」間各駅及び都営浅草線に接続する都営地下鉄線各駅相互間を発着し、京成電鉄線「京成高砂」、「押上」間を通過する場合の連絡普通旅客運賃及び連絡定期旅客運賃の計算方法及び適用方法は、次のとおりとする。 (1) 適用区間 京成本線「京成高砂」、押上線「押上」間 (2) 運賃の計算方法 イ　連絡普通旅客運賃 (ｲ) 大　人 大人普通旅客運賃から１０円を差し引く。 (ﾛ) 小　児 小児普通旅客運賃から５円を差し引く。 ロ　連絡定期旅客運賃 (ｲ) 大　人 （１か月）　定期旅客運賃を５分引きし、は数計算した額。 （３か月）　上記の１か月連絡定期旅客運賃を３倍し、これを５分引きし、は数計算した額。 （６か月）　上記の１か月連絡定期旅客運賃を６倍し、これを１割引きし、は数計算した額。 (ﾛ) 小　児 大人連絡定期旅客運賃を折半し、は数計算した額。 (3) 適用方法 第２の１、及び第２の２のとおり。	２．略

３．京成電鉄線、北総線又は空港線から押上接続で東京地下鉄線に乗り継ぐ場合の定期旅客の取扱い 北総線「印旛日本医大」、「新柴又」間各駅又は空港線「東松戸」、「印旛日本医大」間各駅から京成電鉄線「京成高砂」、「押上」間を通過し押上接続で東京地下鉄線に乗り継ぐ場合の定期旅客運賃の計算方法及び適用方法は、次のとおりとする。 (1) 適用区間 京成本線「京成高砂」、押上線「押上」間 (2) 運賃の計算方法 イ　大　人 （１か月）　定期旅客運賃を５分引きし、は数計算した額。 （３か月）　上記の１か月定期旅客運賃を３倍し、これを５分引きし、は数計算した額。 （６か月）　上記の１か月定期旅客運賃を６倍し、これを１割引きし、は数計算した額。 ロ　小　児 大人定期旅客運賃を折半し、は数計算した額。 (3) 適用方法 第２の２のとおり。	３．　略

（２）千原線

現　　行	申　　請
第１　運賃計算方法 以下に記した額を最高額として別途定める額 １．普通旅客運賃 (1) 対キロ区間制 別表１のとおり。 (2) キロ程のは数計算方 旅客運賃を計算する場合の１キロメートル未満のは数は、これを１キロメートルに切り上げる。 (3) 運賃計算上使用するキロ程 線路が同一方向に連続する限りこれを通算する。ただし、旅客の乗車経路が折返しとなるときは、その折返しとなる駅において打切って計算する。また、京成電鉄千原線と京成電鉄京成本線、東成田線、押上線、金町線、千葉線、成田空港線、松戸線を乗り継いで利用する場合は、その接続駅で打切って計算する。 (4) １円単位運賃及び１０円単位運賃 イ　１円単位運賃 普通旅客運賃のうち、ＩＣカードを用いて直接自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のＩＣカードにより自動改札機等による改札を受けて出場する場合に適用する運賃をいう。 ロ　１０円単位運賃 係員又は乗車券類発売機により乗車券類を購入する場合等、上記以外の場合に適用する運賃をいう。 (5) 運賃計算方 イ　１円単位運賃 ３キロメートルまで　１８９円 ３キロメートルを超え ５キロメートルまで　２５１円	(削除)

５キロメートルを超え ６キロメートルまで　２７２円 ６キロメートルを超え ７キロメートルまで　２９３円 ７キロメートルを超え ８キロメートルまで　３１４円 ８キロメートルを超え ９キロメートルまで　３２５円 ９キロメートルを超え １０キロメートルまで　３４６円 １０キロメートルを超え １１キロメートルまで　３６７円 ロ　１０円単位運賃 ３キロメートルまで　１９０円 ３キロメートルを超え ５キロメートルまで　２６０円 ５キロメートルを超え ８キロメートルまで １キロメートルまでを 増すごとに２０円加算 ８キロメートルを超え ９キロメートルまで　３３０円 ９キロメートルを超え １１キロメートルまで １キロメートルまでを 増すごとに２０円加算 ハ　往復旅客運賃は片道旅客運賃の２倍とする。 (6) 小児、幼児及び乳児の運賃計算方 イ　１円単位の小児の片道普通旅客運賃は、１円単位の大人の片道普通旅客運賃を折半し、１円未満のは数を切り捨てた額とする。 ロ　１０円単位の小児の片道普通旅客運賃は、１０円単位の大人片道普通旅客運賃を折半し、１０円未満のは数を１０円単位に切り上げた額とする。	

ハ　幼児及び乳児の旅客運賃は、これを小児とみなして取扱う場合を除き無賃とする。 (7) 割引運賃 割引の大人片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃から割引額を差し引き、割引の小児片道普通旅客運賃は、小児片道普通旅客運賃から割引額を差し引いて次の各号によっては数を計算（以下このは数の計算方法を「は数計算」という。）した額とする。 イ　割引の大人旅客運賃にあっては、１０円未満のは数を円位において切り上げて１０円単位とする。 ロ　割引の小児旅客運賃にあっては、１０円未満のは数を円位において切り上げて１０円単位とする。 ２．定期旅客運賃 (1) 表　定　制 別表２のとおり。 (2) キロ程のは数計算方及び運賃計算上使用するキロ程 普通旅客運賃計算の場合と同様とする。 (3) 運賃計算方（１か月） 通勤定期旅客運賃 ３キロメートルまで　　７，４７０円 ３キロメートルを超え ５キロメートルまで　　９，５５０円 ５キロメートルを超え ６キロメートルまで　　１０，３８０円 ６キロメートルを超え ７キロメートルまで　　１１，２２０円 ７キロメートルを超え ８キロメートルまで　　１２，０５０円 ８キロメートルを超え ９キロメートルまで　　１２，８８０円 ９キロメートルを超え	

１０キロメートルまで　　１３，７１０円 １０キロメートルを超え １１キロメートルまで　　１４，５５０円 通学定期旅客運賃 ３キロメートルまで　　５，７００円 ３キロメートルを超え ５キロメートルまで　　７，３００円 ５キロメートルを超え ６キロメートルまで　　７，９５０円 ６キロメートルを超え ７キロメートルまで　　８，６００円 ７キロメートルを超え ８キロメートルまで　　９，２３０円 ８キロメートルを超え ９キロメートルまで　　９，８７０円 ９キロメートルを超え １０キロメートルまで　　１０，５１０円 １０キロメートルを超え １１キロメートルまで　　１１，１５０円 (4)　３か月定期旅客運賃 １か月定期旅客運賃を３倍し、これを５分引して、は数計算した額とする。 (5)　６か月定期旅客運賃 １か月定期旅客運賃を６倍し、これを１割引して、は数計算した額とする。 (6)　小児定期旅客運賃の計算方 大人定期旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。 (7)　割引運賃 割引の大人定期旅客運賃は、大人定期旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。割引の小児定期旅客運賃は、小児定期旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。	

３．回数旅客運賃 (1) 運賃計算方 無記名式 １１券片綴りとし、発着区間の１０円単位普通旅客運賃を基準に、次によって計算したものに割引額を差し引いては数計算した額とする。 大人運賃計算方：旅客の乗車する区間の大人片道普通旅客運賃を１０倍した額 小児運賃計算方：旅客の乗車する区間の小児片道普通旅客運賃を１０倍した額 放送大学通学用　２割引 通信制高等学校通学用　５割引 ４．団体旅客運賃 １０円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。 (1) 運賃計算方 イ　大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する１人当り大人普通旅客運賃から下記割引額を差し引いた額をは数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。 ロ　小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する１人当り小児普通旅客運賃から下記割引額を差し引いた額をは数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。 ハ　大人と小児が混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児、各別に前各号によって算出した額を合算したものとする。 (2) (1)の規定によって１人当りの普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を計算する場合に適用する割引率は、無賃輸送の取扱いをする人員を含めた団体総人員に対する割引率による。	

(3) 無賃扱人員 イ　学生団体 ５０人までは内１人、５１人以上は５０人までを増すごとに内１人を加える。 ロ　訪日観光団体 ２５人以上１００人までは内１人、１０１人以上は１００人までを増すごとに内１人を加える。ただし、無賃の取扱いをする者は、当該団体旅客に同行する旅行業者（ガイドを含む。）に限る。 ハ　普通団体 １００人までは内１人、１０１人以上は１００人までを増すごとに内１人を加える。 (4) 団体旅客運賃割引率 学生団体 ２６人以上　２割引 １００人以上　３割引 ３００人以上　４割引 訪日観光団体 １５人以上　１割引 １００人以上　２割引 ３００人以上　３割引 普通団体 ２５人以上　１割引 １００人以上　２割引 ３００人以上　３割引 ５．貸切旅客運賃 １０円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。 (1) 運賃計算方 下記に掲げる旅客運賃収受人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。 普通客車　１両につき　１４０人分	

(2) 貸切旅客運賃の最低額 全貸切区間の旅客運賃が３０キロメートル分に満たないときであっても３０キロメートル分の運賃を収受する。 (3) 定員超過の場合の取扱方 実際乗車人員が、その旅客運賃収受定員を超過するときは、実際乗車人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。 ６．特殊割引旅客運賃 (1) 運賃計算方 イ　普通旅客運賃（１０円単位運賃） (ｲ) 被救護者 普通旅客運賃から下記の割引率による割引額を差し引いては数計算した額とする。 被救護者（付添人を必要とするときは付添人を含む。）　５割 (ﾛ) 戦没者遺族 普通旅客運賃から５割を差し引いては数計算した額とする。ただし、往復に限る。 (ﾊ) 身体障害者、知的障害者、精神障害者及びその介護者 普通旅客運賃から５割を差し引いては数計算した額とする。 ロ　普通旅客運賃（１円単位運賃） (ｲ) 身体障害者、知的障害者、精神障害者及びその介護者 普通旅客運賃から５割を差し引いて１円未満のは数を切り捨てた額とする。 ハ　定期旅客運賃 (ｲ) 身体障害者、知的障害者、精神障害者及びその介護者 定期旅客運賃から５割を差し引いては数計算した額とする。 ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。	

ニ　回数旅客運賃 (ｲ) 身体障害者、知的障害者、精神障害者及びその介護者 第１の３(1)で計算したものに５割を差し引いては数計算した額とする。	

別表１

現　行

普通旅客運賃

キロ程	１円単位運賃	１０円単位運賃
1	189 円	190 円
2	189	190
3	189	190
4	251	260
5	251	260
6	272	280
7	293	300
8	314	320
9	325	330
10	346	350
11	367	370

税抜運賃（参考）※

キロ程	税抜運賃
1	172 円
2	172
3	172
4	229
5	229
6	248
7	267
8	286
9	296
10	315
11	334

※参考として表示した「税抜運賃」とは、２０１４年３月３１日時点の税込普通旅客運賃に１０５分の５を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）をいう。

申　請

普通旅客運賃
（削除）

別表２

現　　行	申　　請
定期旅客運賃（１か月） 通勤定期旅客運賃	定期旅客運賃（１か月） 通勤定期旅客運賃 （削除）

ｷﾛ程	運賃
1	7,470 円
2	7,470
3	7,470
4	9,550
5	9,550
6	10,380
7	11,220
8	12,050
9	12,880
10	13,710
11	14,550

現　　行	申　　請
定期旅客運賃（１か月） 通学定期旅客運賃	定期旅客運賃（１か月） 通学定期旅客運賃 （削除）

ｷﾛ程	運賃
1	5,700 円
2	5,700
3	5,700
4	7,300
5	7,300
6	7,950
7	8,600
8	9,230
9	9,870
10	10,510
11	11,150

第２　適用方法

１．普通旅客

(1) 旅客の年令

イ　大人、小児、幼児及び乳児の別

(ｲ) 大人　１２才以上の者

(ﾛ) 小児　６才以上、１２才未満の者

(ﾊ) 幼児　１才以上、６才未満の者

(ﾆ) 乳児　１才未満の者

ロ　幼児を小児とみなして取扱う場合

(ｲ) ６才未満の幼児だけで旅行するとき。

(ﾛ) 団体旅客として乗車するとき、又は団体旅客に随伴されるとき。

(ﾊ) 団体乗車券以外の乗車券を使用する６才以上の旅客に随伴されている場合でも２人をこえた者であるとき。

(ﾆ) 割当発売する座席を幼児だけで使用するとき。

ハ　乳児を小児とみなして取扱う場合

割当発売する座席を乳児だけで使用するとき。

(2) 有効期間

イ　片道、往復、連続乗車券

(ｲ) 片道乗車券　１日とする。

(ﾛ) 往復乗車券　片道乗車券の有効期間の２倍とする。

(ﾊ) 連続乗車券　各券片については片道乗車券の計算方法によって計算した有効期間を合計した期間とする。

ロ　有効期間の起算日と初日の時間

有効期間の初日は時間の長短にかかわらず１日として計算することとし、乗車券を発売した当日から起算する。(他の乗車券類も同様とする。) ただし、有効開始日を特に指定して発売したものは当該日から起算する。

(3) 運賃を１円単位で収受する場合 イ　適用条件 ＩＣカードを用いて直接自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のＩＣカードにより自動改札機等による改札を受けて出場する場合に適用する。 ロ　適用範囲 当社線の各駅相互間及び当社線と「ＰＡＳＭＯ」取扱事業者との各駅相互間、当社線と東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Ｓｕｉｃａ」又は東京モノレール株式会社が発行する「モノレールＳｕｉｃａ」又は東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいＳｕｉｃａ」の各取扱事業者との各駅相互間（首都圏エリアに限る）とする。 (4) 運賃を１０円単位で収受する場合 イ　適用条件 係員又は乗車券類発売機により乗車券類を購入する場合等、前項以外の場合に適用する ロ　途中下車 途中下車した場合は前途に対し無効とする。 ２．定期旅客（定期乗車券） (1) 旅客の年令 イ　大人、小児及び幼児の別 (ｲ) 大人　１２才以上の者 (ﾛ) 小児　６才以上、１２才未満の者 (ﾊ) 幼児　１才以上、６才未満の者 ロ　幼児を小児とみなして取扱う場合 (ｲ) 幼児が幼児だけで旅行するとき。 (ﾛ) ６才以上の旅客に随伴されている場合でも２人をこえた者であるとき。 ハ　小児用乗車券は、有効期間中にその使用旅客の年令が１２才に達した場合であっても、これを有効として取扱う。	

(2) 発売条件 イ　通勤定期乗車券 次の各号に該当する場合は、１か月・３か月又は６か月有効の通勤定期乗車券を発売する。 (ｲ) 社線を常時区間及び経路を同じくして乗車する場合。 (ﾛ) 旅客が定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合。 ロ　通学定期乗車券 (ｲ) 次の各号に該当する場合は、１か月・３か月又は６か月有効の通学定期乗車券を発売する。 1　指定学校（ただし放送大学を除く。）の学生・生徒・児童又は幼児が居住地もより駅と在籍する指定学校（ただし放送大学を除く。）もより駅との相互間を通学のため乗車する場合 2　区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合 3　在籍する指定学校（ただし放送大学を除く。）の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出した場合、又は通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を呈示し、かつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合 (ﾛ) 指定学校（ただし放送大学を除く。）の学生・生徒若しくは児童が実習のため実習場等まで乗車する場合で社が必要と認めるときに限り第１項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。 (3) 有効期間 イ　各券種別有効期間 通勤及び通学定期乗車券　１か月・３か月又は６か月	

ロ　有効開始日及び発売日 常時発売し、有効開始日を指定して発売したものの外、乗車券を発行した当日より有効を開始する。 (4) 途中下車及び途中乗車 イ　途中下車及び途中乗車は自由とする。 ロ　京成成田以遠の各駅と、成田空港駅又は空港第２ビル駅の間の定期乗車券を所持する旅客は、東成田駅での下車及び乗車を自由とする。 (5) 乗車回数 特に制限しない。 ３．回数旅客（回数乗車券） (1) 旅客の年令 イ　大人、小児等の別 (イ) 大人　１２才以上の者 (ロ) 小児　６才以上、１２才未満の者 (ハ) 幼児　１才以上、６才未満の者 ロ　大人を小児とみなして取扱う場合 小児用乗車券は、有効期間中にその使用旅客の年令が１２才に達した場合であっても、これを有効として取扱う。 (2) 発売条件 イ　放送大学通学用割引回数乗車券 次の各号に該当する旅客に対して発売する。 (イ) 放送大学の学生(全科履修生及び大学院修士全科生)が居住地もより駅と放送大学（各学習センターも含む。）もより駅との相互間を通学のため乗車する場合。 (ロ) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合。 (ハ) 放送大学（各学習センターも含む。）の代表を記入して発行した放送大学学生旅客運賃割引証を提出した場合。	

ロ　通信制高等学校通学用割引回数乗車券 次の各号に該当する旅客に対して発売する。 (ｲ) 指定学校のうち通信教育を行う高等学校の生徒が、面接授業又は試験を受けるため居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のため乗車する場合。 (ﾛ) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合。 (ﾊ) 在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出した場合。 (3) 有効期間 ３か月とする。ただし、通信制高等学校通学用割引回数乗車券については６か月とする。 (4) 途中下車 途中下車した場合は前途に対し無効とする。 ４．団体旅客（団体乗車券） (1) 旅客の年令 イ　大人、小児及び幼児の別 (ｲ) 大人　１２才以上の者 (ﾛ) 小児　６才以上、１２才未満の者 (ﾊ) 幼児　１才以上、６才未満の者 ロ　幼児を小児とみなして取扱う場合 団体旅客として乗車するとき、又は団体旅客に随伴されるとき。 ハ　大人を小児とみなして取扱う場合 小学校児童によって構成された団体中に１２才以上の児童がある場合は、その児童は小児とみなして取扱う。 (2) 適用条件 発着駅を同じくし、かつ次の各号の一に該当する団体旅客で社が運送の引受けをしたものに対しては、旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。	

イ　学生団体 (イ) 次の一に該当する学校等の学生等が２５人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護婦を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和２９年法律第１４３号）第２条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が２５人未満のときであってもこの取扱いをする。 1　指定学校（ただし放送大学を除く。）の学生・生徒・児童又は幼児 2　児童福祉法第３９条に規定する保育所の児童及び同法第３９条の２に規定する幼保連携型認定こども園の児童 (ロ) (イ)の付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の一に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客１人につき１人とする。 1　幼稚園の幼児、保育所及び幼保連携型認定こども園の児童又は小学校第３学年以下の児童であるとき 2　障害又は虚弱のため、社において付添を必要と認めるとき (ハ) (イ)の旅行業者は、当該団体を構成する人員（旅行業者を含む。）が１００人までごとに１人とする。 ロ　訪日観光団体 訪日観光客１５人以上又はこれと同行する旅行業者（ガイドを含む。）とによって構成された団体で責任ある代表者が引率するものとする。	

ただし、訪日観光客は日本国在外外交官、入国審査官又は社団法人日本旅行業協会会長において発行した訪日観光団体であることの証明書を所持するものに限る。 ハ　普通団体 (ｲ) 前号以外の旅客によって構成された２５人以上の団体で責任ある代表者が引率するもの。 (ﾛ) 普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、前項に規定する団体への参加等の事由により、団体旅客としての取扱を希望する場合は、特別の約束を旅客が承諾したときに限り普通旅客運賃を収受して、団体乗車券を発売することがある。 (3) 有効期間及び途中下車 その都度定める。 (4)　責任人員 イ　臨時列車の設定又は客車の増結若しくは急行券の購入を必要とする場合等、特別の手配を必要とする団体旅客に対しては、その団体旅客の申込み人員の９割に相当する人員を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても、責任人員に相当する団体旅客運賃・料金を収受することを条件として運送の引受を行なう。 ロ　団体旅客の運送引受後、団体の引受条件の一部の変更の承諾を行なう場合で、前項の規定による責任人員に異動を生ずるときは、責任人員が増加したときは責任人員を変更し、責任人員が減少したときは責任人員の変更を行なわない。 ハ　前項の規定にかかわらず、団体旅客運送の引受後において、社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ第１項の規定による責任人員が減少したときは、責任人員を減ずることがある。	

(5)　保証金制度 イ　団体旅客の申込者は、責任人員を附された場合は、団体旅客運送引受の内容に従って計算した団体旅客運賃・料金の１割に相当する額（１００円未満のは数は１００円単位に切り上げる。）を保証金として社に納付するものとする。 ロ　前項の規定による保証金は、社において指定した日までに団体乗車券を購入する駅に納付するものとし、申込者がその期日までに保証金を納付しなかったときはその申込が取消されたものとする。 ハ　保証金の納付後において、社の責任に帰さない事由によって申込者がその申込を取消したときは、これを返還しない。 ニ　団体申込人員の変更の承諾を行ったときは、保証金の納付前の場合にあっては、変更後の人員・行程に対する保証金を納付させ、また保証金の納付後の場合にあっては納付すべき保証金の額と既収の保証金の額とを比較し、不足額があるときはこれを収受し、過剰額は返還しない。 ホ　保証金の納付後において、社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ納付すべき団体旅客運賃・料金額が減じたときは、減額分相当の保証金を返還することがある。 ヘ　保証金は団体乗車券発売の際、団体旅客運賃・料金の一部に充当し、過剰金があってもその過剰額は返還しない。 ト　保証金は次の各号の一に該当する場合に限り、その納付額全額の返還を行なう。 (ｲ) 社の都合によって解約した場合。 (ﾛ) 天災事変等の原因によって、団体旅行ができなくなったために解約した場合。 チ　保証金に対しては利子を附さない。	

５．貸切旅客（貸切乗車券） (1) 旅客の年令 大人　１２才以上の者 小児　６才以上、１２才未満の者 幼児　１才以上、６才未満の者 ただし、年令の別なく大人扱いとする。 (2) 適用条件 旅客があらかじめその人員・行程その他輸送計画に必要な事項を申し出て社の承認を受けた場合は、客車の貸切りの取扱いをする。 (3) 有効期間 その都度これを定める。 (4) 保証金制度 社が必要と認めるときは、客車の貸切りの申込者から、その貸切旅客運賃の１割以内の額を保証金として収受することがある。前項の保証金は、申込者がその申込を取消した場合は返付しない。 ６．特殊割引旅客（特殊割引乗車券） (1) 被救護者割引 イ　被救護者本人 社の指定した施設から救護又は保護を受ける者が旅行する場合で、所定の割引証を差し出した時に適用する。 ロ　被救護者の付添人 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため、又は逃亡のおそれがあるため、社においてこれに付添人を必要と認めるときは、その付添人に対しても普通旅客運賃の割引をする。 (2) 身体障害者割引 身体障害者とは、身体障害者福祉法第１５条第４項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号の一に該当する者をいう。 (イ) 視覚に障害がある者 (ロ) 聴覚又は平衡機能に障害がある者	

(ハ) 音声機能又は言語機能又はそしゃく機能に障害がある者 (ニ) 肢体不自由者 (ホ) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫又は肝臓の機能に障害がある者 ２　前項の身体障害者を、次に掲げる第１種身体障害者及び第２種身体障害者に分ける。 「第１種身体障害者」とは、次に掲げる者及び障害度がこれよりも重い者をいう。 (イ) 視力の良い方の眼の視力が０．１以下の者 (ロ) 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ８０度以下かつ両眼中心視野角度がそれぞれ５６度以下の者 (ハ) 両眼開放視認点数が７０点以下かつ両眼中心視野視認点数が４０点以下の者 (ニ) 両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を理解し得ない者 (ホ) 両上肢を中手指関節以上で又は両下肢をｼｮﾊﾟｰ関節以上で失った者 (ヘ) 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者 (ト) 体幹の機能障害により起居、移動の困難な者 (チ) 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫又は肝臓の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者 (リ) ぼうこう又は直腸の機能の障害により、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者 (ヌ) 前各号の障害の種類を２以上有し、その障害の総合の程度が前各号に準ずる者 「第２種身体障害者」とは、前号以外の者をいう。	

イ　身体障害者本人 (イ) 身体障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の割引証を差し出したときは、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (ロ) 身体障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線を通じて片道１０１キロメートル以上で、所定の割引証を差し出したときは、普通旅客運賃の割引をする。 ロ　身体障害者及びその介護者 (イ) 身体障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の割引証を差し出したときは、身体障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。 この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が身体障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。身体障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (ロ) 身体障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線の各駅相互間で、身体障害者が、第１種身体障害者又は定期乗車券を使用する１２才未満の第２種身体障害者であるとき、所定の割引証を差し出したときは身体障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃（１２才未満の第２種身体障害者を	

除く。）・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）（１２才未満の第２種身体障害者を除く。）を適用する。この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が身体障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。 身体障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (3) 知的障害者割引 知的障害者とは、療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者をいう。 ２　前項の知的障害者を、次に掲げる第１種知的障害者及び第２種知的障害者に分ける。 「第１種知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。 (ｲ) 知能指数がおおむね３５以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者 (ﾛ) 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね５０以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者 「第２種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。 イ　知的障害者本人 (ｲ) 知的障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の割引証を差し出したときは、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。	

(ﾛ) 知的障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線を通じて片道１０１キロメートル以上で、所定の割引証を差し出したときは、普通旅客運賃の割引をする。 ロ　知的障害者及びその介護者 (ｲ) 知的障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の割引証を差し出したときは、知的障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。 この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が知的障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。知的障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (ﾛ) 知的障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線の各駅相互間で、知的障害者が、第１種知的障害者又は定期乗車券を使用する１２才未満の第２種知的障害者であるとき、所定の割引証を差し出したときは知的障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃（１２才未満の第２種知的障害者を除く。）・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）（１２才未満の第２種知的障害者を除く。）を適用する。この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が知的障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。知的障害者に対し、通学定期乗車券を発売す	

る場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (4) 精神障害者割引 精神障害者とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。 ２　前項の精神障害者を、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成７年９月１２日健医発第１１３３号厚生省保健医療局長通知）に規定のとおり第１種精神障害者及び第２種精神障害者に分ける。 (ｲ) 「第１種精神障害者」とは、障害等級１級（精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者）と判定された者をいう。 （注）日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の精神障害とは、他人の援助を受けなければ自分の用を弁ずることを出来ず、常時援助を必要とするものとされている。 (ﾛ) 「第２種精神障害者」とは、(ｲ)以外の者をいう。 イ　精神障害者本人 (ｲ) 精神障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときは、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。	

(ﾛ) 精神障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線を通じて片道１０１キロメートル以上で、所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときは、普通旅客運賃の割引をする。 ﾛ　精神障害者及びその介護者 (ｲ) 精神障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときは、精神障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。 この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が精神障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。精神障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (ﾛ) 精神障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線の各駅相互間で、精神障害者が、第１種精神障害者又は定期乗車券を使用する１２才未満の第２種精神障害者であるとき、所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときは精神障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃（１２才未満の第２種精神障害者を除く。）・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）（１２才未満の第２種精神障害者を除く。）を適用する。この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が精神障害者の乗車券と同一かつ同時に購求す	

る場合に限る。精神障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (5) 戦没者遺族割引 靖国神社に合祀された戦没者１人について、２人の遺族が靖国神社に参拝するため往復乗車する場合で、所定の割引証を差し出したときに適用する。 第３　乗継運賃 千原線と京成本線又は千葉線との間を相互に乗り継いで利用する場合の連絡普通旅客運賃及び連絡回数旅客運賃の計算方法及び適用方法は、次のとおりとする。 １．適用区間 千原線「千葉寺」、「大森台」、「学園前」、「おゆみ野」若しくは「ちはら台」の各駅と千葉中央接続千葉線「京成千葉」、「新千葉」、「西登戸」、「みどり台」、「京成稲毛」、「検見川」、「京成幕張」、「京成幕張本郷」、「京成津田沼」若しくは京成本線「谷津」各駅相互間。 ２．連絡普通旅客運賃の計算方法 (1) 千原線・千葉寺、大森台の各駅と千葉線京成千葉～京成本線谷津間各駅相互及び千原線・学園前、おゆみ野、ちはら台の各駅と千葉線・新千葉～京成本線谷津間各駅相互。 ① 大　人 大人普通旅客運賃から１０円を差し引く。 ② 小　児 小児普通旅客運賃から５円を差し引く。	

(2) 千原線・学園前、おゆみ野、ちはら台の各駅と千葉線・京成千葉間各駅相互。

① 大　人

大人普通旅客運賃から２０円を差し引く。

② 小　児

小児普通旅客運賃から１０円を差し引く。

３．連絡回数旅客運賃の計算方法

無記名式

１１券片綴りとし、発着区間の１０円単位連絡普通旅客運賃を基準に、次によって計算したものに割引額を差し引いては数計算した額とする。

大人運賃計算方：旅客の乗車する区間の大人片道連絡普通旅客運賃を１０倍した額

小児運賃計算方：旅客の乗車する区間の小児片道連絡普通旅客運賃を１０倍した額

連絡放送大学通学用	2割引
連絡通信制高等学校通学用	5割引

４．適用方法

第２の１及び第２の３のとおり。

（３）成田空港線

現　　行	申　　請
第１　運賃計算方法 １．普通旅客運賃 (1) 対キロ区間制 別表１のとおり。 (2) キロ程のは数計算方 旅客運賃を計算する場合の１キロメートル未満のは数は、これを１キロメートルに切り上げる。 (3) 運賃計算上使用するキロ程 線路が同一方向に連続する限りこれを通算する。ただし、旅客の乗車経路が折返しとなるときは、その折返しとなる駅において打切って計算する。また、京成電鉄成田空港線（以下「空港線」という。）と京成電鉄京成本線、押上線、金町線、千葉線、千原線、東成田線、松戸線（以下「京成電鉄線」という。）と乗り継いで利用する場合は、その接続駅または接続点(成田湯川駅～空港第２ビル駅間:京成高砂起点４９．９キロ)でそれぞれ打切って計算する。 (4) １円単位運賃及び１０円単位運賃 イ　１円単位運賃 普通旅客運賃のうち、ＩＣカードを用いて直接自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のＩＣカードにより自動改札機等による改札を受けて出場する場合に適用する運賃をいう。 ロ　１０円単位運賃 係員又は乗車券類発売機により乗車券類を購入する場合等、上記以外の場合に適用する運賃をいう。 (5) 運賃計算方 イ　１円単位運賃 ３キロメートルまで　２１０円	第１　運賃計算方法 １．普通旅客運賃 (1)、(2)、(3)、(4) 略 <

３キロメートルを超え ５キロメートルまで　３１４円 ５キロメートルを超え ７キロメートルまで　３８８円 ７キロメートルを超え ９キロメートルまで　４６２円 ９キロメートルを超え １１キロメートルまで　５２４円 １１キロメートルを超え １４キロメートルまで　５９７円 １４キロメートルを超え １７キロメートルまで　６６０円 １７キロメートルを超え ２０キロメートルまで　７１２円 ２０キロメートルを超え ２３キロメートルまで　７６５円 ２３キロメートルを超え ２６キロメートルまで　７９６円 ２６キロメートルを超え ２９キロメートルまで　８２８円 ２９キロメートルを超え ３３キロメートルまで　８５９円 ３３キロメートルを超え ３７キロメートルまで　８９１円 ３７キロメートルを超え ４１キロメートルまで　９２２円 ４１キロメートルを超え ４５キロメートルまで　９５３円 ４５キロメートルを超え ４９キロメートルまで　９７４円 ４９キロメートルを超え ５２キロメートルまで　９９５円	３キロメートルを超え ５キロメートルまで　３４４円 ５キロメートルを超え ７キロメートルまで　４２５円 ７キロメートルを超え ９キロメートルまで　５１１円 ９キロメートルを超え １１キロメートルまで　５８３円 １１キロメートルを超え １４キロメートルまで　６６７円 １４キロメートルを超え １７キロメートルまで　７３９円 １７キロメートルを超え ２０キロメートルまで　８０３円 ２０キロメートルを超え ２３キロメートルまで　８６５円 ２３キロメートルを超え ２６キロメートルまで　９０７円 ２６キロメートルを超え ２９キロメートルまで　９４６円 ２９キロメートルを超え ３３キロメートルまで　９９０円 ３３キロメートルを超え ３７キロメートルまで　１，０３１円 ３７キロメートルを超え ４１キロメートルまで　１，０８１円 ４１キロメートルを超え ４５キロメートルまで　１，１２３円 ４５キロメートルを超え ４９キロメートルまで　１，１４４円 ４９キロメートルを超え ５２キロメートルまで　１，１８０円
ロ　イにかかわらず、京成高砂・印旛日本医大間各駅相互間のみを利用する場合の１円単位運賃は以下による。 ３キロメートルまで　１８８円	ロ　略

	３キロメートルを超え				
	５キロメートルまで	２７９円			
	５キロメートルを超え				
	７キロメートルまで	３３０円			
	７キロメートルを超え				
	９キロメートルまで	３７９円			
	９キロメートルを超え				
	１１キロメートルまで	４２７円			
	１１キロメートルを超え				
	１４キロメートルまで	４７５円			
	１４キロメートルを超え				
	１７キロメートルまで	５４６円			
	１７キロメートルを超え				
	２０キロメートルまで	６１７円			
	２０キロメートルを超え				
	２３キロメートルまで	６６９円			
	２３キロメートルを超え				
	２６キロメートルまで	７２０円			
	２６キロメートルを超え				
	２９キロメートルまで	７６８円			
	２９キロメートルを超え				
	３３キロメートルまで	８１１円			
ハ	１０円単位運賃		ハ	１０円単位運賃	
	３キロメートルまで	２１０円		３キロメートルまで	２３０円
	３キロメートルを超え			３キロメートルを超え	
	５キロメートルまで	３２０円		５キロメートルまで	３５０円
	５キロメートルを超え			５キロメートルを超え	
	７キロメートルまで	３９０円		７キロメートルまで	４３０円
	７キロメートルを超え			７キロメートルを超え	
	９キロメートルまで	４７０円		９キロメートルまで	５２０円
	９キロメートルを超え			９キロメートルを超え	
	１１キロメートルまで	５３０円		１１キロメートルまで	５９０円
	１１キロメートルを超え			１１キロメートルを超え	
	１４キロメートルまで	６００円		１４キロメートルまで	６７０円
	１４キロメートルを超え			１４キロメートルを超え	
	１７キロメートルまで	６６０円		１７キロメートルまで	７４０円

１７キロメートルを超え ２０キロメートルまで　７２０円 ２０キロメートルを超え ２３キロメートルまで　７７０円 ２３キロメートルを超え ２９キロメートルまでの部分 ３キロメートルまでを 増すごとに３０円加算 ２９キロメートルを超え ３３キロメートルまで　８６０円 ３３キロメートルを超え ３７キロメートルまで　９００円 ３７キロメートルを超え ４５キロメートルまでの部分 ４キロメートルまでを 増すごとに３０円加算 ４５キロメートルを超え ４９キロメートルまで　９８０円 ４９キロメートルを超え ５２キロメートルまで　１，０００円	１７キロメートルを超え ２０キロメートルまで　８１０円 ２０キロメートルを超え ２３キロメートルまで　８７０円 ２３キロメートルを超え ２６キロメートルまで　９１０円 ２６キロメートルを超え ２９キロメートルまで　９５０円 ２９キロメートルを超え ３３キロメートルまで　９９０円 ３３キロメートルを超え ３７キロメートルまで　１，０４０円 ３７キロメートルを超え ４１キロメートルまで　１，０９０円 ４１キロメートルを超え ４５キロメートルまで　１，１３０円 ４５キロメートルを超え ４９キロメートルまで　１，１５０円 ４９キロメートルを超え ５２キロメートルまで　１，１８０円
ニ　ハにかかわらず、京成高砂・印旛日本医大間各駅相互間のみを利用する場合の１０円単位運賃は以下による。 ３キロメートルまで　１９０円 ３キロメートルを超え ５キロメートルまで　２８０円 ５キロメートルを超え ７キロメートルまで　３３０円 ７キロメートルを超え ９キロメートルまで　３８０円 ９キロメートルを超え １１キロメートルまで　４３０円 １１キロメートルを超え １４キロメートルまで　４８０円 １４キロメートルを超え １７キロメートルまで　５５０円	ニ　略

１７キロメートルを超え ２０キロメートルまで　６２０円 ２０キロメートルを超え ２３キロメートルまで　６７０円 ２３キロメートルを超え ２６キロメートルまで　７２０円 ２６キロメートルを超え ２９キロメートルまで　７７０円 ２９キロメートルを超え ３３キロメートルまで　８２０円 ホ　イ・ロ・ハ・ニにかかわらず 空港第２ビル・成田空港間は １円単位運賃　１５７円 １０円単位運賃　１６０円	届出運賃 ホ　イ・ロ・ハ・ニにかかわらず 空港第２ビル・成田空港間は １円単位運賃　１６７円 １０円単位運賃　１７０円
へ　往復旅客運賃は片道旅客運賃の２倍とする。	へ　略
(6) 小児、幼児及び乳児の運賃計算方 イ　１円単位の小児の片道普通旅客運賃は、１円単位の大人の片道普通旅客運賃を折半し、１円未満のは数を切り捨てた額とする。 ロ　１０円単位の小児の片道普通旅客運賃は、１０円単位の大人片道普通旅客運賃を折半し、１０円未満のは数を１０円単位に切り上げた額とする。 ハ　幼児及び乳児の旅客運賃は、これを小児とみなして取扱う場合を除き無賃とする。	(6)～(7)　略
(7) 割引運賃 割引の大人片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃から割引額を差し引き、割引の小児片道普通旅客運賃は、小児片道普通旅客運賃から割引額を差し引いて次の各号によっては数を計算（以下このは数の計算方法を「は数計算」という。）した額とする。 イ　割引の大人旅客運賃にあっては、１０円未満のは数を円位において切り上げて１０円単位とする。	

ロ　割引の小児旅客運賃にあっては、１０円未満のは数を円位において切り上げて１０円単位とする。	
２．定期旅客運賃 (1) 対キロ区間制 別表２のとおり。 (2) キロ程のは数計算方及び運賃計算上使用するキロ程 普通旅客運賃計算の場合と同様とする。 (3) 運賃計算方（１か月） イ　通勤定期旅客運賃 ３キロメートルまで　８，７８０円 ３キロメートルを超え ５キロメートルまで　１３，１７０円 ５キロメートルを超え ７キロメートルまで　１６，２５０円 ７キロメートルを超え ９キロメートルまで　１９，３２０円 ９キロメートルを超え １１キロメートルまで　２１，９６０円 １１キロメートルを超え １４キロメートルまで　２５，０２０円 １４キロメートルを超え １７キロメートルまで　２７，６６０円 １７キロメートルを超え ２０キロメートルまで　２９，８５０円 ２０キロメートルを超え ２３キロメートルまで　３２，０５０円 ２３キロメートルを超え ２９キロメートルまでの部分 ３キロメートルまでを 増すごとに１，３２０円加算 ２９キロメートルを超え ３３キロメートルまで　３６，０１０円	２．定期旅客運賃 (1)～(2) 略 (3) 運賃計算方（１か月） イ　通勤定期旅客運賃 ３キロメートルまで　９，４９０円 ３キロメートルを超え ５キロメートルまで　１４，３００円 ５キロメートルを超え ７キロメートルまで　１７，６４０円 ７キロメートルを超え ９キロメートルまで　２１，１８０円 ９キロメートルを超え １１キロメートルまで　２４，２２０円 １１キロメートルを超え １４キロメートルまで　２７，７００円 １４キロメートルを超え １７キロメートルまで　３０，７００円 １７キロメートルを超え ２０キロメートルまで　３３，３６０円 ２０キロメートルを超え ２３キロメートルまで　３５，９２０円 ２３キロメートルを超え ２６キロメートルまで　３７，７００円 ２６キロメートルを超え ２９キロメートルまで　３９，３００円 ２９キロメートルを超え ３３キロメートルまで　４１，１４０円

３３キロメートルを超え ３７キロメートルまで　　３７，３２０円 ３７キロメートルを超え ４５キロメートルまでの部分 ４キロメートルまでを 増すごとに１，３２０円加算 ４５キロメートルを超え ５２キロメートルまでの部分 ４キロメートルまでを 増すごとに８８０円加算 ロ　イにかかわらず、京成高砂・印旛日本医大間各駅相互間のみを利用する場合は以下による。 通勤定期旅客運賃 ３キロメートルまで　　７，９８０円 ３キロメートルを超え ５キロメートルまで　　１１，７６０円 ５キロメートルを超え ７キロメートルまで　　１３，８６０円 ７キロメートルを超え ９キロメートルまで　　１５，９６０円 ９キロメートルを超え １１キロメートルまで　　１８，０６０円 １１キロメートルを超え １４キロメートルまで　　２０，１６０円 １４キロメートルを超え １７キロメートルまで　　２３，１００円 １７キロメートルを超え ２０キロメートルまで　　２６，０４０円 ２０キロメートルを超え ２３キロメートルまで　　２８，１４０円 ２３キロメートルを超え ２６キロメートルまで　　３０，２４０円 ２６キロメートルを超え ２９キロメートルまで　　３２，３４０円	３３キロメートルを超え ３７キロメートルまで　　４２，８００円 ３７キロメートルを超え ４１キロメートルまで　　４４，９２０円 ４１キロメートルを超え ４５キロメートルまで　　４６，６８０円 ４５キロメートルを超え ４９キロメートルまで　　４７，５６０円 ４９キロメートルを超え ５２キロメートルまで　　４９，０８０円 ロ～ハ　略

２９キロメートルを超え ３３キロメートルまで　３４，４４０円 ハ 通学定期旅客運賃 １キロメートルまで　１，０７０円 １キロメートルを超え ２キロメートルまで　１，３５０円 ２キロメートルを超え ３キロメートルまで　１，６４０円 ３キロメートルを超え ６キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに２５０円加算 ６キロメートルを超え ８キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに２３０円加算 ８キロメートルを超え ９キロメートルまで　３，０５０円 ９キロメートルを超え １１キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに２１０円加算 １１キロメートルを超え １２キロメートルまで　３，６４０円 １２キロメートルを超え １３キロメートルまで　３，７９０円 １３キロメートルを超え １４キロメートルまで　３，９５０円 １４キロメートルを超え １５キロメートルまで　４，０８０円 １５キロメートルを超え １６キロメートルまで　４，２２０円 １６キロメートルを超え １８キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに１１０円加算	

１８キロメートルを超え ２０キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに９０円加算 ２０キロメートルを超え ２１キロメートルまで　４，７００円 ２１キロメートルを超え ２２キロメートルまで　４，７６０円 ２２キロメートルを超え ２３キロメートルまで　４，８１０円 ２３キロメートルを超え ２４キロメートルまで　４，８５０円 ２４キロメートルを超え ２６キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに３０円加算 ２６キロメートルを超え ２７キロメートルまで　４，９５０円 ２７キロメートルを超え ３２キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに２０円加算 ３２キロメートルを超え ３３キロメートルまで　５，０８０円 ３３キロメートルを超え ４３キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに２０円加算 ４３キロメートルを超え ４４キロメートルまで　５，３１０円 ４４キロメートルを超え ５２キロメートルまでの部分 １キロメートルまでを 増すごとに２０円加算	

ニ　イ・ロ・ハにかかわらず 空港第２ビル・成田空港間は 通勤定期１か月　６，２１０円 通学定期１か月　２，２３０円	届出運賃	ニ　イ・ロ・ハにかかわらず 空港第２ビル・成田空港間は 通勤定期１か月　６，３５０円 通学定期１か月　２，２３０円
(4)　３か月定期旅客運賃 １か月定期旅客運賃を３倍し、これを５分引しては数計算した額とする。 (5)　６か月定期旅客運賃 １か月定期旅客運賃を６倍し、これを１割引しては数計算した額とする。 (6)　小児定期旅客運賃の計算方 大人定期旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。 (7)　割引運賃 割引の大人定期旅客運賃は、大人定期旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。割引の小児定期旅客運賃は、小児定期旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。		(4)、(5)、(6)、(7)　略
３．回数旅客運賃 (1)　運賃計算方 無記名式 １１券片綴りとし、発着区間の１０円単位普通旅客運賃を基準に、次によって計算したものに割引額を差し引いては数計算した額とする。 大人運賃計算方：旅客の乗車する区間の大人片道普通旅客運賃を１０倍した額 小児運賃計算方：旅客の乗車する区間の小児片道普通旅客運賃を１０倍した額 放送大学通学用　２割引 通信制高等学校通学用　５割引		３．略

４．団体旅客運賃 　１０円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。 (1) 運賃計算方 　イ　大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する１人当り大人普通旅客運賃から下記割引額を差し引いた額をは数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。 　ロ　小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する１人当り小児普通旅客運賃から下記割引額を差し引いた額をは数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。 　ハ　大人と小児が混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児、各別に前各号によって算出した額を合算したものとする。 (2) (1)の規定によって１人当りの普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を計算する場合に適用する割引率は、無賃輸送の取扱いをする人員を含めた団体総人員に対する割引率による。 (3) 無賃扱人員 　イ　学生団体 　　５０人までは内１人、５１人以上は５０人までを増すごとに内１人を加える。 　ロ　訪日観光団体 　　２５人以上１００人までは内１人、１０１人以上は１００人までを増すごとに内１人を加える。ただし、無賃の取扱いをする者は、当該団体旅客に同行する旅行業者（ガイドを含む。）に限る。 　ハ　普通団体 　　１００人までは内１人、１０１人以上は１００人までを増すごとに内１人を加える。 (4) 団体旅客運賃割引率 　　学生団体 　　２６人以上　　２割引 　　１００人以上　　３割引	４．略

３００人以上　　４割引 訪日観光団体 １５人以上　　１割引 １００人以上　　２割引 ３００人以上　　３割引 普通団体 ２５人以上　　１割引 １００人以上　　２割引 ３００人以上　　３割引	
５．貸切旅客運賃 １０円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。 (1) 運賃計算方 下記に掲げる旅客運賃収受人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。 普通客車　　１両につき　　１４０人分 特別客車　　その車両の定員に相当する人員分 (2) 貸切旅客運賃の最低額 イ　「京成高砂・印旛日本医大間」間各駅相互間　全貸切区間の旅客運賃が１２キロメートル分に満たないときであっても１２キロメートル分の運賃を収受する。 ロ　イ以外の各駅相互間　全貸切区間の旅客運賃が３０キロメートル分に満たないときであっても３０キロメートル分の運賃を収受する。 (3) 定員超過の場合の取扱方 実際乗車人員が、その旅客運賃収受定員を超過するときは、実際乗車人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。	５．略

６．特殊割引旅客運賃 (1) 運賃計算方 イ　普通旅客運賃（１０円単位運賃） (ｲ) 被救護者 普通旅客運賃から下記の割引率による割引額を差し引いては数計算した額とする。 被救護者（付添人を必要とするときは付添人を含む。）　５割 (ﾛ) 戦没者遺族 普通旅客運賃から５割を差し引いては数計算した額とする。ただし、往復に限る。 (ﾊ) 身体障害者、知的障害者、精神障害者及びその介護者 普通旅客運賃から５割を差し引いては数計算した額とする。 ロ　普通旅客運賃（１円単位運賃） (ｲ) 身体障害者、知的障害者、精神障害者及びその介護者 普通旅客運賃から５割を差し引いて１円未満のは数を切り捨てた額とする。 ハ　定期旅客運賃 (ｲ) 身体障害者、知的障害者、精神障害者及びその介護者 定期旅客運賃から５割を差し引いては数計算した額とする。 ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。 ニ　回数旅客運賃 (ｲ) 身体障害者、知的障害者、精神障害者及びその介護者 第１の３(1)で計算したものに５割を差し引いては数計算した額とする。	６．略

別表１

現　行

普通旅客運賃

キロ程	１円単位運賃	１０円単位運賃
1	210 円	210 円
2	210	210
3	210	210
4	314	320
5	314	320
6	388	390
7	388	390
8	462	470
9	462	470
10	524	530
11	524	530
12	597	600
13	597	600
14	597	600
15	660	660
16	660	660
17	660	660
18	712	720
19	712	720
20	712	720
21	765	770
22	765	770
23	765	770
24	796	800
25	796	800
26	796	800
27	828	830
28	828	830
29	828	830
30	859	860
31	859	860
32	859	860
33	859	860
34	891	900
35	891	900
36	891	900
37	891	900
38	922	930
39	922	930
40	922	930
41	922	930
42	953	960
43	953	960
44	953	960
45	953	960
46	974	980
47	974	980
48	974	980
49	974	980
50	995	1,000
51	995	1,000
52	995	1,000

税抜運賃(参考)※

キロ程	税抜運賃
1	191 円
2	191
3	191
4	286
5	286
6	353
7	353
8	420
9	420
10	477
11	477
12	543
13	543
14	543
15	600
16	600
17	600
18	648
19	648
20	648
21	696
22	696
23	696
24	724
25	724
26	724
27	753
28	753
29	753
30	781
31	781
32	781
33	781
34	810
35	810
36	810
37	810
38	839
39	839
40	839
41	839
42	867
43	867
44	867
45	867
46	886
47	886
48	886
49	886
50	905
51	905
52	905

本表の制度によらず
空港第２ビル・成田空港間は　１円単位運賃　１４７円
１０円単位運賃　１５０円

※参考として表示した「税抜運賃」とは、２０１４年３月３１日時点の税込普通旅客運賃に１０５分の５を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）をいう。

申　請

普通旅客運賃

キロ程	１円単位運賃	１０円単位運賃
1	229 円	230 円
2	229	230
3	229	230
4	344	350
5	344	350
6	425	430
7	425	430
8	511	520
9	511	520
10	583	590
11	583	590
12	667	670
13	667	670
14	667	670
15	739	740
16	739	740
17	739	740
18	803	810
19	803	810
20	803	810
21	865	870
22	865	870
23	865	870
24	907	910
25	907	910
26	907	910
27	946	950
28	946	950
29	946	950
30	990	990
31	990	990
32	990	990
33	990	990
34	1,031	1,040
35	1,031	1,040
36	1,031	1,040
37	1,031	1,040
38	1,081	1,090
39	1,081	1,090
40	1,081	1,090
41	1,081	1,090
42	1,123	1,130
43	1,123	1,130
44	1,123	1,130
45	1,123	1,130
46	1,144	1,150
47	1,144	1,150
48	1,144	1,150
49	1,144	1,150
50	1,180	1,180
51	1,180	1,180
52	1,180	1,180

税抜運賃(参考)※

キロ程	税抜運賃
1	209 円
2	209
3	209
4	313
5	313
6	387
7	387
8	465
9	465
10	530
11	530
12	607
13	607
14	607
15	672
16	672
17	672
18	730
19	730
20	730
21	787
22	787
23	787
24	825
25	825
26	825
27	860
28	860
29	860
30	900
31	900
32	900
33	900
34	938
35	938
36	938
37	938
38	983
39	983
40	983
41	983
42	1,021
43	1,021
44	1,021
45	1,021
46	1,040
47	1,040
48	1,040
49	1,040
50	1,073
51	1,073
52	1,073

本表の制度によらず
空港第２ビル・成田空港間は　１円単位運賃　１６７円
１０円単位運賃　１７０円

※参考として表示した「税抜運賃」とは、２０２６年１１月６日時点の税率で算出した申請運賃に１１０分の１０を乗じ、算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）の１円未満のは数を１円単位に切り上げた額とする。

別表２

現　行

定期旅客運賃（１か月）
通勤定期旅客運賃（１か月）

ｷﾛ程	運賃	ｷﾛ程	運賃
1	8,780 円	27	34,690 円
2	8,780	28	34,690
3	8,780	29	34,690
4	13,170	30	36,010
5	13,170	31	36,010
6	16,250	32	36,010
7	16,250	33	36,010
8	19,320	34	37,320
9	19,320	35	37,320
10	21,960	36	37,320
11	21,960	37	37,320
12	25,020	38	38,640
13	25,020	39	38,640
14	25,020	40	38,640
15	27,660	41	38,640
16	27,660	42	39,960
17	27,660	43	39,960
18	29,850	44	39,960
19	29,850	45	39,960
20	29,850	46	40,840
21	32,050	47	40,840
22	32,050	48	40,840
23	32,050	49	40,840
24	33,370	50	41,720
25	33,370	51	41,720
26	33,370	52	41,720

本表の制度によらず
空港第２ビル・成田空港間は
６，２１０円

申　請

定期旅客運賃（１か月）
通勤定期旅客運賃（１か月）

ｷﾛ程	運賃	ｷﾛ程	運賃
1	9,490 円	27	39,300 円
2	9,490	28	39,300
3	9,490	29	39,300
4	14,300	30	41,140
5	14,300	31	41,140
6	17,640	32	41,140
7	17,640	33	41,140
8	21,180	34	42,800
9	21,180	35	42,800
10	24,220	36	42,800
11	24,220	37	42,800
12	27,700	38	44,920
13	27,700	39	44,920
14	27,700	40	44,920
15	30,700	41	44,920
16	30,700	42	46,680
17	30,700	43	46,680
18	33,360	44	46,680
19	33,360	45	46,680
20	33,360	46	47,560
21	35,920	47	47,560
22	35,920	48	47,560
23	35,920	49	47,560
24	37,700	50	49,080
25	37,700	51	49,080
26	37,700	52	49,080

本表の制度によらず□
空港第２ビル・成田空港間は
６，３５０円

別表２つづき

現　行				申　請			
定期旅客運賃（１か月） 通学定期旅客運賃（１か月）				定期旅客運賃（１か月） 通学定期旅客運賃（１か月）			
キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃
1	5,520 円	27	21,800 円	1	5,520 円	27	21,800 円
2	5,520	28	21,800	2	5,520	28	21,800
3	5,520	29	21,800	3	5,520	29	21,800
4	8,280	30	22,630	4	8,280	30	22,630
5	8,280	31	22,630	5	8,280	31	22,630
6	10,210	32	22,630	6	10,210	32	22,630
7	10,210	33	22,630	7	10,210	33	22,630
8	12,140	34	23,450	8	12,140	34	23,450
9	12,140	35	23,450	9	12,140	35	23,450
10	13,800	36	23,450	10	13,800	36	23,450
11	13,800	37	23,450	11	13,800	37	23,450
12	15,730	38	24,280	12	15,730	38	24,280
13	15,730	39	24,280	13	15,730	39	24,280
14	15,730	40	24,280	14	15,730	40	24,280
15	17,390	41	24,280	15	17,390	41	24,280
16	17,390	42	25,120	16	17,390	42	25,120
17	17,390	43	25,120	17	17,390	43	25,120
18	18,780	44	25,120	18	18,780	44	25,120
19	18,780	45	25,120	19	18,780	45	25,120
20	18,780	46	25,670	20	18,780	46	25,670
21	20,150	47	25,670	21	20,150	47	25,670
22	20,150	48	25,670	22	20,150	48	25,670
23	20,150	49	25,670	23	20,150	49	25,670
24	20,980	50	26,220	24	20,980	50	26,220
25	20,980	51	26,220	25	20,980	51	26,220
26	20,980	52	26,220	26	20,980	52	26,220

第２　適用方法 １．普通旅客 (1) 旅客の年令 イ　大人、小児、幼児及び乳児の別 (ｲ) 大人　１２才以上の者 (ﾛ) 小児　６才以上、１２才未満の者 (ﾊ) 幼児　１才以上、６才未満の者 (ﾆ) 乳児　１才未満の者 ロ　幼児を小児とみなして取扱う場合 (ｲ) 幼児だけで旅行するとき。 (ﾛ) 団体旅客として乗車するとき、又は団体旅客に随伴されるとき。 (ﾊ) 団体乗車券以外の乗車券を使用する６才以上の旅客に随伴されている場合でも２人を超えた者であるとき。 (ﾆ) 割当発売する座席を幼児だけで使用するとき。 ハ　乳児を小児とみなして取扱う場合 割当発売する座席を乳児だけで使用するとき。 (2) 有効期間 イ　片道、往復、連続乗車券 (ｲ) 片道乗車券　１日とする。 (ﾛ) 往復乗車券　片道乗車券の有効期間の２倍とする。 (ﾊ) 連続乗車券　各券片については片道乗車券の計算方法によって計算した有効期間を合計した期間とする。 ロ　有効期間の起算日と初日の時間 有効期間の初日は時間の長短にかかわらず１日として計算することとし、乗車券を発売した当日から起算する。（他の乗車券類も同様とする。）ただし、有効開始日を特に指定して発売したものは当該日から起算する。	第２　適用方法 １．略

(3) 運賃を１円単位で収受する場合 イ　適用条件 ＩＣカードを用いて直接自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のＩＣカードにより自動改札機等による改札を受けて出場する場合に適用する。 ロ　適用範囲 当社線の各駅相互間及び当社線と「ＰＡＳＭＯ」取扱事業者との各駅相互間、当社線と東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Ｓｕｉｃａ」又は東京モノレール株式会社が発行する「モノレールＳｕｉｃａ」又は東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいＳｕｉｃａ」の各取扱事業者との各駅相互間（首都圏エリアに限る）とする。 (4) 運賃を１０円単位で収受する場合 イ　適用条件 係員又は乗車券類発売機により乗車券類を購入する場合等、前項以外の場合に適用する。 ロ　途中下車 途中下車した場合は前途に対し無効とする。	
２．定期旅客（定期乗車券） (1) 旅客の年令 イ　大人、小児及び幼児の別 (イ) 大人　１２才以上の者 (ロ) 小児　６才以上、１２才未満の者 (ハ) 幼児　１才以上、６才未満の者 ロ　幼児を小児とみなして取扱う場合 (イ) 幼児だけで旅行するとき。 (ロ) ６才以上の旅客に随伴されている場合でも２人を超えた者であるとき。 ハ　小児用乗車券は、有効期間中にその使用旅客の年令が１２才に達した場合であっても、これを有効として取扱う。	２．略

(2) 発売条件 イ　通勤定期乗車券 次の各号に該当する場合は、１か月・３か月又は６か月有効の通勤定期乗車券を発売する。 (ｲ) 社線を常時区間及び経路を同じくして乗車する場合。 (ﾛ) 旅客が定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合。 ロ　通学定期乗車券 (ｲ) 次の各号に該当する場合は、１か月・３か月又は６か月有効の通学定期乗車券を発売する。 1　指定学校（ただし放送大学を除く。）の学生・生徒・児童又は幼児が居住地もより駅と在籍する指定学校（ただし放送大学を除く。）もより駅との相互間を通学のため乗車する場合 2　区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合 3　在籍する指定学校（ただし放送大学を除く。）の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出した場合、又は通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を呈示し、かつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合 (ﾛ) 指定学校（ただし放送大学を除く。）の学生・生徒若しくは児童が実習のため実習場等まで乗車する場合で社が必要と認めるときに限り第１項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。 (3) 有効期間 イ　各券種別有効期間 通勤及び通学定期乗車券　１か月・３か月又は６か月	

ロ　有効開始日及び発売日 常時発売し、有効開始日を指定して発売したものの外、乗車券を発行した当日より有効を開始する。 (4) 途中下車及び途中乗車 途中下車及び途中乗車は自由とする。 (5) 乗車回数 特に制限しない。	
３．回数旅客（回数乗車券） (1) 旅客の年令 イ　大人、小児等の別 (イ) 大人　１２才以上の者 (ロ) 小児　６才以上、１２才未満の者 (ハ) 幼児　１才以上、６才未満の者 ロ　大人を小児とみなして取扱う場合 小児用乗車券は、有効期間中にその使用旅客の年令が１２才に達した場合であっても、これを有効として取扱う。 (2) 発売条件 イ　放送大学通学用割引回数乗車券 次の各号に該当する旅客に対して発売する。 (イ) 放送大学の学生(全科履修生及び大学院修士全科生)が居住地もより駅と放送大学（各学習センターも含む。）もより駅との相互間を通学のため乗車する場合。 (ロ) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合。 (ハ) 放送大学（各学習センターも含む。）の代表者において必要事項を記入して発行した放送大学学生旅客運賃割引証を提出した場合。 ロ　通信制高等学校通学用割引回数乗車券 次の各号に該当する旅客に対して発売する。	３．略

(ｲ) 指定学校のうち通信教育を行う高等学校の生徒が、面接授業又は試験を受けるため居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のため乗車する場合。 (ﾛ) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合。 (ﾊ) 在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出した場合。 (3) 有効期間 ３か月とする。ただし、通信制高等学校通学用割引回数乗車券については６か月とする。 (4) 途中下車 途中下車した場合は前途に対し無効とする。	
４．団体旅客（団体乗車券） (1) 旅客の年令 イ　大人、小児及び幼児の別 (ｲ) 大人　１２才以上の者 (ﾛ) 小児　６才以上、１２才未満の者 (ﾊ) 幼児　１才以上、６才未満の者 ロ　幼児を小児とみなして取扱う場合 団体旅客として乗車するとき、又は団体旅客に随伴されるとき。 ハ　大人を小児とみなして取扱う場合 小学校児童によって構成された団体中に１２才以上の児童がある場合は、その児童は小児とみなして取扱う。 (2) 適用条件 発着駅を同じくし、かつ次の各号の一に該当する団体旅客で社が運送の引受けをしたものに対しては、旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。 イ　学生団体 (ｲ) 次の一に該当する学校等の学生等が２５人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託	４．略

している医師及び看護婦を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和２９年法律第１４３号）第２条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が２５人未満のときであってもこの取扱いをする。 １　指定学校（ただし放送大学を除く。）の学生・生徒・児童又は幼児 ２　児童福祉法第３９条に規定する保育所の児童及び同法第３９条の２に規定する幼保連携型認定こども園の児童 (ﾛ)　(ｲ)の付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の一に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客１人につき１人とする。 １　幼稚園の幼児、保育所及び幼保連携型認定こども園の児童又は小学校第３学年以下の児童であるとき ２　障害又は虚弱のため、社において付添を必要と認めるとき (ﾊ)　(ｲ)の旅行業者は、当該団体を構成する人員（旅行業者を含む。）が１００人までごとに１人とする。 ロ　訪日観光団体 訪日観光客１５人以上又はこれと同行する旅行業者（ガイドを含む。）とによって構成された団体で責任ある代表者が引率するものとする。 ただし、訪日観光客は日本国在外外交官、入国審査官又は社団法人日本旅行業協会会長において発行した訪日観光団体であることの証明書を所持するものに限る。	

ハ　普通団体 (イ) 前号以外の旅客によって構成された２５人以上の団体で責任ある代表者が引率するもの。 (ロ) 普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、前項に規定する団体への参加等の事由により、団体旅客としての取扱を希望する場合は、特別の約束を旅客が承諾したときに限り普通旅客運賃を収受して、団体乗車券を発売することがある。 (3)　有効期間及び途中下車 その都度定める。 (4)　責任人員 イ　臨時列車の設定又は客車の増結若しくは特別急行券の購入を必要とする場合等、特別の手配を必要とする団体旅客に対しては、その団体旅客の申込み人員の９割に相当する人員を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても、責任人員に相当する団体旅客運賃・料金を収受することを条件として運送の引受を行なう。 ロ　団体旅客の運送引受後、団体の引受条件の一部の変更の承諾を行なう場合で、前項の規定による責任人員に異動を生ずるときは、責任人員が増加したときは責任人員を変更し、責任人員が減少したときは責任人員の変更を行なわない。 ハ　前項の規定にかかわらず、団体旅客運送の引受後において、社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ第１項の規定による責任人員が減少したときは、責任人員を減ずることがある。 (5)　保証金制度 イ　団体旅客の申込者は、責任人員を附された場合は、団体旅客運送引受の内容に従って計算した団体旅客運賃・料金の１割に相当する額	

（１００円未満のは数は１００円単位に切り上げる。）を保証金として社に納付するものとする。 ロ　前項の規定による保証金は、社において指定した日までに団体乗車券を購入する駅に納付するものとし、申込者がその期日までに保証金を納付しなかったときはその申込が取消されたものとする。 ハ　保証金の納付後において、社の責任に帰さない事由によって申込者がその申込を取消したときは、これを返還しない。 ニ　団体申込人員の変更の承諾を行ったときは、保証金の納付前の場合にあっては、変更後の人員・行程に対する保証金を納付させ、また保証金の納付後の場合にあっては納付すべき保証金の額と既収の保証金の額とを比較し、不足額があるときはこれを収受し、過剰額は返還しない。 ホ　保証金の納付後において、社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ納付すべき団体旅客運賃・料金額が減じたときは、減額分相当の保証金を返還することがある。 ヘ　保証金は団体乗車券発売の際、団体旅客運賃・料金の一部に充当し、過剰金があってもその過剰額は返還しない。 ト　保証金は次の各号の一に該当する場合に限り、その納付額全額の返還を行なう。 (ｲ) 社の都合によって解約した場合。 (ﾛ) 天災事変等の原因によって、団体旅行ができなくなったために解約した場合。 チ　保証金に対しては利子を附さない。	

５．貸切旅客（貸切乗車券） (1) 旅客の年令 大人　１２才以上の者 小児　６才以上、１２才未満の者 幼児　１才以上、６才未満の者 ただし、年令の別なく大人扱いとする。 (2) 適用条件 旅客があらかじめその人員・行程その他輸送計画に必要な事項を申し出て社の承認を受けた場合は、客車の貸切りの取扱いをする。 (3) 有効期間 その都度これを定める。 (4) 保証金制度 社が必要と認めるときは、客車の貸切りの申込者から、その貸切旅客運賃の１割以内の額を保証金として収受することがある。前項の保証金は、申込者がその申込を取消した場合は返付しない。	５．略
６．特殊割引旅客（特殊割引乗車券） (1) 被救護者割引 イ　被救護者本人 社の指定した施設から救護又は保護を受ける者が旅行する場合で、所定の割引証を差し出したときに適用する。 ロ　被救護者の付添人 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため、又は逃亡のおそれがあるため、社においてこれに付添人を必要と認めるときは、その付添人に対しても普通旅客運賃の割引をする。 (2) 身体障害者割引 身体障害者とは、身体障害者福祉法第１５条第４項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号の一に該当する者をいう。 (ｲ) 視覚に障害がある者 (ﾛ) 聴覚又は平衡機能に障害がある者	６．略

(ハ) 音声機能又は言語機能又はそしゃく機能に障害がある者 (ニ) 肢体不自由者 (ホ) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫又は肝臓の機能に障害がある者 2　前項の身体障害者を、次に掲げる第１種身体障害者及び第２種身体障害者に分ける。 「第１種身体障害者」とは、次に掲げる者及び障害度がこれよりも重い者をいう。 (イ) 視力の良い方の眼の視力が０．１以下の者 (ロ) 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ８０度以下かつ両眼中心視野角度がそれぞれ５６度以下の者 (ハ) 両眼開放視認点数が７０点以下かつ両眼中心視野視認点数が４０点以下の者 (ニ) 両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を理解し得ない者 (ホ) 両上肢を中手指関節以上で又は両下肢をｼｮﾊﾟｰ関節以上で失った者 (ヘ) 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者 (ト) 体幹の機能障害により起居、移動の困難な者 (チ) 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫又は肝臓の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者 (リ) ぼうこう又は直腸の機能の障害により、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者 (ヌ) 前各号の障害の種類を２以上有し、その障害の総合の程度が前各号に準ずる者 「第２種身体障害者」とは、前号以外の者をいう。	

イ　身体障害者本人 (イ) 身体障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の割引証を差し出したときは、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (ロ) 身体障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線を通じて片道１０１キロメートル以上で、所定の割引証を差し出したときは、普通旅客運賃の割引をする。 ロ　身体障害者及びその介護者 (イ) 身体障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の割引証を差し出したときは、身体障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が身体障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。身体障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (ロ) 身体障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線の各駅相互間で、身体障害者が、第１種身体障害者又は定期乗車券を使用する１２才未満の第２種身体障害者であるとき、所定の割引証を差し出したときは身体障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃（１２才未満の第２種身体障害者を除く。）・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅	

客運賃（回数旅客運賃）（１２才未満の第２種身体障害者を除く。）を適用する。 この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が身体障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。身体障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (3) 知的障害者割引 知的障害者とは、療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者をいう。 ２　前項の知的障害者を、次に掲げる第１種知的障害者及び第２種知的障害者に分ける。 「第１種知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。 (ｲ) 知能指数がおおむね３５以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者 (ﾛ) 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね５０以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者 「第２種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。 イ　知的障害者本人 (ｲ) 知的障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の割引証を差し出したときは、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。	

(ﾛ) 知的障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線を通じて片道１０１キロメートル以上で、所定の割引証を差し出したときは、普通旅客運賃の割引をする。 ロ　知的障害者及びその介護者 (ｲ) 知的障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の割引証を差し出したときは、知的障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が知的障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。知的障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (ﾛ) 知的障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線の各駅相互間で、知的障害者が、第１種知的障害者又は定期乗車券を使用する１２才未満の第２種知的障害者であるとき、所定の割引証を差し出したときは知的障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃（１２才未満の第２種知的障害者を除く。）・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）（１２才未満の第２種知的障害者を除く。）を適用する。この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が知的障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。知的障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して	

発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (4) 精神障害者割引 精神障害者とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。 ２　前項の精神障害者を、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成７年９月１２日健医発第１１３３号厚生省保健医療局長通知）に規定のとおり第１種精神障害者及び第２種精神障害者に分ける。 (ｲ)「第１種精神障害者」とは、障害等級１級(精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者）と判定された者をいう。 （注）日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の精神障害とは、他人の援助を受けなければ自分の用を弁ずることを出来ず、常時援助を必要とするものとされている。 (ﾛ)「第２種精神障害者」とは、(ｲ)以外の者をいう。 イ　精神障害者本人 (ｲ) 精神障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときは、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (ﾛ) 精神障害者が単独で旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線を通じて片道１０１キロメートル以上で、所定の精神障害者保健福祉	

手帳を呈示したときは、普通旅客運賃の割引をする。 ロ　精神障害者及びその介護者 (ｲ) 精神障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線の各駅相互間で、所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときは、精神障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）を適用する。この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が精神障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。 精神障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (ﾛ) 精神障害者がその介護者と旅行する場合、乗車区間が当社線と連絡社線の各駅相互間で、精神障害者が、第１種精神障害者又は定期乗車券を使用する１２才未満の第２種精神障害者であるとき、所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときは精神障害者及びその介護者に対し、普通旅客運賃（１２才未満の第２種精神障害者を除く。）・定期旅客運賃の割引及び特殊割引旅客運賃（回数旅客運賃）（１２才未満の第２種精神障害者を除く。）を適用する。 この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が精神障害者の乗車券と同一かつ同時に購求する場合に限る。精神障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売	

する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。 また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (5) 戦没者遺族割引 靖国神社に合祀された戦没者１人について、２人の遺族が靖国神社に参拝するため往復乗車する場合で、所定の割引証を差し出したときに適用する。	
第３　乗継運賃	第３　乗継運賃
１．京成電鉄成田空港線（以下「空港線」という。）、京成電鉄京成本線・押上線・金町線、千葉線、千原線、東成田線、松戸線（以下「京成電鉄線」という。）及び都営地下鉄浅草線（以下「都営浅草線」という。）とこれに接続する都営地下鉄線の３線連絡にかかる連絡普通旅客及び連絡定期旅客の取扱い 空港線「東松戸」、「新鎌ヶ谷」、「千葉ニュータウン中央」、若しくは「印旛日本医大」（以下「東松戸・印旛日本医大」間という。）間各駅と都営浅草線「本所吾妻橋・西馬込」間各駅及び都営浅草線に接続する都営地下鉄線各駅相互間を発着し、京成電鉄線「押上・京成高砂」間を通過する場合の連絡普通旅客運賃及び連絡定期旅客運賃の計算方法及び適用方法は、次のとおりとする。 (1) 適用区間 空港線「京成高砂・印旛日本医大」間	１．略

(2) 運賃の計算方法

イ　連絡普通旅客運賃

A.「東松戸」発着の場合

(イ) 大　人

大人普通旅客運賃から１０円を差し引く。

(ロ) 小　児

小児普通旅客運賃から５円を差し引く。

ただし連絡各線の割引額の合算額に５円のは数が生じる場合は、１０円単位に切り上げる。

B.「東松戸」以外の各駅発着の場合

(イ) 大　人

大人普通旅客運賃から２０円を差し引く。

(ロ) 小　児

小児普通旅客運賃から１０円を差し引く。

ただし連絡各線の割引額の合算額に５円のは数が生じる場合は、１０円単位に切り上げる。

ロ　連絡定期旅客運賃

(イ) 大　人

（１か月）　定期旅客運賃を５分引きし、は数計算した額。

（３か月）　上記の１か月連絡定期旅客運賃を３倍し、これを５分引きし、は数計算した額。

（６か月）　上記の１か月連絡定期旅客運賃を６倍し、これを１割引きし、は数計算した額。

(ロ) 小　児

大人連絡定期旅客運賃を折半し、は数計算した額。

(3) 適用方法

第２の１及び第２の２のとおり。

２．空港線、京成電鉄線から押上接続で東京地下鉄線に乗り継ぐ場合の定期旅客の取扱い 空港線「東松戸・印旛日本医大」間各駅から京成電鉄線「京成高砂・押上」間を通過し、押上接続で東京地下鉄線に乗り継ぐ場合の定期旅客運賃の計算方法及び適用方法は、次のとおりとする。 (1) 適用区間 空港線「京成高砂・印旛日本医大」間 (2) 運賃の計算方法 イ　大　人 （１か月）　定期旅客運賃を５分引きし、は数計算した額。 （３か月）　上記の１か月定期旅客運賃を３倍し、これを５分引きし、は数計算した額。 （６か月）　上記の１か月定期旅客運賃を６倍し、これを１割引きし、は数計算した額。 ロ　小　児 大人定期旅客運賃を折半し、は数計算した額。 (3) 適用方法 第２の２のとおり。	２．略
３．空港線、京成電鉄線、都営浅草線および京浜急行線にかかる連絡普通旅客の取扱い 空港線「東松戸・印旛日本医大」間各駅を発着し、京成電鉄線「京成高砂・押上」間、都営浅草線「押上・泉岳寺」間を通過し、京浜急行線「羽田空港第３ターミナル・羽田空港第１・第２ターミナル」駅との間を乗り継いで利用する旅客に対して適用する連絡普通旅客運賃の計算方法及び適用方法は、次のとおりとする。	３．略

(1) 適用区間 空港線「京成高砂・印旛日本医大」間 (2) 運賃の計算方法 イ　連絡普通旅客運賃 A.「東松戸」発着の場合 (イ) 大　人 大人普通旅客運賃から１０円を差し引く。 (ロ) 小　児 小児普通旅客運賃から５円を差し引く。 ただし連絡各線の割引額の合算額に５円のは数が生じる場合は、１０円単位に切り上げる。 B.「東松戸」以外の各駅発着の場合 (イ) 大　人 大人普通旅客運賃から２０円を差し引く。 (ロ) 小　児 小児普通旅客運賃から１０円を差し引く。 ただし連絡各線の割引額の合算額に５円のは数が生じる場合は、１０円単位に切り上げる。 (3) 適用方法 第２の１のとおり。	
４．空港線、北総鉄道北総線(以下「北総線」という。)を相互に乗り継いで利用する場合の連絡普通旅客及び連絡定期旅客の取扱い 空港線の所定運賃に対し次のとおり割引を行う。運賃の計算方法及び適用方法は、次のとおりとする。	４．略

(1) 適用区間 空港線「成田湯川・成田空港」間各駅と北総線「新柴又・印西牧の原」間各駅相互間（ただし「東松戸」、「新鎌ヶ谷」、「千葉ﾆｭｰﾀｳﾝ中央」駅は除く。） (2) 割引運賃の計算方法 イ　普通旅客運賃（１０円単位運賃）、通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃 空港線の所定運賃額から、②で算出される割引額(P)を差し引いた金額とする。所定運賃は、普通旅客運賃、通勤定期旅客運賃（１ヶ月又は３ヶ月又は６ヶ月）、通学定期旅客運賃（１ヶ月又は３ヶ月又は６ヶ月）とし、小児運賃は各々の大人運賃を折半し、は数計算した額とする。 ①空港線と北総線の接続駅 北総線の発着駅によって、以下のとおりとする。 新鎌ヶ谷＝北総線の発着駅が「新柴又・秋山」間及び「松飛台」、「大町」の場合 印旛日本医大＝北総線の発着駅が「西白井・小室」間及び「印西牧の原」の場合 ②割引額の計算 空港線割引額(P)＝(A)×(α) (10円未満のは数は切り上げ10円単位とする。) 割　引　率　(α)＝１－(W)/((A)＋(B)) (A):空港線に乗車した区間の営業キロ程に対応する空港線の所定運賃額。 (B):北総線に乗車した区間の営業キロ程に対応する、京成高砂・印旛日本医大間各駅相互間のみを利用する場合の空港線の所定運賃額。(別表 北総線営業キロ程表参照)	

(W)：空港線に乗車した区間の営業キロ程及び北総線に乗車した区間の営業キロ程を合算したキロ程に対応する空港線の所定運賃額。 ロ　普通旅客運賃（１円単位運賃） 空港線の所定運賃額から、②で算出される割引額(P)を差し引いた金額とする。所定運賃は、普通旅客運賃とし、小児運賃は各々の大人運賃を折半し、１円未満のは数を切り捨てた額とする。 ①空港線と北総線の接続駅 北総線の発着駅によって、以下のとおりとする。 新鎌ヶ谷＝北総線の発着駅が「新柴又・秋山」間及び「松飛台」、「大町」の場合 印旛日本医大＝北総線の発着駅が「西白井・小室」間及び「印西牧の原」の場合 ②割引額の計算 空港線割引額(P)＝(A)×(α) (1円未満のは数は切り上げ1円単位とする。) 割　引　率　(α)＝１－(W)/((A)＋(B)) (A)：空港線に乗車した区間の営業キロ程に対応する空港線の所定運賃額。 (B)：北総線に乗車した区間の営業キロ程に対応する、京成高砂・印旛日本医大間各駅相互間のみを利用する場合の空港線の所定運賃額。(別表 北総線営業キロ程表参照) (W)：空港線に乗車した区間の営業キロ程及び北総線に乗車した区間の営業キロ程を合算したキロ程に対応する空港線の所定運賃額。 (3)適用方法 第２の１および第２の２のとおり。	

（４）松戸線

現　　行	申　　請
第１　旅客運賃の種類 １．旅客運賃の種類は次のとおりとする。 (1) 普通旅客運賃 イ　１円単位運賃 ロ　１０円単位運賃 (2) 定期旅客運賃 イ　通勤定期旅客運賃 ロ　通学定期旅客運賃 (3) 団体旅客運賃 (4) 貸切旅客運賃 (5) 特殊割引旅客運賃 (6) 乗継割引旅客運賃 ２．小児旅客運賃の種類は次のとおりとする。 (1) 普通旅客運賃 イ　１円単位運賃 ロ　１０円単位運賃 (2) 定期旅客運賃 イ　通勤定期旅客運賃 ロ　通学定期旅客運賃 (3) 団体旅客運賃 (4) 貸切旅客運賃 (5) 特殊割引旅客運賃 (6) 乗継割引旅客運賃 ３．普通旅客運賃のうち、１円単位運賃および１０円単位運賃は次のとおりとする。 (1) １円単位運賃 旅客がＩＣカードより改札機等の改札を受けて入場し、同一のＩＣカードにより改札機等の改札を受けて出場した場合の運賃（以下「１円単位運賃」という。）をいう。	(削除)

(2) １０円単位運賃 旅客が駅において係員または乗車券類発売機により乗車券を購入した場合等、前項以外の場合に適用される運賃（以下「１０円単位運賃」という。）をいう。 第２　旅客運賃の適用 １．乗車券の種類 (1) 乗車券の種類は次のとおりとする。 イ　普通乗車券 ロ　定期乗車券 (ｲ) 通勤定期乗車券（１か月、３か月、６か月） (ﾛ) 通学定期乗車券（１か月、３か月、６か月） ハ　団体乗車券 ニ　貸切乗車券 ホ　特殊割引乗車券 ヘ　乗継割引乗車券 (2) 小児乗車券の種類は次のとおりとする。 イ　普通乗車券 ロ　定期乗車券 (ｲ) 通勤定期乗車券（１か月、３か月、６か月） (ﾛ) 通学定期乗車券（１か月、３か月、６か月） ハ　団体乗車券 ニ　貸切乗車券 ホ　特殊割引乗車券 ヘ　乗継割引乗車券 ２．旅客の年齢 (1) 大人・小児・幼児及び乳児の別 イ　大人　１２歳以上の者 ロ　小児　６歳以上１２歳未満の者 ハ　幼児　１歳以上６歳未満の者 ニ　乳児　１歳未満の者	

(2) 大人を小児とみなして取扱う場合 イ　乗車券の通用期間中に、その使用旅客の年齢が１２歳に達した場合でもその期間中は小児とみなして取扱う。 ロ　小学児童によって構成された団体旅客中に１２歳以上の児童がある場合は、その児童は小児とみなして取扱う。 (3) 幼児を小児とみなして取扱う場合 イ　幼児が単独で旅行するとき。 ロ　幼児が乗車券を所持する６歳以上の旅客（団体旅客を除く）に随伴されて旅行するとき２人を超えた者だけを小児とみなす。 ハ　幼児が団体旅客として旅行するとき、または団体旅客に随伴されて旅行するとき。 ３．発売条件 (1) 普通乗車券の発売条件 旅客が旅客車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券、往復乗車券、連続乗車券を発売する。 イ　片道乗車券 普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道１回乗車する場合に発売する。 ロ　往復乗車券 往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間、経路を同じくして往復１回乗車する場合に発売する。 ハ　連続乗車券 片道又は往復乗車券にて発売できない区間（当該区間が２区間のものに限る。）をそれぞれ１回乗車する場合に発売する。 (2) 定期乗車券の発売条件 イ　通勤定期乗車券 一定区間及び経路を同じくして乗車する旅客が定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合に発売する。	

ロ　通学定期乗車券 指定学校の学生、生徒、児童又は幼児が通学のため、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、かつ指定学校が必要事項を記入して発行した通学証明書及び定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したとき、旅客の居住地最寄りの駅と在籍指定学校最寄りの駅との相互間について発売する。 （注）指定学校とは、学校教育法第１条に定める学校とし、放送大学を除く。 ハ　指定学校の学生・生徒もしくは児童が実習のため実習場等まで乗車する場合で社が必要と認めるときに限り前項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。 ニ　前項以外の学校で会社が指定したもの。 (3) 団体乗車券の発売条件 旅客が区間及び経路を同じくして一団となって旅行する場合であって、予め輸送計画に必要な事項を申出、会社の承認を受けたときは、普通旅客運賃の割引をした団体乗車券を発売する。 イ　学生団体 (イ) 次の一つに該当する学校等の学生等が２５人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ）又はこれと同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和２９年法律第１４３号）第２条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が２５人未満であってもこの取扱をする。 ①学校教育法第１条に定める学校とする。 ②児童福祉法第３９条に規定する保育所の児童及び同法第３９条の２に規定する幼保連携型認定	

こども園(以下、これらを保育所等という。)の児童。 ③前項以外の学生で会社が指定したものの学生。 (ﾛ) 付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の一つに該当する場合に限るものとし、その人員は、その旅客１人につき１人とする。 ①幼稚園の幼児、保育所等の児童又は小学校第３学年以下の児童であるとき。 ②障害又は虚弱のため、会社において付添いを必要と認めるとき。 (ﾊ) 旅行業者は当該団体を構成する人員（旅行業者を含む）が１００人までごとに１人とする。 ロ　訪日観光団体 訪日観光客１５人以上又はこれと同行する旅行業者（ガイドを含む）とによって構成された団体で責任ある代表者が引率するものとする。ただし、訪日観光客は日本国外外交官、入国審査官又は社団法人日本旅行業協会会長において発行した訪日観光団体であることの証明書を所持するものに限る。 ハ　普通団体 前項以外の旅客によって構成された２５人以上の団体で責任のある代表者が引率するもの。また、普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、この団体への参加等の事由により、団体旅客としての取扱を希望する場合は、特別の約束を旅客が承諾したときに限り普通旅客運賃を収受して、団体乗車券を発売することがある。 ニ　責任人員 (ｲ) 臨時列車の設定又は客車の増結もしくは急行券の購入を必要とする場合等、特別の手配を必要とする団体旅客に対しては、その団体旅客の申込み人員の９割に相当する人員を責任	

人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても、責任人員に相当する団体旅客運賃・料金を収受することを条件として運送の引受を行なう。 (ﾛ) 団体旅客の運送引受後、団体の引受条件の一部の変更の承諾を行なう場合で、前項の規定による責任人員に異動を生ずるときは、責任人員が増加したときは責任人員を変更し、責任人員が減少したときは責任人員の変更を行なわない。 (ﾊ) 前項の規定にかかわらず、団体旅客運送の引受後において、社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ第１項の規定による責任人員が減少したときは、責任人員を減ずることがある。 ホ　保証金制度 (ｲ) 団体旅客の申込者は、責任人員を附された場合は、団体旅客運送引受の内容に従って計算した団体旅客運賃・料金の１割に相当する額（１００円未満のは数は１００円単位に切り上げる。）を保証金として社に納付するものとする。 (ﾛ) 前項の規定による保証金は、社において指定した日までに団体乗車券を購入する駅に納付するものとし、申込者がその期日までに保証金を納付しなかったときはその申込が取消されたものとする。 (ﾊ) 証金の納付後において、社の責任に帰さない事由によって申込者がその申込を取消したときは、これを返還しない。 (ﾆ) 申込人員の変更の承諾を行ったときは、保証金の納付前の場合にあっては、変更後の人員・行程に対する保証金を納付させ、また保証金の納付後の場合にあっては納付すべき保証金の額と既収の保証金の額とを比較し、不	

足額があるときはこれを収受し、過剰額は返還しない。 (ホ) 保証金の納付後において、社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ納付すべき団体旅客運賃・料金額が減じたときは、減額分相当の保証金を返還することがある。 (ヘ) 保証金は団体乗車券発売の際、団体旅客運賃・料金の一部に充当し、過剰金があってもその過剰額は返還しない。 (ト) 保証金は社の都合によって解約した場合又は天災事変等の原因によって、団体旅行ができなくなったために解約した場合に限り、その納付額全額の返還を行なう。 (チ) 保証金に対しては利子を附さない。 (4) 貸切乗車券の発売条件 旅客はあらかじめその人員・行程その他、輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅行申込書を提出した場合、会社において運輸上支障がないと認めたときは、貸切旅客運送の引受けをする。また、社が必要と認めるときは、客車の貸切りの申込者から、その貸切旅客運賃の１割以内の額を保証金として収受することがある。この保証金は、申込者がその申込を取消した場合は返付しない。 (5) 特殊割引乗車券の発売条件 イ 被救護者割引 (イ) 被救護者本人 会社の指定した施設から救護又は保護を受ける者が旅行する場合で所定の割引証を提出したときは、その割引証１枚について１人１回に限り、普通旅客運賃の割引をする。 (ロ) 被救護者付添人 被救護者が老幼、虚弱もしくは身体に障害のあるため又は逃亡のおそれがあるため会社において、これに付添人を必要と認める場合で	

被救護者とその付添人とが同時に同一区間の乗車券を購入するときは、被救護者１人について付添人１人に限って前項の規定を準用する ロ　身体障害者割引 (ｲ) 身体障害者本人 ①身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号の一つに該当する身体障害者が単独で当社線を旅行する場合で所定の身体障害者手帳を呈示したときに普通旅客運賃、定期旅客運賃の割引をするほか、区間及び経路を同じくして乗車する場合に当該区間に有効な１１券片綴りの割引回数乗車券を発売する。なお、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 A:視覚に障害がある者。 B:聴覚又は平衡機能に障害がある者。 C:音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害がある者。 D:肢体不自由者。 E:心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能に障害のある者。 ②単独で当社線と連絡運輸区域内他社線を通じて１００キロメートルを超える区間を旅行する場合で所定の身体障害者手帳を呈示したときに普通旅客運賃の割引をする。この場合、身体障害者を次に掲げる第１種身体障害者及び第２種身体障害者に分ける。 A.「第１種身体障害者」とは、次に掲げる者及び障害度がこれよりも重い者をいう。 （a）視力の良い方の眼の視力が０．１以下の者。	

（ｂ）周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ８０度以下かつ両眼中心視野角度がそれぞれ５６度以下の者。 （ｃ）両眼開放視認点数が７０点以下かつ両眼中心視野視認点数が４０点以下の者。 （ｄ）両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を理解し得ない者。 （ｅ）両上肢を中手指関節以上で又は両下肢をショパー関節以上で失った者。 （ｆ）両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者。 （ｇ）体幹の機能障害により起居、移動の困難な者。 （ｈ）心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者。 （ｉ）ぼうこうまたは直腸の機能の障害により、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者。 （ｊ）（ａ）から（ｉ）の障害の種類を２以上有し、その障害の総合の程度が（ａ）から（ｉ）に準ずる者。 Ｂ.「第２種身体障害者」とは、Ａ以外の者をいう。 (ﾛ) 身体障害者及びその介護者 ①当社線を身体障害者がその介護者と旅行する場合で、乗車区間及び通用期間を同一にして乗車するとき、所定の身体障害者手帳を呈示することにより普通旅客運賃、定期旅客運賃の割引をするほか、区間及び経路を同じくして乗車する場合に当該区間に有効な１１券片綴りの割引回数乗車券を発売する。ただし介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限る。小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。	

②当社線と連絡運輸区域内他社線を旅行する場合は身体障害者が第１種身体障害者又は定期乗車券を使用する１２歳未満の第２種身体障害者であるときは、身体障害者１人に対して、鉄道係員により介護能力があると認められる１人の介護者をつけることができる。この場合の旅客運賃の割引は、①のとおりとする。 ハ　知的障害者割引 (ｲ) 知的障害者本人 ①療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者で知的障害者が単独で当社線を旅行する場合で所定の知的障害者療育手帳を呈示したときに普通旅客運賃、定期旅客運賃の割引をするほか、区間及び経路を同じくして乗車する場合に当該区間に有効な１１券片綴りの割引回数乗車券を発売する。なお、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 ②単独で当社線と連絡運輸区域内他社線を通じて１００キロメートルを超える区間を旅行する場合で所定の知的障害者療育手帳を呈示したときに普通旅客運賃の割引をする。この場合、知的障害者を次に揚げる第１種知的障害者及び第２種知的障害者に分ける。 Ａ.「第１種知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれより重い者をいう。 （ａ）知能指数がおおむね３５以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。 （注）日常生活において常時介護を要する程度の者とは、次のいずれかに該当する者であることとされている。 ・日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であ	

って個別的指導及び介助を必要とする者。 ・失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とする者。 （ｂ）肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね５０以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。 （注）知能指数が５０以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害者の程度は身体障害者福祉法に基づく障害等級が１級、２級又は３級に該当するものとされている。 Ｂ．「第２種知的障害者」とは、Ａ以外の者をう。 （ﾛ）知的障害者及びその介護者 ①当社線を知的障害者がその介護者と旅行する場合で、乗車区間及び通用期間を同一にして乗車するとき、所定の知的障害者療育手帳を呈示することにより普通旅客運賃、定期旅客運賃の割引をするほか、区間及び経路を同じくして乗車する場合に当該区間に有効な１１券片綴りの割引回数乗車券を発売する。ただし介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限る。小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。 ②当社線と連絡運輸区域内他社線を旅行する場合は知的障害者が第１種知的障害者または定期乗車券を使用する１２歳未満の第２種知的障害者であるときは、知的障害者１人に対して、鉄道係員により介護能力があると認められる１人の介護者をつけることができる。この場合の旅客運賃の割引は、①のとおりとする。	

ニ　精神障害者割引 (ｲ) 精神障害者本人 ①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神障害者が単独で当社線を旅行する場合で所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときに普通旅客運賃、定期旅客運賃の割引をするほか、区間及び経路を同じくして乗車する場合に当該区間に有効な１１券片綴りの割引回数乗車券を発売する。なお、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 ②単独で当社線と連絡運輸区域内他社線を通じて１００キロメートルを超える区間を旅行する場合で所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときに普通旅客運賃の割引をする。この場合、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成７年９月１２日健医発第１１３３号厚生省保健医療局長通知）の障害等級に基づき、精神障害者を次に揚げる第１種精神障害者及び第２種精神障害者に分ける。 A.「第１種精神障害者」とは、精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者をいう。 （注）日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の精神障害とは、他人の援助を受けなければ自分の用を弁ずることを出来ず、常時援助を必要とするものとされている。 B.「第２種精神障害者」とは、A以外の者をいう。 (ﾛ) 精神障害者及びその介護者 ①当社線を精神障害者がその介護者と旅行する場合で、乗車区間及び通用期間を同一にして乗車するとき、所定の精神障害者保健福祉手	

帳を呈示することにより普通旅客運賃、定期旅客運賃の割引をするほか、区間及び経路を同じくして乗車する場合に当該区間に有効な１１券片綴りの割引回数乗車券を発売する。 精神障害者に対し、通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとする。また、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 ②当社線と連絡運輸区域内他社線を旅行する場合は精神障害者が第１種精神障害者又は定期乗車券を使用する１２才未満の第２種精神障害者であるときは、精神障害者１人に対して、鉄道係員により介護能力があると認められる１人の介護者をつけることができる。この場合の旅客運賃の割引は、①のとおりとする。 ホ　戦没者遺族割引 靖国神社に合祀された戦没者１人について２人の遺族が靖国神社に参拝するため、往復乗車する場合で所定の割引証を提出したときは、普通旅客運賃の割引をする。 ヘ　放送大学通学用割引 放送大学学園法第４条の規定により設置された放送大学の学生（全科履修生）が授業の出席及び学校行事等への参加等直接教育と関連のため区間を同じくして順路によって乗車する際、その在籍する指定学校の代表者において発行した放送大学生旅客運賃割引証を提出した場合に１１券片綴りの放送大学通学用割引回数乗車券を発売する。 ト　通信制高等学校通学用割引 指定学校のうち通信教育を行う高等学校の生徒が、面接授業又は試験を受けるため居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のため区間及び経路を同じくして	

順路によって乗車する際、その在籍する指定学校の代表者において発行した放送大学生旅客運賃割引証を提出した場合に１１券片綴りの通信制高等学校通学用割引回数乗車券を発売する。 チ　乗継割引 松戸線と京成本線又は千葉線とを相互に乗り継いで利用する場合、松戸線「習志野」、「新津田沼」間各駅と京成津田沼接続本線「谷津」、「船橋競馬場」各駅もしくは「京成大久保」、「実籾」各駅もしくは、千葉線「京成幕張本郷」、「京成幕張」、「検見川」各駅相互間を乗車する場合普通旅客運賃の割引をする。 リ　その他 乗車券の割引については重複して適用しない。 ４．通用期間 (1) 通用期間の起算日と初日の時間 通用期間の初日は時間の長短にかかわらず１日として計算し、かつ通用開始日を特に指定して発売したもののほか、乗車券を発売した当日から起算する。 (2) 普通乗車券の通用期間 イ　片道乗車券 通用期間を指定した場合のほか、発売当日限りとする。 ロ　往復乗車券 往復乗車券は通用期間を指定した場合のほか、発売当日を含め２日とする。 ハ　連続乗車券 連続乗車券は片道乗車券の計算方法によって計算した有効期間を合計した期間とする。 (3) 定期乗車券の通用期間 定期乗車券の通用期間は券面表示期間のとおりとする。	

(4) 団体乗車券の通用期間 団体乗車券の通用期間は、その都度定める。 (5) 貸切乗車券の通用期間 貸切乗車券の通用期間は、その都度定める。 (6) 特殊割引乗車券の通用期間 特殊割引乗車券の通用期間は普通乗車券、定期乗車券に準ずる。 割引回数乗車券の通用期間は発売当日から３か月とする。 ５．途中下車 (1) 普通乗車券の途中下車 途中下車の取扱をしない。 (2) 定期乗車券の途中下車 制限しない。 (3) 団体乗車券の途中下車 途中下車はその都度定める。 (4) 貸切乗車券の途中下車 途中下車はその都度定める。 (5) 特殊割引乗車券の途中下車 途中下車は普通乗車券、定期乗車券に準ずる。 割引回数乗車券は途中下車の取扱をしない。 ６．１円単位運賃の適用条件 (1) 適用条件 株式会社パスモが発行するＩＣカード「ＰＡＳＭＯ」及び株式会社パスモと相互利用を行うＩＣカードを所持する旅客がＩＣカードにより改札機等の改札を受けて入場し、同一のＩＣカードにより改札機等の改札を受けて出場した場合に適用する。 (2) 適用範囲 当社線の各駅相互間及び当社線と「ＰＡＳＭＯ」取扱鉄道事業者との各駅相互間、当社線と東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Ｓｕｉｃａ」又は東京モノレール株式会社が発行する	

「モノレールＳｕｉｃａ」又は東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいＳｕｉｃａ」の各取扱鉄道事業者との各駅相互間（首都圏エリアに限る）とする。

第３ 旅客運賃の計算方法

１．キロ程の計算方（キロ程のは数計算）

(1) 旅客運賃を計算する場合のキロ程は、発着区間の営業キロ程による。

(2) １キロメートル未満のは数は、これを１キロメートルに切上げる。

(3) 運賃計算上使用するキロ程は、線路が同一方向に連続する限りこれを通算する。ただし、旅客の乗車経路が折返しとなるときは、その折返しとなる駅において打切って計算する。また、松戸線と京成電鉄京成本線、押上線、金町線、千葉線、千原線、東成田線、成田空港線を乗り継いで利用する場合は、その接続駅で打切って計算する。

２．運賃のは数計算

運賃計算上１０円未満のは数が生じたときは、これを１０円単位に切り上げる。（以下このは数の計算方法を「は数計算」という。但し、１円単位運賃計算は除く。）

３．普通旅客運賃計算方

(1) １円単位運賃

次の区分の額とし、これを最高額として別紙１に定める額とする。

対キロ区間制

５キロまで	１６７円
５キロを超え９キロまで	１９８円
９キロを超え１３キロまで	２１９円

１３キロを超え１７キロまで　２４０円 １７キロを超え２２キロまで　２６２円 ２２キロを超え２７キロまで　２８２円 (2) １０円単位運賃 次の区分の額とし、これを最高額として別紙１に定める額とする。 対キロ区間制 ５キロまで　１７０円 ５キロを超え９キロまで　２００円 ９キロを超え１３キロまで　２２０円 １３キロを超え１７キロまで　２４０円 １７キロを超え２２キロまで　２７０円 ２２キロを超え２７キロまで　２９０円 往復運賃は、片道運賃の２倍とする。 (3) 小児の旅客運賃計算方 イ　１円単位の小児の普通旅客運賃は、１円単位の普通旅客運賃を折半し、１円未満のは数を切り捨てた額とする。 ロ　１０円単位の小児の普通旅客運賃は、１０円単位の普通旅客運賃を折半し、１０円未満のは数を１０円単位に切り上げた額とする。 (4) 幼児および乳児の旅客運賃計算方 幼児および乳児の普通旅客運賃は、これを小児とみなして取り扱う場合を除き無賃とする。 ４．定期旅客運賃計算方 次の区分の額とし、これを最高額として別紙１に定める額とする。 表定制 (1) １か月定期旅客運賃 イ　通勤定期旅客運賃 ５キロまで　６，２４０円 ５キロを超え９キロまで　７，３５０円 ９キロを超え１３キロまで　８，０８０円	

１３キロを超え １７キロまで　８，８２０円 １７キロを超え ２２キロまで　９，９２０円 ２２キロを超え ２７キロまで　１０，６５０円 ロ　通学定期旅客運賃 ５キロまで　３，２９０円 ５キロを超え９キロまで　３，８８０円 ９キロを超え１３キロまで　４，２７０円 １３キロを超え１７キロまで ４，６５０円 １７キロを超え２２キロまで ５，２４０円 ２２キロを超え２７キロまで ５，６２０円 (2)　３か月定期旅客運賃 １か月定期旅客運賃を３倍し、これを５パーセント割引きしては数計算した額とする。 (3)　６か月定期旅客運賃 １か月定期旅客運賃を６倍し、これを１０パーセント割引きしては数計算した額とする。 (4)　小児の定期旅客運賃の計算方 小児の定期旅客運賃は、通勤、通学の１か月、３か月及び６か月の大人定期旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。 ５．団体旅客運賃計算方 １０円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。 (1)　大人の場合 全行程に対する１人当り普通旅客運賃から次の割引率により計算した割引額を差し引いた額をは数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。	

・割引率

イ　学生団体

２６人以上	２０パーセント
１００人以上	３０パーセント
３００人以上	４０パーセント

ロ　訪日観光団体

１５人以上	１０パーセント
１００人以上	２０パーセント
３００人以上	３０パーセント

ハ　普通団体

２５人以上	１０パーセント
１００人以上	２０パーセント
３００人以上	３０パーセント

(2) 小児の場合

全行程に対する１人当り小児普通旅客運賃から上記割引率により計算した割引額を差し引いた額をは数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

(3) 大人、小児混乗の場合

大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に算出した額を合計したものとする。

(4) 無賃扱人員

イ　学生団体においてその構成人員が２６人以上５０人までのときはうち１人、５１人以上のときは５０人までを増すごとに１人を加える。

ロ　訪日観光団体においてその構成員が２５人以上１００人までは内１人、１０１人以上は１００人までを増すごとに内１人を加える。ただし、無賃の取扱をする者は、当該団体旅客に同行する旅行業者（ガイドを含む。）に限る。

ハ　普通団体においてその構成人員が２５人以上１００人までのときはうち１人、１０１人以

上のときは１００人までを増すごとに１人を加える。 ６．貸切旅客運賃計算方 １０円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。 (1) １両につき１４０人に相当する普通旅客運賃を収受する。 (2) 貸切旅客運賃の最低額 全貸切区間の旅客運賃が１０キロ分に満たないときであっても１０キロ分の旅客運賃を収受する。 (3) 定員超過の場合の取扱方 実際乗車人員がその旅客運賃収受定員を超過するときは、実際乗車人員に相当する普通旅客運賃を収受する。 ７．特殊割引旅客運賃計算方 (1) 普通旅客運賃（１０円単位運賃）、定期旅客運賃 特殊割引旅客運賃は、所定の普通旅客運賃又は所定の定期旅客運賃から次の割引率により計算された割引額を控除した額をは数計算した額とする。 なお、割引回数旅客運賃は、発着区間の普通旅客運賃を１０倍した額から次の割引率により計算された割引額を控除した額をは数計算した額とする。 ・割引率 イ　被救護者及び付添人割引　５０パーセント ロ　身体障害者（介護付のもの）及び介護者割引　５０パーセント ハ　身体障害者（単独用）割引　５０パーセント ニ　知的障害者（介護付のもの）及び介護者割引　５０パーセント ホ　知的障害者（単独用）割引　５０パーセント	

ヘ　精神障害者（介護付のもの）及び介護者割引 ５０パーセント ト　精神障害者（単独用）割引　５０パーセント チ　戦没者遺族割引　５０パーセント リ　放送大学通学用割引　２０パーセント ヌ　通信制高等学校通学用割引　５０パーセント (2) 普通旅客運賃（１円単位運賃） 特殊割引旅客運賃は、所定の普通旅客運賃から次の割引率による割引額を差し引いて、１円未満の端数を切り捨てた額とする。 ・割引率 イ　身体障害者（介護付のもの）及び介護者割引 ５０パーセント ロ　身体障害者（単独用）割引　５０パーセント ハ　知的障害者（介護付のもの）及び介護者割引 ５０パーセント ニ　知的障害者（単独用）割引　５０パーセント ホ　精神障害者（介護付のもの）及び介護者割引 ５０パーセント ヘ　精神障害者（単独用）割引　５０パーセント ８．乗継割引旅客運賃計算方 乗継割引旅客運賃は、所定の普通旅客運賃（１円単位運賃、１０円単位運賃）から次の割引額を差し引いた額とする。 ・割引額 イ　大人 普通旅客運賃から１０円を差し引いた額。 ロ　小児 小児旅客運賃から５円を差し引いた額。	

別紙１ １．普通旅客運賃 （１）１円単位運賃 対キロ区間制 ５キロまで　１６７円 ５キロを超え９キロまで　１８８円 ９キロを超え１３キロまで　２０９円 １３キロを超え１７キロまで　２３０円 １７キロを超え２２キロまで　２５２円 ２２キロを超え２７キロまで　２７２円 （２）１０円単位運賃 対キロ区間制 ５キロまで　１７０円 ５キロを超え９キロまで　１９０円 ９キロを超え１３キロまで　２１０円 １３キロを超え１７キロまで　２３０円 １７キロを超え２２キロまで　２６０円 ２２キロを超え２７キロまで　２８０円 ２．定期旅客運賃 表定制 （１）１か月定期旅客運賃 イ．通勤定期旅客運賃 ５キロまで　６，２４０円 ５キロを超え９キロまで　７，０７０円 ９キロを超え１３キロまで　７，８１０円 １３キロを超え１７キロまで ８，５６０円 １７キロを超え２２キロまで ９，６７０円 ２２キロを超え２７キロまで １０，４２０円 ロ．通学定期旅客運賃 ５キロまで　３，２９０円 ５キロを超え９キロまで　３，７６０円	（削除）

９キロを超え１３キロまで ４，１６０円 １３キロを超え１７キロまで ４，５６０円 １７キロを超え２２キロまで ５，１５０円 ２２キロを超え２７キロまで ５，５５０円	

５．設備投資計画

（単位：億円）

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	投資計画(主な投資内容)	計画	計画	計画	計画	計画
安全	**車両代替** 3200形等導入	120	95	101	45	46
	変電所更新 五香・高根・日暮里変電所更新工事 その他各変電所の設備更新工事	16	12	27	25	21
	耐震補強工事 高架橋柱、駅舎・ホーム上家等	27	30	19	8	7
	法面補強工事 公津の杜～京成成田駅間等	9	5	5	4	4
	押上線葛飾区内連続立体交差事業 四ツ木駅～青砥駅間	7	7	9	6	10
	その他 京成本線荒川橋梁架替工事、保守用車基地整備、軌道強化、連動装置更新、職場環境の改善等	156	109	114	127	140
	小計	335	258	275	215	228
サービス改善	**駅設備の改修・リニューアル** 駅トイレのリニューアル、駅施設の内外装改修など	12	12	8	7	10
	バリアフリー設備 ホームドア整備など	35	52	37	56	51
	その他 京成津田沼駅改良、磁気乗車券の置き換え等	78	22	25	38	19
	小計	125	86	70	101	80
輸送力増強	**宗吾車両基地拡充**	67	148	201	5	5
	新型有料特急導入 3900形　車両導入	0	64	256	0	0
	その他 新型有料特急運行開始に係る乗務員宿直施設、し尿処理設備、ホームドアの改修等	39	41	104	72	58
	小計	106	253	561	77	63
合計		566	597	906	393	371

※端数処理のため、各項目の計と合計が一致しない場合がある

6．（1）現行・申請運賃一覧表

（1）京成本線、東成田線、押上線、金町線、千葉線

現　行

（1）普通旅客運賃表

普通旅客運賃

キロ程	1円単位運賃	10円単位運賃
1	136 円	140 円
2	136	140
3	136	140
4	157	160
5	157	160
6	189	190
7	189	190
8	189	190
9	189	190
10	189	190
11	262	270
12	262	270
13	262	270
14	262	270
15	262	270
16	325	330
17	325	330
18	325	330
19	325	330
20	325	330
21	377	380
22	377	380
23	377	380
24	377	380
25	377	380
26	440	440
27	440	440
28	440	440
29	440	440
30	440	440
31	492	500
32	492	500
33	492	500
34	492	500
35	492	500
36	545	550
37	545	550
38	545	550
39	545	550
40	545	550
41	608	610
42	608	610
43	608	610
44	608	610
45	608	610
46	671	680
47	671	680
48	671	680
49	671	680
50	671	680

税抜運賃（参考）※

キロ程	税抜運賃
1	124 円
2	124
3	124
4	143
5	143
6	172
7	172
8	172
9	172
10	172
11	239
12	239
13	239
14	239
15	239
16	296
17	296
18	296
19	296
20	296
21	343
22	343
23	343
24	343
25	343
26	400
27	400
28	400
29	400
30	400
31	448
32	448
33	448
34	448
35	448
36	496
37	496
38	496
39	496
40	496
41	553
42	553
43	553
44	553
45	553
46	610
47	610
48	610
49	610
50	610

申　請

（1）普通旅客運賃表

普通旅客運賃

キロ程	1円単位運賃	10円単位運賃
1	167 円	170 円
2	167	170
3	167	170
4	196	200
5	196	200
6	229	230
7	229	230
8	229	230
9	229	230
10	229	230
11	314	320
12	314	320
13	314	320
14	314	320
15	314	320
16	387	390
17	387	390
18	387	390
19	387	390
20	387	390
21	449	450
22	449	450
23	449	450
24	449	450
25	449	450
26	520	520
27	520	520
28	520	520
29	520	520
30	520	520
31	585	590
32	585	590
33	585	590
34	585	590
35	585	590
36	649	650
37	649	650
38	649	650
39	649	650
40	649	650
41	720	720
42	720	720
43	720	720
44	720	720
45	720	720
46	801	810
47	801	810
48	801	810
49	801	810
50	801	810

税抜運賃（参考）※

キロ程	税抜運賃
1	152 円
2	152
3	152
4	179
5	179
6	209
7	209
8	209
9	209
10	209
11	286
12	286
13	286
14	286
15	286
16	352
17	352
18	352
19	352
20	352
21	409
22	409
23	409
24	409
25	409
26	473
27	473
28	473
29	473
30	473
31	532
32	532
33	532
34	532
35	532
36	590
37	590
38	590
39	590
40	590
41	655
42	655
43	655
44	655
45	655
46	729
47	729
48	729
49	729
50	729

別表１つづき

現　行

キロ程	１円単位運賃	１０円単位運賃
51	733	740
52	733	740
53	733	740
54	733	740
55	733	740
56	786	790
57	786	790
58	786	790
59	786	790
60	786	790
61	849	850
62	849	850
63	849	850
64	849	850
65	849	850
66	902	910
67	902	910
68	902	910
69	902	910
70	902	910

キロ程	税抜運賃
51	667
52	667
53	667
54	667
55	667
56	715
57	715
58	715
59	715
60	715
61	772
62	772
63	772
64	772
65	772
66	820
67	820
68	820
69	820
70	820

ただし、京成成田駅・東成田駅間又は同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合及び東成田駅・成田空港駅間内の各駅相互間を乗車する場合は、７０円、京成成田駅・空港第２ビル駅間又は京成成田駅・成田空港駅間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、１４０円を加算する。

※参考として表示した「税抜運賃」とは、２０１４年３月３１日時点の税込普通旅客運賃に１０５分の５を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）をいう。

申　請

キロ程	１円単位運賃	１０円単位運賃
51	875	880
52	875	880
53	875	880
54	875	880
55	875	880
56	939	940
57	939	940
58	939	940
59	939	940
60	939	940
61	1,010	1,010
62	1,010	1,010
63	1,010	1,010
64	1,010	1,010
65	1,010	1,010
66	1,081	1,090
67	1,081	1,090
68	1,081	1,090
69	1,081	1,090
70	1,081	1,090

キロ程	税抜運賃
51	796
52	796
53	796
54	796
55	796
56	854
57	854
58	854
59	854
60	854
61	919
62	919
63	919
64	919
65	919
66	983
67	983
68	983
69	983
70	983

ただし、京成成田駅・東成田駅間又は同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合及び東成田駅・成田空港駅間内の各駅相互間を乗車する場合は、７０円、京成成田駅・空港第２ビル駅間又は京成成田駅・成田空港駅間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、１４０円を加算する。

※参考として表示した「税抜運賃」とは、２０２６年１１月６日時点の税率で算出した申請運賃に１１０分の１０を乗じ、算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）の１円未満のは数を１円単位に切り上げた額とする。

現　行

（２）通勤定期旅客運賃（１か月）

キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃
1	5,300 円	25	14,920 円	49	21,540 円
2	5,300	26	16,840	50	21,640
3	5,300	27	16,840	51	21,750
4	5,300	28	16,840	52	21,860
5	5,300	29	16,840	53	21,960
6	7,860	30	16,840	54	22,070
7	7,860	31	18,130	55	22,180
8	7,860	32	18,760	56	22,290
9	7,860	33	19,300	57	22,390
10	7,860	34	19,720	58	22,490
11	10,430	35	20,040	59	22,610
12	10,430	36	20,150	60	22,710
13	10,430	37	20,250	61	22,810
14	10,430	38	20,370	62	22,930
15	10,430	39	20,470	63	23,030
16	12,670	40	20,570	64	23,140
17	12,670	41	20,690	65	23,250
18	12,670	42	20,790	66	23,350
19	12,670	43	20,900	67	23,460
20	12,670	44	21,000	68	23,560
21	14,920	45	21,110	69	23,680
22	14,920	46	21,220	70	23,780
23	14,920	47	21,320		
24	14,920	48	21,440		

ただし、京成成田駅・東成田駅間又は同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合及び東成田駅・成田空港駅間内の各駅相互間を乗車する場合は、３，２４０円、京成成田駅・空港第２ビル駅間又は京成成田駅・成田空港駅間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、６，２８０円を加算する。

申　請

（２）通勤定期旅客運賃（１か月）

キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃
1	6,350 円	25	17,850 円	49	25,640 円
2	6,350	26	20,120	50	25,760
3	6,350	27	20,120	51	25,880
4	6,350	28	20,120	52	26,020
5	6,350	29	20,120	53	26,120
6	9,420	30	20,120	54	26,240
7	9,420	31	21,660	55	26,380
8	9,420	32	22,400	56	26,490
9	9,420	33	23,040	57	26,590
10	9,420	34	23,520	58	26,700
11	12,500	35	23,880	59	26,820
12	12,500	36	24,020	60	26,940
13	12,500	37	24,140	61	27,060
14	12,500	38	24,280	62	27,200
15	12,500	39	24,380	63	27,320
16	15,180	40	24,500	64	27,440
17	15,180	41	24,640	65	27,550
18	15,180	42	24,760	66	27,650
19	15,180	43	24,900	67	27,780
20	15,180	44	25,020	68	27,880
21	17,850	45	25,140	69	28,020
22	17,850	46	25,280	70	28,140
23	17,850	47	25,400		
24	17,850	48	25,540		

ただし、京成成田駅・東成田駅間又は同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合及び東成田駅・成田空港駅間内の各駅相互間を乗車する場合は、３，２４０円、京成成田駅・空港第２ビル駅間又は京成成田駅・成田空港駅間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、６，２８０円を加算する。

現　行

（３）通学定期旅客運賃（１か月）

キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃
1	1,070 円	25	4,880 円	49	5,410 円
2	1,350	26	4,910	50	5,430
3	1,640	27	4,950	51	5,450
4	1,890	28	4,970	52	5,470
5	2,140	29	4,990	53	5,500
6	2,390	30	5,010	54	5,520
7	2,620	31	5,030	55	5,540
8	2,850	32	5,050	56	5,560
9	3,050	33	5,080	57	5,580
10	3,260	34	5,100	58	5,600
11	3,470	35	5,120	59	5,620
12	3,640	36	5,140	60	5,630
13	3,790	37	5,160	61	5,670
14	3,950	38	5,180	62	5,690
15	4,080	39	5,200	63	5,710
16	4,220	40	5,220	64	5,730
17	4,330	41	5,240	65	5,750
18	4,440	42	5,260	66	5,770
19	4,530	43	5,280	67	5,790
20	4,620	44	5,310	68	5,810
21	4,700	45	5,330	69	5,830
22	4,760	46	5,350	70	5,850
23	4,810	47	5,370		
24	4,850	48	5,390		

ただし、京成成田駅・東成田駅間又は同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合及び東成田駅・成田空港駅間内の各駅相互間を乗車する場合は、１，１６０円、京成成田駅・空港第２ビル駅間又は京成成田駅・成田空港駅間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、２，５５０円を加算する。

申　請

（３）通学定期旅客運賃（１か月）

略

（２）千原線

別表１

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>申　　請</th></tr>
<tr><td>普通旅客運賃
<table><tr><th>キロ程</th><th>１円単位
運賃</th><th>１０円単位
運賃</th></tr><tr><td>1</td><td>189 円</td><td>190 円</td></tr><tr><td>2</td><td>189</td><td>190</td></tr><tr><td>3</td><td>189</td><td>190</td></tr><tr><td>4</td><td>251</td><td>260</td></tr><tr><td>5</td><td>251</td><td>260</td></tr><tr><td>6</td><td>272</td><td>280</td></tr><tr><td>7</td><td>293</td><td>300</td></tr><tr><td>8</td><td>314</td><td>320</td></tr><tr><td>9</td><td>325</td><td>330</td></tr><tr><td>10</td><td>346</td><td>350</td></tr><tr><td>11</td><td>367</td><td>370</td></tr></table>税抜運賃（参考）※
<table><tr><th>キロ程</th><th>税抜運賃</th></tr><tr><td>1</td><td>172 円</td></tr><tr><td>2</td><td>172</td></tr><tr><td>3</td><td>172</td></tr><tr><td>4</td><td>229</td></tr><tr><td>5</td><td>229</td></tr><tr><td>6</td><td>248</td></tr><tr><td>7</td><td>267</td></tr><tr><td>8</td><td>286</td></tr><tr><td>9</td><td>296</td></tr><tr><td>10</td><td>315</td></tr><tr><td>11</td><td>334</td></tr></table>※参考として表示した「税抜運賃」とは、２０１４年３月３１日時点の税込普通旅客運賃に１０５分の５を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）をいう。</td><td>普通旅客運賃
（削除）</td></tr>
</table>

別表２

現　　行	申　　請
定期旅客運賃（１か月） 通勤定期旅客運賃	定期旅客運賃（１か月） 通勤定期旅客運賃 （削除）

キロ程	運賃
1	7,470 円
2	7,470
3	7,470
4	9,550
5	9,550
6	10,380
7	11,220
8	12,050
9	12,880
10	13,710
11	14,550

現　　行	申　　請
定期旅客運賃（１か月） 通学定期旅客運賃	定期旅客運賃（１か月） 通学定期旅客運賃 （削除）

キロ程	運賃
1	5,700 円
2	5,700
3	5,700
4	7,300
5	7,300
6	7,950
7	8,600
8	9,230
9	9,870
10	10,510
11	11,150

（３）成田空港線

現　行

（１）普通旅客運賃表

普通旅客運賃

キロ程	１円単位運賃	１０円単位運賃
1	210 円	210 円
2	210	210
3	210	210
4	314	320
5	314	320
6	388	390
7	388	390
8	462	470
9	462	470
10	524	530
11	524	530
12	597	600
13	597	600
14	597	600
15	660	660
16	660	660
17	660	660
18	712	720
19	712	720
20	712	720
21	765	770
22	765	770
23	765	770
24	796	800
25	796	800
26	796	800
27	828	830
28	828	830
29	828	830
30	859	860
31	859	860
32	859	860
33	859	860
34	891	900
35	891	900
36	891	900
37	891	900
38	922	930
39	922	930
40	922	930
41	922	930
42	953	960
43	953	960
44	953	960
45	953	960
46	974	980
47	974	980
48	974	980
49	974	980
50	995	1,000
51	995	1,000
52	995	1,000

税抜運賃（参考）※

キロ程	税抜運賃
1	191 円
2	191
3	191
4	286
5	286
6	353
7	353
8	420
9	420
10	477
11	477
12	543
13	543
14	543
15	600
16	600
17	600
18	648
19	648
20	648
21	696
22	696
23	696
24	724
25	724
26	724
27	753
28	753
29	753
30	781
31	781
32	781
33	781
34	810
35	810
36	810
37	810
38	839
39	839
40	839
41	839
42	867
43	867
44	867
45	867
46	886
47	886
48	886
49	886
50	905
51	905
52	905

※参考として表示した「税抜運賃」とは、２０１４年３月３１日時点の税込普通旅客運賃に１０５分の５を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）をいう。

申　請

（１）普通旅客運賃表

普通旅客運賃

キロ程	１円単位運賃	１０円単位運賃
1	229 円	230 円
2	229	230
3	229	230
4	344	350
5	344	350
6	425	430
7	425	430
8	511	520
9	511	520
10	583	590
11	583	590
12	667	670
13	667	670
14	667	670
15	739	740
16	739	740
17	739	740
18	803	810
19	803	810
20	803	810
21	865	870
22	865	870
23	865	870
24	907	910
25	907	910
26	907	910
27	946	950
28	946	950
29	946	950
30	990	990
31	990	990
32	990	990
33	990	990
34	1,031	1,040
35	1,031	1,040
36	1,031	1,040
37	1,031	1,040
38	1,081	1,090
39	1,081	1,090
40	1,081	1,090
41	1,081	1,090
42	1,123	1,130
43	1,123	1,130
44	1,123	1,130
45	1,123	1,130
46	1,144	1,150
47	1,144	1,150
48	1,144	1,150
49	1,144	1,150
50	1,180	1,180
51	1,180	1,180
52	1,180	1,180

税抜運賃（参考）※

キロ程	税抜運賃
1	209 円
2	209
3	209
4	313
5	313
6	387
7	387
8	465
9	465
10	530
11	530
12	607
13	607
14	607
15	672
16	672
17	672
18	730
19	730
20	730
21	787
22	787
23	787
24	825
25	825
26	825
27	860
28	860
29	860
30	900
31	900
32	900
33	900
34	938
35	938
36	938
37	938
38	983
39	983
40	983
41	983
42	1,021
43	1,021
44	1,021
45	1,021
46	1,040
47	1,040
48	1,040
49	1,040
50	1,073
51	1,073
52	1,073

※参考として表示した「税抜運賃」とは、２０２６年１１月６日時点の税率で算出した申請運賃に１１０分の１０を乗じ、算出した税額を同運賃から減額して算出した額（基準額）の１円未満のは数を１円単位に切り上げた額とする。

別表２

現　行

（２）通勤定期旅客運賃（１か月）

キロ程	運賃	キロ程	運賃
1	8,780 円	27	34,690 円
2	8,780	28	34,690
3	8,780	29	34,690
4	13,170	30	36,010
5	13,170	31	36,010
6	16,250	32	36,010
7	16,250	33	36,010
8	19,320	34	37,320
9	19,320	35	37,320
10	21,960	36	37,320
11	21,960	37	37,320
12	25,020	38	38,640
13	25,020	39	38,640
14	25,020	40	38,640
15	27,660	41	38,640
16	27,660	42	39,960
17	27,660	43	39,960
18	29,850	44	39,960
19	29,850	45	39,960
20	29,850	46	40,840
21	32,050	47	40,840
22	32,050	48	40,840
23	32,050	49	40,840
24	33,370	50	41,720
25	33,370	51	41,720
26	33,370	52	41,720

申　請

（２）通勤定期旅客運賃（１か月）

キロ程	運賃	キロ程	運賃
1	9,490 円	27	39,300 円
2	9,490	28	39,300
3	9,490	29	39,300
4	14,300	30	41,140
5	14,300	31	41,140
6	17,640	32	41,140
7	17,640	33	41,140
8	21,180	34	42,800
9	21,180	35	42,800
10	24,220	36	42,800
11	24,220	37	42,800
12	27,700	38	44,920
13	27,700	39	44,920
14	27,700	40	44,920
15	30,700	41	44,920
16	30,700	42	46,680
17	30,700	43	46,680
18	33,360	44	46,680
19	33,360	45	46,680
20	33,360	46	47,560
21	35,920	47	47,560
22	35,920	48	47,560
23	35,920	49	47,560
24	37,700	50	49,080
25	37,700	51	49,080
26	37,700	52	49,080

別表２つづき

現　　行	申　　請
（３）通学定期旅客運賃（１か月）	（３）通学定期旅客運賃（１か月）

キロ程	運賃	キロ程	運賃
1	5,520 円	27	21,800 円
2	5,520	28	21,800
3	5,520	29	21,800
4	8,280	30	22,630
5	8,280	31	22,630
6	10,210	32	22,630
7	10,210	33	22,630
8	12,140	34	23,450
9	12,140	35	23,450
10	13,800	36	23,450
11	13,800	37	23,450
12	15,730	38	24,280
13	15,730	39	24,280
14	15,730	40	24,280
15	17,390	41	24,280
16	17,390	42	25,120
17	17,390	43	25,120
18	18,780	44	25,120
19	18,780	45	25,120
20	18,780	46	25,670
21	20,150	47	25,670
22	20,150	48	25,670
23	20,150	49	25,670
24	20,980	50	26,220
25	20,980	51	26,220
26	20,980	52	26,220

略

（４）松戸線

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>申　　請</th></tr>
<tr><td>（１）普通旅客運賃表
普通旅客運賃
<table>
<tr><th>キロ程</th><th>１円単位
運賃</th><th>１０円単位
運賃</th></tr>
<tr><td>1</td><td>167 円</td><td>170 円</td></tr>
<tr><td>2</td><td>167</td><td>170</td></tr>
<tr><td>3</td><td>167</td><td>170</td></tr>
<tr><td>4</td><td>167</td><td>170</td></tr>
<tr><td>5</td><td>167</td><td>170</td></tr>
<tr><td>6</td><td>198</td><td>200</td></tr>
<tr><td>7</td><td>198</td><td>200</td></tr>
<tr><td>8</td><td>198</td><td>200</td></tr>
<tr><td>9</td><td>198</td><td>200</td></tr>
<tr><td>10</td><td>219</td><td>220</td></tr>
<tr><td>11</td><td>219</td><td>220</td></tr>
<tr><td>12</td><td>219</td><td>220</td></tr>
<tr><td>13</td><td>219</td><td>220</td></tr>
<tr><td>14</td><td>240</td><td>240</td></tr>
<tr><td>15</td><td>240</td><td>240</td></tr>
<tr><td>16</td><td>240</td><td>240</td></tr>
<tr><td>17</td><td>240</td><td>240</td></tr>
<tr><td>18</td><td>262</td><td>270</td></tr>
<tr><td>19</td><td>262</td><td>270</td></tr>
<tr><td>20</td><td>262</td><td>270</td></tr>
<tr><td>21</td><td>262</td><td>270</td></tr>
<tr><td>22</td><td>262</td><td>270</td></tr>
<tr><td>23</td><td>282</td><td>290</td></tr>
<tr><td>24</td><td>282</td><td>290</td></tr>
<tr><td>25</td><td>282</td><td>290</td></tr>
<tr><td>26</td><td>282</td><td>290</td></tr>
<tr><td>27</td><td>282</td><td>290</td></tr>
</table>
</td><td>（１）普通旅客運賃表
普通旅客運賃
（削除）</td></tr>
</table>

別表２

現　　行	申　　請
（２）通勤定期旅客運賃（１か月）	（２）通勤定期旅客運賃（１か月）

ｷﾛ程	運賃
1	6,240 円
2	6,240
3	6,240
4	6,240
5	6,240
6	7,350
7	7,350
8	7,350
9	7,350
10	8,080
11	8,080
12	8,080
13	8,080
14	8,820
15	8,820
16	8,820
17	8,820
18	9,920
19	9,920
20	9,920
21	9,920
22	9,920
23	10,650
24	10,650
25	10,650
26	10,650
27	10,650

（削除）

別表２つづき

現　　行	申　　請
（３）通学定期旅客運賃（１か月）	（３）通学定期旅客運賃（１か月）

キロ程	運賃
1	3,290 円
2	3,290
3	3,290
4	3,290
5	3,290
6	3,880
7	3,880
8	3,880
9	3,880
10	4,270
11	4,270
12	4,270
13	4,270
14	4,650
15	4,650
16	4,650
17	4,650
18	5,240
19	5,240
20	5,240
21	5,240
22	5,240
23	5,620
24	5,620
25	5,620
26	5,620
27	5,620

（削除）

６．（２）定期運賃平均割引率および改定率・増収率

①定期運賃平均割引率

京成本線、東成田線、押上線、金町線、千葉線、千原線、松戸線

通勤定期		通学定期	
現　行	申　請	現　行	申　請
35.9%	36.3%	80.0%	83.1%

成田空港線

通勤定期		通学定期	
現　行	申　請	現　行	申　請
30.2%	30.8%	56.1%	61.4%

※上記は現行に鉄道駅バリアフリー料金を含まない場合の定期割引率
※申請割引率は区間ごとに算出した普通旅客運賃の加重平均額に対する割引率

②改定率・増収率

種　別		改定率	増収率
定期外		14.3%	12.6%
定期	通勤	16.9%	13.5%
	通学	△11.5%	△7.2%
	計	13.7%	11.2%
合　計		14.1%	12.2%

※上記は現行に鉄道駅バリアフリー料金を含む場合の改定率・増収率

６．（３）主要区間・対抗区間運賃比較

①主要区間

区間	種別	現行運賃（ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ料金含）		申請運賃		差額	
		ICカード（１円単位）	きっぷ（10円単位）	ICカード（１円単位）	きっぷ（10円単位）	ICカード（１円単位）	きっぷ（10円単位）
京成上野～成田空港（京成本線経由）	普通	1,052	1,060	1,221	1,230	169	170
	通勤定期		30,660		34,420		3,760
京成上野～成田空港（成田空港線経由）	普通	1,267	1,280	1,494	1,500	227	220
	通勤定期		52,750		61,580		8,830
	有料特急	2,567	2,580	2,994	3,000	427	420
押上～成田空港（京成本線経由）	普通	999	1,000	1,150	1,150	151	150
	通勤定期		30,020		33,720		3,700
押上～成田空港（成田空港線経由）	普通	1,194	1,200	1,409	1,410	215	210
	通勤定期		50,180		58,500		8,320
京成上野～青砥	普通	272	280	314	320	42	40
	通勤定期		11,030		12,500		1,470
京成上野～京成船橋	普通	450	450	520	520	70	70
	通勤定期		17,440		20,120		2,680
京成上野～八千代台	普通	555	560	649	650	94	90
	通勤定期		20,850		24,140		3,290
京成上野～勝田台	普通	618	620	720	720	102	100
	通勤定期		21,290		24,640		3,350
京成上野～京成成田	普通	859	860	1,010	1,010	151	150
	通勤定期		23,530		27,200		3,670
京成船橋～八千代台	普通	272	280	314	320	42	40
	通勤定期		11,030		12,500		1,470
京成船橋～勝田台	普通	335	340	387	390	52	50
	通勤定期		13,270		15,180		1,910
京成船橋～京成成田	普通	555	560	649	650	94	90
	通勤定期		20,850		24,140		3,290
北習志野～京成幕張本郷	普通	334	340	229	230	-105	-110
	通勤定期		12,970		9,420		-3,550
	通学定期		5,400		2,850		-2,550
北習志野～八千代台	普通	387	390	314	320	-73	-70
	通勤定期		15,530		12,500		-3,030
	通学定期		6,380		3,790		-2,590
北習志野～船橋競馬場	普通	334	340	229	230	-105	-110
	通勤定期		12,970		9,420		-3,550
	通学定期		5,400		2,850		-2,550
新津田沼～八千代台	普通	366	370	229	230	-137	-140
	通勤定期		14,700		9,420		-5,280
	通学定期		5,910		3,050		-2,860
京成千葉～ちはら台	普通	443	450	314	320	-129	-130
	通勤定期		21,050		12,500		-8,550
	通学定期		12,220		3,640		-8,580

※有料特急はスカイライナーを利用

②対抗区間

区間	京成電鉄		競合（JR東日本）		差額（円）
	運賃		運賃		
	種別	申請（円）	区間	現行（円）	
京成上野～市川真間	普通	387	上野～市川	341	46
	通勤定期	15,180		10,480	4,700
	通学定期	4,440		7,510	-3,070
京成上野～京成船橋	普通	520	上野～船橋	440	80
	通勤定期	20,120		13,120	7,000
	通学定期	4,910		8,340	-3,430
京成上野～京成津田沼	普通	520	上野～津田沼	528	-8
	通勤定期	20,120		15,600	4,520
	通学定期	5,010		8,410	-3,400
京成上野～京成成田	普通	1,010	上野～成田（我孫子経由）	1,221	-211
	通勤定期	27,200		33,640	-6,440
	通学定期	5,690		16,040	-10,350
京成千葉～京成幕張本郷	普通	314	千葉～幕張本郷	209	105
	通勤定期	12,500		6,240	6,260
	通学定期	3,470		4,840	-1,370
京成上野～成田空港（京成本線経由）	普通	1,221	上野～成田空港（錦糸町経由）	1,408	-187
	通勤定期	34,420		40,000	-5,580
	通学定期	8,400		19,220	-10,820
京成上野～成田空港（成田空港線経由）	普通	1,494	東京～成田空港	1,408	86
	通勤定期	61,580		40,000	21,580
	通学定期	9,260		19,220	-9,960
	有料特急	2,994		3,138	-144

※有料特急は京成：スカイライナー、ＪＲ：成田エクスプレス利用時